

(一) 東京市場金利表 (錢)

年月	コール翌日物			商業手形		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
7. 1	2.100	1.400	1.62	2.10	1.60	1.84
7. 2	2.100	1.550	1.76	2.10	1.70	1.90
7. 3	2.000	1.300	1.62	2.10	1.70	1.90
8. 1	0.900	0.750	0.87	1.80	1.15	1.44
8. 2	0.900	0.700	0.83	1.70	1.15	1.43
8. 3	0.900	0.700	0.83	1.70	1.15	1.43
8. 4	0.900	0.600	0.73	1.70	1.10	1.35
8. 5	0.800	0.500	0.69	1.60	1.10	1.35
8. 6	0.950	0.650	0.77	1.60	1.10	1.35
8. 7	0.800	0.575	0.68	1.60	1.10	1.30
8. 8	0.700	0.625	0.68	1.50	1.10	1.30
8. 9	0.800	0.650	0.69	1.50	1.10	1.30
8. 10	0.800	0.650	0.70	1.50	1.10	1.30
8. 11	0.750	0.650	0.70	1.50	1.10	1.31
8. 12	1.000	0.600	0.71	1.60	1.15	1.34
9. 1	0.725	0.600	0.67	1.50	1.15	1.33
9. 2	0.700	0.675	0.69	1.50	1.15	1.33
9. 3	0.750	0.675	0.70	1.50	1.15	1.33
9. 4	0.750	0.600	0.68	1.50	1.15	1.33
9. 5	0.700	0.550	—	1.50	1.15	—

は大體次の如き諸事情があつたからだ。その一は正金が三億數千萬圓に上る外貨買持額を大部分市中のコールで賄つたためであり、其他事業資金、社債借替迄の繼ぎ金等に相當資金が動いたからである。また近來コールの出手が大信託及び協定銀行筋に牛耳られてをるので、この關係から金利の低下が幾分阻止される傾きもある。が、流石に四月に入つて後は米券の現金償還で資金

は一層潤澤化し、自然短資は幾分軟調に傾き、五月に入り遂ひに五厘五毛の出現をみるに至つた。なほ手形割引歩合の推移も一月最高一錢五厘、最低一錢一厘五毛、平均一錢三厘三毛、二月三月も同じく平均一錢三厘三毛で、昨年第四四半期より幾分眩り氣味であつた。

次に長期金利の動きをみるに第二表の如く、第一四半期に於ける新發行社債の發行利率は平均四分六七厘で、昨年下半年に比して一、二厘方の下鞘となり、更に八年第一四半期に比較すれば實に一

(二) 新發行會社々債利率表

年月	發行額 千円	發行利率 %	最終廻
			利率 %
8年 1月	5.500	5.50	5.50
2月	32.500	5.88	5.88
3月	22.400	6.07	6.07
4月	48.000	5.50	5.73
5月	32.500	5.80	5.88
6月	4.750	5.77	5.77
7月	81.000	5.33	5.38
8月	83.500	5.25	5.25
9月	184.000	4.87	4.93
10月	145.500	4.81	4.82
11月	68.700	4.70	4.70
12月	40.500	5.40	5.40
9年 1月	192.500	4.75	4.75
2月	129.600	4.69	4.69
3月	116.300	4.70	4.70

分以上の開きを示してをる。また其他の貸付歩合も同様低下の傾向に在る。普通銀行には貸出最低率一錢二厘と云ふ嚴格な協定があるが、信託會社はこれ以下の低利で盛んに貸出の獲得に務めてをる。この外、勸銀、興銀、北拓、農工、等の特銀筋及び中央金庫、預金部等の特殊金融機關はいづれも貸出利率の引下を実施した。

以上述べた如き貸付金利の低下に伴ひ、銀行の採算は漸次苦しくなり、この對策として預金コストの切下が必要となつた。殊に從來都市銀行に比して可成り高利であつた地方銀行は續々その『勉強率』を廢止し、其他安田及び、川崎貯蓄銀行の地方支店も夫々預金利下を実施した。貯蓄銀行中協定のアウトサイダーたる不動貯蓄の如きは据置貯金の利子を二月一日以降三分五厘に引下げ、甲種普通銀行の定期預金協定率三分七厘に比して二厘方低利を示した。そこで最近乙種協定銀行も遂に定期預金協定率を二厘方引下げ年四分丁度に改めることに内定した。

二、財政インフレーションの進展と預金増加の傾向

斯くの如く依然低金利状態にあるのは外でもなく財政インフレの影響である。先づ政府の公債発行状況からみよう。

政府は昨年九月「い號」四分利公債額面三億圓同十一月「ろ號」四分利公債額面四億圓を發行したが本四半期に於ても年度末の三月卅日に「は號」四分利公債一億六千萬圓を日銀引受の方法で發行した。これで八年度中の新規發行公債額は八億六千萬圓、手取金額八億四千七百五十萬圓に達したわけである。八年度財政計劃に基く公債發行豫定額は十億一千八百八十一萬二千圓であつたから、差引一億五千八百八十一萬二千圓(額面)丈け尠なかつたことになる。これは自然増収其他の事情で發行不要となつたものだ。

(三) 昭和8年度中新規發行公債(千円)

公債名	額面	手取額
い號四分利	300,000	295,500
ろ號四分利	400,000	394,400
は號四分利	160,000	157,600
合計	860,000	847,500

- 一、發行額 額面一億六千萬圓
- 二、發行價格 額面百圓に付九十八圓五十錢
- 三、償還期限 昭和三十四年九月一日迄
- 四、利率 年四分
- 五、利子支拂期 三月一日及九月一日の二回
- 六、初期利子(昭和九年九月一日渡)額面百圓に付一圓七十錢
- 七、利廻歩合複利四分〇九、單利四分一二

これに依ると、利率は昨年九月の「い號」及び十一月の「ろ號」と同じ四分利だが、期限に於て「い號」より五ヶ月、「ろ號」より一年七ヶ月延長された。それ丈け昨年よりも金融界の情勢が一層軟化したわ

(四) 9年1月以降米券發行額

記號	發行日	發行額	利引日歩	支拂期日	引受先	備考
第20回	1.25	88,000	6.0	4.25	日銀	借替
第21回	2.27	70,000	7.0	8.27	預金部	〃
第22回	4.1	58,000	6.5	4.2	日銀	〃
第23回	4.2	100,000	7.0	9.25	*預金部	〃
第24回	4.2	100,000	7.5	12.26	日銀	〃
第25回	4.25	88,000	7.25	10.25	日銀	〃
第26回	5.1	62,000	7.25	11.26	日銀	〃

(備考) *預金部 40,000千圓・日銀60,000千圓 第22.23.24回は4月1日期限あ.さ.き.ゆ.め.み.ひ.號額面258,645千圓のうち645千圓丈け現金償還し残額を借替へたもの。

けである。この一億六千萬圓の新規公債は未だ金融市場に直接影響はないが、然し今後この代り金が市場に出るから一の軟材料視される。第一四半期の金融市場を潤した政府資金の源泉は昨年末に發行

された「ろ號」公債と日銀及び預金部引受で發行された米穀證券その他等である。なほ三月卅日には別に一億六千四百萬圓の公債が前記「は號」四分利と同一の條件で預金部引受の方法に依り發行されが、然しこれは預金部からの借入金で公債に振替へたものだから金融市場には何等影響が無かつた。次に米穀證券は第四表の如く屢々發行された。尤もこの全部が舊債の借替へであるから、若しこの舊債の金額が日銀及び預金部の手持になつてをれば何等市場を潤すことにはならない。が、實際はこれらの舊債の多くが市中銀行の手持になつて居たから、その借替毎に資金が一時潤澤となつた。殊に四月二日發行の二億五千八百萬圓は形式上は借替であるが實質的には大部分現金償還となつたから、これが市場に對す

る大きな軟材料となつたことは既に一言した通りである。即ちこの舊債は米穀統制法による米の買上代金として交付された割引米穀證券あ、さ、き、ゆ、め、み、ひ、號二億五千八百六十四萬五千圓でこの中六十餘萬圓だけ現金償還し、残り二億五千八百萬圓を第四表にみる如く第廿三、廿四、廿五回の三種に分つて四千萬圓を預金部、一億一千八百萬圓を日銀引受の下に借替發行した。が、この舊債は既に全部一流銀行、信託、産業組合中央金庫、朝鮮銀行及同殖産銀行、貯蓄銀行、名古屋筋、米産地方銀行筋、等の手中にあつたため、事實上は現金償還となつたのである。猶ほ本四半期には藏券の發行は無かつた。

以上の如く公債及び米券の日銀引受と云ふ形式で財政インフレは進展した。公債を日銀引受で發行して政府當座預金を造出し、これを軍需品其他の支拂に充てる。軍需工業會社はこの金を銀行に預金し、また其他の各事業會社もインフレで豊富になつた資金を夫々關係銀行に預金する。一方、一千萬石に及ぶ米の買上は農業インフレとなつて結局銀行預金の増加を齎す。この結果、民間銀行の預金はグン／＼増加し、其の運用に尠ならず困難を感じるに至るので、日銀のマーケット・オペレーションを渡りに舟と盛んに公債を買込み、また一方株式及び社債に對する投資を旺んに行つたことは次項にみる通りである。

(五) 日銀主要勘定變化(百万円)

月日	所有 公債	政府 當座	民間 預金	割手 貸付
12.30	669.5	114.6	116.3	807.1
1.20	564.8	188.3	78.6	624.6
1.27	604.6	191.8	89.9	631.6
2.10	588.4	242.6	80.0	639.3
3.10	491.2	175.3	82.6	621.9
3.24	440.7	152.1	68.7	631.6
3.31	589.5	252.7	100.1	701.5
4. 7	657.5	283.9	78.3	623.0
4.14	612.1	204.3	106.0	622.9

(備考) 公債中には一時貸金を含む。

そこで以上の如き財政インフレの進展と預金増加の過程を数字的に示せば次の通りである。先づ第五表により日銀の主要勘定の變化をみるに、財政インフレの進行を明瞭に物語つてをる。例へば三月廿四日の公債勘定は四億四千萬圓であつたが、其後「は號」公債の引受で卅一日には五億九千萬圓に増加し、更に米券の引受で四月七日には六億五千七百萬圓に達した。この結果、政府當座は三月廿四日の一億五千二百萬圓

より、同卅一日二億五千二百萬圓、四月七日二億八千四百萬圓と漸増を示した。四月十四日には二億四百萬圓に減つたが、他方民間預金は三千萬圓近く増加した。つまり政府預金が民間に支拂はれ、それが市中銀行の預金増加と云ふ形を通つて民間預金の増加となつたものである。この間、オープン・マーケット・オペレーションが盛行されてをるので、財政インフレの影響だけを取り出すことは困難だが、然しその片鱗は右の如く認められるのである。更にインフレの進行を市中銀行の預金増と云ふ方面から觀察すると第六表の通りである。即ち之に依れば去三月末の全國普通銀行預金は合計八十七億五千八百萬圓に達し、昨年末に比し三千一百萬圓の増加を算し、更に之を昨年同月末に對比すれば實

(六) 全國普通銀行勘定 (百万円)

年月	預金	貸出	コー ロ ン
8. 7	8,604	6,138	363
8. 8	8,417	5,994	262
8. 9	8,394	5,984	310
8. 10	8,529	6,046	394
8. 11	8,555	6,063	426
8. 12	8,727	5,932	312
9. 1	8,701	5,971	477
9. 2	8,813	5,919	533
9. 3	8,758	5,911	478
對前年 同月比較	(+)661	(-)119	(+)409

に六億六千一百万圓の激増を來してをる。ところが貸出は反對に減つてをるので、銀行の手許が益々ダブ付いて來るのは當然である。こうした現象は他の貯蓄銀行、信託會社等について同様であつて、この遊資の一部はコーロンに放出し、他は悉く次項にみる如き公債其他有價證券の買入れで處分を付けたわけである。

三、オープン・マーケット・オペレーションの續行と公債消化力の問題

以上の如く財政インフレの進展で巨額の資金が引つゞき民間に散布されたが、若しこのまゝに放任すれば過度のインフレを生ずる惧れが無いでもない。また財政インフレの健全な遂行を計るには日銀許りに公債を背込ませてはならない。こうした日銀の通貨統制及び政府の公債發行上の必要から、本四半期に於ても依然オープン・マーケット・オペレーションが盛行された。而てそれはまた遊資運用難に悩む民間銀行の要求によく合致したものであることは云迄もない。

即ち大藏省發表に依れば本年一、二月の日銀手持公債賣却額は第七表の如く合計二億圓に近く、これに三月分の約九千二百萬圓を加へると第一四半期を通じて凡そ二億八千八百萬圓の公債が賣出され

たことになる。更に四月に入るとこれが一層顯著となり、同月中日銀の賣却した公債は「ろ」號四分利を主に「は」號の四分利及び四分半を合せ一億二千萬圓に達し、この外米穀證券は二日發行のもの

(七) 日銀公債引受及賣却額(千圓)

	日銀引受額	同却額	内、銀行	銀へ	預部	金へ
一月	—	61,150	50,550	10,600	—	—
國債	—	—	—	—	—	—
藏券	—	—	—	—	—	—
米券	88,000	48,000	48,000	—	—	—
二月	—	86,900	86,900	—	—	—
國債	—	—	—	—	—	—
藏券	—	—	—	—	—	—
米券	—	—	—	—	—	—

(備考) 大藏省調査。

一億四千三百萬圓、廿五日借替のもの二千七百萬圓、合計二億九千萬圓の巨額に達した。右のうち米券二日發行分及び廿五日借替分の一部は實質的にみて乗替へと同様であつたが、併し公債買入れの全部と米券買入の一部はそれだけ市場資金の吸収となつた。自然金融は思つた程緩まないのであるが、一方このマーケット・オペレーションの結果として、市中銀行の公債手持額が益々累増して來たことは注目し値する。即ち全國普通銀行の國債手持額は第八表にみる如くグン／＼増加し、去る三月末には十八億七千七百萬圓の巨額に達した。同月末の預金總額に對し二一％に當り、これに株式、地方債、社債等の手持額を加へると有價證券投資額は三十七億一千百萬圓に上り、その割合は四二％四に達する。同様に全國貯蓄銀行の國債所有高も八億五千六百萬圓に上り、預金總額の四五％に當る。また信託會社の所有國債も一億五千萬圓を算してをる。こうした銀行信託會社の手持國債の増加を眺めて、最近これらの公債買入

(八) 全國普通銀行所有
有價證券(百萬圓)

年	月	國債	其他	合計	
8.	7	1,601	1,780	3,381	
	8	1,635	1,808	3,443	
	9	1,660	1,783	3,453	
	10	1,620	1,767	3,387	
	11	1,576	1,811	3,388	
	12	1,568	1,737	3,305	
	9.	1	1,694	1,727	3,421
		2	1,748	1,765	3,513
		3	1,877	1,834	3,711
	對前年比較		(+)518	(+)113	(+)631

能力に就いて多少問題となつたことがある。勿論、現在の公債政策は日銀から公債を賣出す前に之を買ふべき通貨が民間に出されてをるのだから、理論的に云へば無限に續行出来るのである。併乍ら銀行信託の經營と云ふ角度からみるならば將來値下りの懸念なしと保證し難い國債を、さう無暗に買入れるとは期待されない。そこで今後の公債政策の圓滑なる遂行を計るためには、貯蓄銀行、信託會社等をして強制的にも公債所有額を増加せしむる必要ありと認め、第六十五議會に於て高橋藏相は貯蓄銀行法並に信託業法の改正を行ひ度き意嚮を洩した。この點からみても今後政府の民間金融機關に對する統制が種々なる形式に於て強められるであらうことは想像に難くない。

四、紙幣發行高の動きと預金通貨の増加

以上の如く財政インフレの齎す政府資金の洪水を極力オープン・マーケット・オペレーションでせき止めてはをるが、然し一般購買力の増加に伴れて紙幣發行高もジリ／＼増加して來た。即ち第九表に

示す如くであり、一―三月の平均發行高は十二億四百萬圓に達する。前三ヶ年の第一四半期の平均發行高は孰れも十一億前後であつて、之に比較すれば本年は一億圓以上も多い。これは生産取引の活況が漸次上層より下層に浸潤して來た反映であつて、インフレ景氣の普遍化を如實に裏書きするものである。即ち、手形、小切手等では決濟せられない小取引、例へば俸給、賃銀の支拂ひ、米、味噌其他生計費の支拂ひ、等の増加した結果であるから、それだけ大衆の購買力が増大したことになる。

右の如く小取引は紙幣で決濟されるが、少し大きな取引になると大低、小切手、手形等所謂預金通貨で決濟されるのが普通である。これらの預金通貨は要するに銀行預金を背景として造出されるものであつて、その預金の額と取引の回轉率が大となるに伴れて著しく増加した。例へば第十表にみる如く、去る三月の手形交換高は六十三億八千八百萬圓に達し、前三ヶ年に比して顯著な増加を示した。云迄もなく財政インフレの反映であつて、この預金通貨の増加は聽てまた紙幣の増加を齎らす原因となるのである。

(九) 日銀紙幣發行高月中平均(百萬圓)

	6年	7年	8年	9年
1月	1,217	1,114	1,204	1,259
2月	1,076	1,057	1,066	1,209
3月	1,052	1,074	1,054	1,145
4月	1,056	1,037	1,083
5月	1,004	956	1,037
6月	1,020	992	1,105
7月	1,024	999	1,126
8月	994	984	1,084
9月	963	970	1,087
10月	1,033	1,040	1,126
11月	994	1,036	1,113
12月	1,125	1,179	1,278

五、起債市場の狀況

本四半期の資本市場は財政インフレを遂行する公債の發行低金利を狙つた社債の借替、企業熱に乗ずる株式の募集等々で異常な賑ひを呈した。

先づ資本市場に於て顯著な現象は拂込金の激増である。第十一表は勸業銀行の調査を基礎として東洋經濟が新規と借替に分けて算出したものであるが、それに依ると昭和八年の總計は實に五十四億九百萬圓に達する。七年に比すれば三十三

億三千九百萬圓の激増であるのみならず、過去に於て拂込金の最も多かつた昭和三年に比しても三十億四千九百萬圓の激増である。つまり、八年の拂込金額は我國未曾有の高である。如何に八年の資本市場が活況を呈したかと判る。こうした傾向は、本年に入つても續き第一四半期の累計は十三億一千二百萬圓を示した。これを昨年の各四半期の數字に較べると、第二四半期以外の各四半期よりも減少してゐるが、併し其の減少額は僅かであり、七年の各四半期に比すると依然激増を示してをる。

(一〇) 全國手形交換高(百萬圓)

	6年	7年	8年	9年
1月	3,339	3,535	4,730	4,597
2月	3,314	4,127	4,579	5,469
3月	3,936	4,497	5,154	6,388
4月	4,097	4,272	4,499
5月	3,798	4,045	5,081
6月	4,072	4,152	5,810
7月	4,256	4,001	5,811
8月	3,699	4,396	6,352
9月	3,487	4,131	5,844
10月	3,717	4,318	6,410
11月	3,464	4,568	6,389
12月	4,789	6,567	6,085

(十一) 拂込金調 (單位百萬圓)

年	國債		地方債		銀行債		會社債		合計	
	新規	借換	新規	借換	新規	借換	新規	借換	新規	借換
七年	11.3	1.0	35.1	17.7	24.5	14.0	0.1	1.5	42.3	36.8
八年	11.3	1.0	35.1	17.7	24.5	14.0	0.1	1.5	42.3	36.8
九年	11.3	1.0	35.1	17.7	24.5	14.0	0.1	1.5	42.3	36.8
計	11.3	1.0	35.1	17.7	24.5	14.0	0.1	1.5	42.3	36.8

次に、拂込金の内容を見ると、最も多いのは國債である。八年には新規十五億九千九百萬圓、借替十一億二千九百萬圓で、借替も多いが新規は借替よりも更に四億七千一百萬圓の増加である。尤も右の國債の中には大藏證券の數度の借換發行、或は大藏證券借替の爲めの國債發行等が、其都度總て拂

込金として加算せられてゐるから、右の金額が全部資本消費になつた譯ではないけれども、併し、それを考慮に入れても、老大な國債拂込金のあつたことは事實である。而もこれ等の國債は一應日銀の引受の形で發行された爲めに、金融界は極度の緩漫を呈したことは周知の通りである。

國債の外、地方債も激増し、八年には新規二億七千五百萬圓、借替四億六千八百萬圓に達してをる。借替の激増は地方財政負擔輕減の目的で低利借替が多かつた爲めと思はれるが、新規の増加は、地方財政も逼迫せるため、學校、道路、水道、港灣等の資金を公債に求めたものと、更に時局匡救事業の地方負擔の爲めの公債發行も加つたからであらう。

更に銀行債及び會社債になると新規よりも借替の増加の方が遙かに多く、その殆んど凡てが、低利借替發行に依るもので、諸事業會社が金利負擔輕減によつて受けた利益も、尠くないことが判る。而てこの社債借替を繞つて金融資本の間に猛烈なる引受爭奪戰が展開された。既に一言指摘した如く依然たる低金利下に巨額の遊資を抱えた銀行、信託、保險等は其の資金運用上非常な困難を感じてをる。即ち、資金の新規需要は未だ大して起つて來ないし、また假令多少起つた處で社内保留金か又は未拂込の徴收等、所謂自己資本で調達して了ふ。寧ろ現在では増加せる利潤の一部を割るか、又は未拂込を徴收して短期負債を返へす方が多い状態だ。このことは會社自體にとつて誠に結構な傾向であるが、

一方貸手側たる銀行信託保險會社等にとつては甚だ困るわけだ。即ちその利子獲得の對象がそれだけ減るとになり、また金融資本の産業支配力がそれだけ衰へるとになるからだ。日本窒素が未拂込を徴收して三菱からの借金を返済し、以て三菱金融資本との絶縁を企圖したのもその一例だ。だから、現在金融業者は貸付の獲得に汲々としてをる。そこで、この豊富なる資金を最も效果的に運用し、且つ金融資本の産業支配力を一層強化せしめんがため、非常な努力が續けられたのである。二、三の例を挙げると従來興銀、三菱兩銀行引受であつた九州水力の社債二千萬圓は過般の借替に際し住友銀行の引受となり、大日本製糖の引受業者は従來の安田信託、三菱、三井銀行より新に三和銀行及び共同信託に轉じ、更に京都電燈も従來は第一銀行が引受業者であつたが、今回住友、鴻池、共同各信託が引受を獲得するに至つた。

以上の如く社債は舊債の借替が殆んど全部であつたが、併し株式の拂込が増加してをるのは注目値する。勿論この拂込徴收の裏には、高率配當會社がこれ以上増配することは社會問題になる危険を慮り利益率の調節上徴收したと云ふ事情もある。が、一方、最近企業熱の勃興と、もに軍需工業、化學工業、滿洲關係事業等に新設會社が簇出して來たことは事實であつて、右の拂込増加は明かに之を裏書きするものである。而て、こうした傾向は今後益々旺んになる模様であり、例へば日銀の銀行會

社計畫資本調に依ると八年には十一億三千六百萬圓に達した。之は昭和四年以來無い所である。而して其の内容を見ると、七年に比し社債は却つて減少してゐるが、新設は約倍、増資は四倍餘の増加を示してをる。本年に入つて以來の傾向を見ると、第一四半期に於ては、新設は更に増加し、また社債も増加に轉じ、たゞ増資だけが減つてをる。かくて事業活動は一層旺盛となり、事業資金の需要は今後漸次増加するものと考へられる。

第四節 第六十五議會の成果

|| 軍事豫算と統制經濟の強化 ||

『非常時小康状態』の中に開かれた第六十五議會は、途中幾多の紛糾を醸しつつも、とにかく豫定の會期三月二十五日を以て閉會した。滿洲事變以來、一年有餘引き續いたあの切迫した無氣味な社會情勢が一應小康状態に入つた(註)と云ふ客觀的情勢の變化は、今議會を可成り特長づけた様である。夫れは第一に、既成政黨を蘇生せしめ、議會開會以來、軍部に對する果敢な質問となつて現はれた。之は齋藤内閣初の議會たる第六十二議會以來—あれから約二年たつた—初めて見られた現象で一般に政黨の更生—面目一新が喧傳された。が、二月八日、政友會所屬代議士岡本某氏の暴露演説は、一應鳩山文相の辭職で鎮まつたが、其の波紋は、政友、民政、國同の領袖連にまで擴大し、折角回復しかけたかに見えた既成政黨の信用を再び失墜せしめてしまつた。此の暴露演説は、勿論、政友會内部の不統一・葛藤・勢力争にも歸せしめられるだらうが、一般には、其の背景に反政黨勢力の策謀があつたと考へられて居る。そして、そこに、吾々は政黨對反政黨勢力の暴露戰を通じて、頗る示唆に富む幾

多の問題を知り得たのである。

(註) 本年報第十五輯第八節政治及社會狀勢(三七頁)

が、斯様な問題はさて置いて、一體、第六十五議會は、どんな成果を齎らしたぐらうか。と云ふと膨大な軍事豫算と、今後一層の統制經濟を擴大強化せしめる法律案を通過せしめた以外には、之と云つて採り上げるものも無い様に考へられる。九年度の豫算總額は二十一億四千二百萬圓、之は未曾有の膨脹豫算として問題視された八年度に比し、更に千百萬圓の増嵩に當つて居る。此の中、陸海軍省の所管經費が九億三千七百萬圓で、總支出額中の四割三分餘を占める。軍事豫算と稱せられる所以だ。之を無修正で通過せしめた事は、第六十五議會の成果として、第一に指摘せねばなるまい。次に、通過せる法律案―主として經濟關係のものが大部分を占める―之には、國家權力の發動に依り、貿易、産業に對する今後の強大な國家的統制を約束するものが多い。即ち、貿易關係に於いては所謂通商擁護法、輸出組合法中改正法、輸出水産物取締法、農村關係に於いては米穀法に關する三法律、原蠶種國家管理法、輸出生絲取引法、その他、石油業法が之だ。吾々は、今議會の重要な成果として、以上の二點を指摘する外は無い。

では、所謂『非常時』の國內的焦點たる農村對策はどうなつたか。と云ふと第一に救農豫算は大削減を蒙つてしまつた。最初、農林省當局が、時局匡救事業、糶貯藏、春繭對策、肥料對策等々の諸費用として、新規に要求せる額は約一億八百九十萬圓だつた。が、之は、一千九百六十萬圓に削減され、後藤農相の引責辭職問題まで起した結果が、辛じて救農追加豫算二千六十萬圓の容認となつた。結局最初の要求額から六千八百餘萬圓を減じて四千萬圓となつてしまつた。軍事費膨脹の壓迫が然らしめた事云ふまでもない。第二に、當面の重要問題たる米穀及び蠶絲對策はどうしたか。米穀過剩對策として、最初あれ程意氣込んだ外地米移入統制法も、政府部内の不統一―拓務當局の反對―に依つて原案から懸け離れたブザマなものになつてしまつた。蠶絲對策も、原蠶種國家管理法と輸出生絲取引法でお茶を濁した程度に過ぎない。こんな事で、農村の窮迫は緩和されはしない。更に農村と、更に、對內的『非常時』を形成する勞働者及び中小商工業者の對策に至つては皆無と云つてよい。そして、責任を總べて臨時議會まで繰り延べて一時を糊塗し去つたのである。

次に、現内閣成立以來、其の主要な使命とされた政界の淨化―其の根幹として採り上げられた選挙法の改正法はどうしたか。と云ふと、之とても比例代表制は先づ樞府に反對されて大修正を餘儀なくされ、更に議會に提出されるや、罰則は緩和されるし、混同開票の制―之は買収の効果を不明ならしめ、従つて買収を減少せしめるに多大の効果がある―は除去されてしまつた。其の他、幾多の修正を餘儀

なくされ、辛じて兩院を通過したもの、之で選舉界の淨化が行はれるとは何人も期待して居ない。斯くて第六十五議會の實質的な成果としては、軍事豫算と統制經濟の擴大強化以外には、殆んど何も求め得ないものとなる。が、夫れこそ、正しく『非常時』議會にふさわしいものと云つてよいのかも知れない。無産黨議員の一人である杉山元治郎氏は、議會開會中の三月十一日、芝區協同會館で開かれた全國農民組合昭和九年度(第十三回)全國大會の議長就任の挨拶の中で左の如く云つて居る。

「眞の非常時は一九三五年でも六年でもなければ、對米對ソ間の問題でもない、それは農村に於ける貧農の飢餓状態そのものである。現在第六十五議會が開かれてゐる、私もその議員の一人であるがブルジョア政黨の抑壓のため貧農の生活を訴へる自由すら與へられない。

議會は只管資本家地主の利益擁護のために存在してゐるやうなものである。従つて吾々貧農の生活を解放するには都市労働者階級との固き提携による農民自身の力による以外にない」(三・一四・社會運動通信)

が、とにかく、以下に個々の問題につき稍々詳細に報告することにしよう。

一、政黨・反政黨勢力の曝露戰

(A) 既成政黨の攻勢

議會再開直後の一月廿三日には、政友會の床次竹二郎氏、翌廿四日には民政黨の町田忠治氏起つて交々議會政治擁護を叫び、獨裁政治思想を痛烈に排撃した。政民二大政黨の領袖が、相携へて斯様な言動に出でた事は、一聯の自由主義陣營の賞讃を博したものと如く、夫れは更に軍部への質問となつて展開した。昨年十二月九日、突如發表せられた軍民離間に關する陸海軍共同聲明書の問題から、憲兵隊の配布せる怪文書、田中國重大將を總裁とする明倫會の政治行動、更に滿鐵改組問題に絡む滿洲に於ける三位一體制の問題等……追撃は相當急なるものがあつた。軍民離間の聲明書問題は、軍部側の要求に依つて一月廿四日衆議院本會議の祕密會となつたので、其の確たる眞相は知る由もない。然しながら發表の動機極めて輕卒だつた事を認めたらしく、結局島田俊雄氏の、『……念のために申して置くが議會は決して官僚政府の人々がナメて通れるものではない。議會が平穩無事なりとの豫感を以て事を忽がせにする事は極めて危険である事を申し上げて置く……』(東朝一・二五)と釘を一本打たれて終つた様である。

次いで、二月一日には政友會の八田宗吉氏は、五・一五事件に携はつた軍人の行動に就き、

『……現役軍人が軍服を着、武器を持つて白晝公然と首相官邸を襲つて一國の總理大臣を慘殺した、これは實に不祥極まりなき事件であると申さねなければならぬ、軍人としてこの位恥しい卑劣なことはないと思ふ軍服を着て行つて相手を油斷さして、さうして人民を保護し、國家の干城たるべき者が一國の總理大臣を慘殺するなどといふ、こんな不都合極まつた事はどこにもない』と述べ、更に軍人の政治干與に對し『……近頃

將官級の在郷軍人が會を作り首相に辭職を迫つたといふことを新聞で見た、在郷軍人が個人として政治に携ることは問題ではないが、いやしくも軍服を着用せる場合又は大將の名前をもつて政治に干與するが如き舉に出づるものは不可と思ふ、軍人たるものは須らくその分限を明かにして置かねばならぬと思ふ」と。(東朝二・二)

之に對する林陸相の答辯は、よく所謂「非常時」の重點を指摘し政府及び政黨に對して一矢を報いて居る。即ち「……在郷軍人が個人的に色々の職業を持つてゐる關係上政治を論ずることはやむを得ないこと、思ひます。それから軍人が政黨をのしるといつたやうな御感想が大にあるやうであります、それはその根本は政黨といふものを目標にしたのではなく、私の認めます所ではつまり今日の世相或は非常時局といふものゝ刺戟がほとんど從來にない程度のものであつて、……外國との關係内國の状態あらゆる關係がその軍人の頭に影響します程度が日清戦争日露戦争の時よりもより複雑でありより緊迫してゐると感ずるのであります(中略)日本の國體がこの間に非常な動搖を來しはしないか、赤化の思想が非常な勢を以つて浸潤してゐるのではないかといふやうなことは(中略)非常に大なる刺戟を與へてゐる。さういふ點から世相を慨し世相を憂へるといふ感情が非常に激化してゐる、それが今日の狀態である……」従つて「我々もその考を抑へる上におきましては單に枝葉末節を捉へてこれを抑へるといふばかりではその目的は達せられないのであります。一面においては峻嚴なる軍紀を維持すべく、これに要求するところは要求するのであります、一面においては唯今のやうな世相の關係、世態の關係がさうなつてゐる、それに向つて安心を與へるやうな處置を片一方においてどん／＼講じて行つてさうして抑ふべきところは抑へなければ、單に抑へるところだけを抑へたのではこの軍紀といふものは中々治まらぬものと私は考へる……」

次いで二月二日の衆議院豫算總會で、政友會の宮脇長吉氏は、「……今日軍人に對する國民の信頼が薄らいで來たのは軍部が有卦に入つて一部のものが増長したからである。軍部が財政、教育、農村問題等あらゆるものに口ばしをいれる如きは不可である。軍人が政治に干與せざることは明治大帝の聖旨である、之は武斷政治を排撃する御趣旨である、一部軍人が政治に干與する風潮を生じたことはもとより各種の原因があらう、然しこの風潮をそのままにして置くことは由々しき大問題であらう……少壯將校に農村問題の關心を持たせることは常識涵養程度ならいゝが動もすれば則を越えるから餘程注意せなければならぬ」と述べたに對し、林陸相は、

「軍が増長し國民のそしりを受けはせぬかといふことは私も恐れてゐる、あく迄謙抑な態度で行く積りである、また政權と兵權を區別せず軍人が政治に干與する如きことにはないと思ふ、現在の機構につき疑ひを懷き種々論ずることはあるがこれに取つて代らうといふ如きことを考へてゐるものはない、この點は誤りなき様今後十分注意して行く積りである……一般の將校に農村問題を研究せよといふのではない、たゞ農村出身の子弟と接するから將校の耳に入ることは止めることは出来ない。」(東朝二、三)

一方、二月廿六日の貴族院豫算總會で爲された松村義一氏と陸相の質疑應答は、吾々に憲兵隊の怪文書問題なるものを知らさしめた。即ち松村氏は「……青年將校の内に暴力行爲をなさんとするもの又は政治に干與する考へを有するもの有りといつたが、陸相はそんなものはないと思ふが十分検討して見たいといはれたがその結果如何、また憲兵隊の奇怪な文書について調査した結果は如何……憲兵司令部より出した文書の中で或る暴力行爲を是認しあるひはクーデターを是認するが如きことが書いてあつた。それは憲兵司令部の中に極めて危険な思想のあることを示すものである。かくては果して軍事警察の目的は全きを得るであらうか、十分考慮の上相當の施設をなすことが軍事警察のためでありわが國の治安の維持のためである……」

之に對する林陸相の答辯「……調査の結果憲兵司令部より極秘をもつて参考書として部下に配布したことがわかつた、このことは『極秘』として配つた位だから答辯しなくともよいと思ふがとくに世間の疑惑を解くた

めにはつきり申上げる、即ち社會に種々の社會改造意見があるのでその豫防警察の見地より参考書としてこれを配布したのである、その全體の主旨は暴力行爲、社會革命を否定してゐる……」(東朝二・二六)

以上の如き質疑應答中に、政黨の反政黨勢力に對する果敢なる攻撃精神を看取し得るのであるが、同時に、我が國の政治分野に於て偉大な權力を有する軍部の内藏する思想・感情の如何なるものかを汲み採ることが出来る。

(B) 反政黨勢力の攻撃

斯様に、再開後、既成政黨の意氣だけは見ると可きものがあつたが、夫れは反政黨勢力の反撃を齎らした。先づ、中島商相が『尊氏問題』で散々な目に合されて、遂に辭職するの止む無きに至らしめられた。勿論、氏の辭職は、其の問題よりも、寧ろ、臺銀持株處分問題で、多大の疑惑を持たれた事の方が、或ひは大きな役割を果したのかも知れない。次いで、二月八日、衆議院本會議でした政友會所屬代議士、岡本一巳氏の曝露演説が夫れである。岡本氏は、臺銀の持株處分問題に言及して、自黨の林米田兩代議士に不徳行爲あるかの如き言辭を弄し、尙ほ閣僚鳩山、三土兩氏に言及し政友會内部に綱紀紊亂の事實あるかの如き演説をやつたのである。再度の演説に於て、遂に樺工五萬圓事件の曝露となり夫れは生前清廉潔白を讃えられた民政黨總裁濱口雄幸氏、森恪氏、山本悌二郎氏等の金錢收受問題まで曝露してしまつた。此の事件は、政友會の内紛と鳩山文相の辭職、當の岡本代議士に二週間の

出席停止と云ふ懲罰を課して一應當面を收拾した。が折角回復しかけたかに見えた政黨の信用を再び泥濘の中にたゞき込んでしまつた。しかも、事件は其の後、着々として進展して居り、表面に現はれた所では島田臺銀頭取の辭職位のものだが、所謂『某重大事件』として政局の前途に一沫の暗影を投じて居る。それは扱て措き、次に衆議院の綱紀問題調査會に提出された樺工事件の檢事調書中の聽取書を摘録して見よう。之は、當時の樺工專務藤田好三郎氏が昭和四年十一月七日檢事に陳述したものである。

二、昭和元年頃同人(鳩山一郎氏)筆者註が政友會の幹事長をして居た時、政友會の會計係たる窪寺某が鳩山の使だといつて、麴町區丸之内二丁目一番地の大川田中事務所に來り、政友會に必要だから援助してもらひたいと申しますので一萬圓宛二三回渡した事があります、この金は私の金で政友會に援助して置けば何かたぬなる事があるだらうと思つて出したのでありますから別に返してもらふ考へもなく、受取書もゝらはずに置きました、この金は鳩山が前以て右事務所に來り電話をかけたりにして居りましたので同人は豫め知つて居るはず

四、……鳩山の紹介で懇意になつた政友會代議士森恪には昭和三年一月末に同人の話によつて岡本一巳に現金五萬圓を援助致した事があります、

五、昨年二月の衆議院議員總選舉に際しては右の外選舉費用として他人に援助した事があります、その一は前樺太長官昌谷彰が民政黨に選舉費用が要るから十萬圓援助してもらひたい、その金は民政黨總裁濱口雄幸氏に

持つて行くのだと申しましたので、現金十萬圓を渡しました。
 六、又當時の農林大臣山本悌二郎の秘書伊坂誠之進が山本が選舉費用其他に金がいるから五萬圓援助してくれと申しましたので、同人にも現金五萬圓を渡しました。以上二口はいづれも大川田中事務所を渡したのでありますが、その時期は昭和三年二月上旬と思ひます。其金は私が事務を致して居る樺太工業會社の金をだして與へました、これは同會社の會計係越野三藏に命じて山林伐採勘定費目からださせました、その金をどこの銀行から引だしたか知りませぬが越野から右十五萬圓を受取りました、この金をだすに付ては樺太工業株式會社の取締役及び監査役に相談をせず、又承認も求めませぬでした。然し私は斯様な金をだして置けば後日會社のためになるものだと思つてをりました。

そこには、政治家、官吏、實業家の拘合、腐敗、墮落が餘す所なく曝露されて居る。こんな事は、何も今更事新らしく云々する程のものでなく、ザラにある事だ。が、こう瞭りと生々しく事實をぶちまけられ、しかも我が國の法律では、『之を政治獻金の慣習として認めて居る』と云ふのだから驚く。しかも、一方、博士號賣買、校長の椅子賣買が痛烈にやつつけられ、教育地獄が叫ばれる。果して其の社會的罪惡は何れが大か、思ひ半ばに過ぐるものがあらう。そして、斯様な政界の腐敗・墮落を淨化するの根本對策として先づ採り上げられたのが、選舉法の改正だ。それは今議會で一體どうなつたらう。

二、第六十五議會の成績表

前述の如く、政黨對反政黨勢力の曝露戰を通じて、吾々は幾多の興味ある問題を示された。が、結局、今議會は何を國民に齎らしたか。先づ、一括して示すと、次の如く、政府提出案は、豫算案十三件は全部可決、法律案五十件の中、原案可決四十一件、修正可決七件、不成立二件。議員提出案八十三件の中、兩院を通過せるもの僅かに二件となつて、大部分は葬られてしまつた。そして、こゝに採り上げて報告する程のものは、冒頭に一言した通り軍事豫算と、今後一層の統制經濟を意圖する所の法律案だけだ。

政府提出案

一、豫算十三件全部可決	
一、法律案五十件	四十一件
イ、原案可決	七件
ロ、修正可決	二件
ハ、不成立	
豫算案	
件名	衆院 貴院
一、(第一號)昭和八年度歳入歳出總豫算追加案	可決 可決

一、(特第一號)昭和八年度各特別會計歳入歳出豫算追加案	可決 可決
一、(第二號)昭和八年度各特別會計歳入歳出豫算追加案	可決 可決
一、(特第二號)昭和八年度各特別會計歳入歳出豫算追加案	可決 可決
一、昭和九年度歳入歳出總豫算並に昭和九年度各特別會計歳入歳出豫算案	可決 可決
一、豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件	可決 可決
一、(第一號)昭和九年度歳入歳出總豫算追加案	可決 可決

一、(特第一號)昭和九年度各特別會計歳入歳出豫算追加案	可決	可決
一、(追第一號)豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件	可決	可決
一、(第二號)昭和九年度歳入歳出總豫算追加案	可決	可決
一、(特第二號)昭和九年度各特別會計歳入歳出豫算追加案	可決	可決
一、(追第二號)豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件	可決	可決
一、(特第三號)昭和九年度各特別會計歳入歳出豫算追加案	可決	可決
決算		
一、昭和七年度歳入歳出總決算	承認	承認
一、昭和七年度各特別會計歳入歳出總決算	承認	承認
一、昭和七年度歳入歳出決算検査報告	承認	承認
承諾案		
一、昭和七年度第一豫備金支出の件	承認	承認
一、昭和七年度特別會計第一豫備金支出の件	承認	承認
一、昭和七年度特別會計豫備費支出の件	承認	承認
一、昭和七年度滿洲事件第一豫備金支出の件	承認	承認

一、昭和八年度第二豫備金支出の件	承認	承認
一、昭和八年度特別會計第二豫備金支出の件	承認	承認
一、昭和八年度特別會計豫備金外に於て豫備超過及び豫算外支出の件	承認	承認
法律案		
一、農業倉庫法中改正法律案	可決	先議
一、裁判所構成法中改正法律案	可決	先議
一、非訴事件手續法中改正法律案	可決	先議
一、兵役法中改正法律案	可決	先議
一、昭和九年度一般會計歳出の財源に充つるため公債發行に關する法律案	可決	可決
一、昭和七年法律第一號中改正法律案(滿洲事件に關する經費支辨の爲公債發行に關する件)	可決	可決
一、滿洲事件に關する一時賜金として交付する公債發行に關する法律案	可決	可決
一、大藏省豫金部特別會計法中改正法律案	可決	可決
一、旭川市舊土人保護地處分法案	可決	可決
一、臺灣事業公債法中改正法律案	可決	可決

一、臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案	可決	可決
一、製鐵所特別會計法廢止法律案	可決	可決
一、健康保險法中改正法律案	可決	可決
一、廢兵院法中改正法律案	可決	可決
一、鐵道敷設法中改正法律案	可決	可決
一、商標法中改正法律案	可決	可決
一、不正競争防止法案	可決	可決
一、秋田鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道買收のため公債發行に關する法律案	可決	可決
一、播電鐵道株式會社所屬鐵道の經營廢止に對する補償のため公債發行に關する案	可決	可決
一、輸出水産物取締法案	可決	可決
一、農會法中改正法律案	可決	可決
一、軍用電氣通信法案	可決	可決
一、市街地建築物法中改正法律案	可決	可決
一、著作權法中改正法律案	可決	可決
一、會計検査院法中改正法律案	可決	可決
一、原蠶種管理法案	可決	可決
一、朝鮮事業公債法中改正法律案	可決	可決
一、輸出組合法中改正法律案	可決	可決

一、河川法中改正法律案	可決	可決
一、日本銀行金買入法案	可決	可決
一、貿易調節及び通商擁護に關する法律案	可決	可決
一、輸出生絲販賣統制法案	可決	可決
一、函館市の火災被害者に對する租税の免除猶豫等に關する法律案	可決	可決
一、昭和九年度一般會計歳出の財源に充つるため公債追加發行に關する法律案	可決	可決
一、絲價安定融資擔保生絲買改法中改正法律案	可決	可決
一、日本銀行特別融通及び損失補償法中改正法律案	可決	可決
一、地方鐵道法または軌道法により交付する國債證券に關する法律案	可決	可決
一、昭和九年度會計歳出の財源に充つるため公債第二次追加發行に關する法律案	可決	可決
一、石油業法案	可決	可決
一、鑛業法中改正法律案	可決	可決
一、朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案	可決	可決
一、臺灣私設鐵道補助法中改正法律案	可決	可決
一、大正九年法律第十二號中改正法律案(所得税法の施行に關する件)	可決	可決
一、臨時米穀移入調節法案	可決	可決

一、政府所有米穀特別處理法案	可決	可決
一、米穀需給調節特別會計法中改正法律案	可決	可決
一、衆議院議員選舉法中改正法律案 (協議會政案兩院可決)	修正 議決	修正 議決
一、治案維持法改正法律案 (兩院協議會政案審議未了)	修正 議決	修正 議決
一、出版法中改正法律案	可決	修正 議決
一、出版物納付法案	可決	修正 議決
議員提出案		
一、兩院とも通過のもの	八十三件	二件
(イ) 所得税法中改正法律案		
(ロ) 金銭債務臨時調停法中改正法律案		
(二案併合)		
一、衆議院のみ通過のもの	五十九件	
一、審議未了のもの	十八件	
一、撤回及び不要採決	三件	
一、否決(未成年者飲酒禁止法中改正案)	一件	
◇決議案	四件	
(イ) 否決せるもの		
一、南滿洲鐵道株式會社改造の件		
二、内閣不信任に關する件		
三、高橋藏相の責任に關する件		

(ロ) 可決せるもの		
一、國策確立に關する件		
◇懲罰		
一、議員岡本一巳君懲罰事犯の件	一件	
◇建議		
一、可決	百九十件	
一、審議未了	百八十七件	
一、撤回	二件	
一、重要動議	十五件	
一、親王殿下御誕生に付賀表捧呈の件を始め十三件可決		
一、不要議決		
一、宣告(岡本一巳代議士の懲罰委員)付託	一件	
一、緊急質問	二件	
一、治安維持に關する件		
二、伯國の日本移民制限に關する件		
尙貴族院に於ける決議案並に建議案にして可決されたるもの左の如し		
◇決議案		
一、前議長公爵徳川家達君に對する感謝決議案		
二、滿洲國に對する祝賀決議案		
三、農業者の窮狀緩和に關する決議案		
◇建議案		
一、肺結核豫防國策樹立に對する建議案		
二、度量衡制度調査會設置に關する建議案		
三、官幣大社權原神宮規模神域整備に關する建議案		

三、九年度豫算の内容

(A) 未曾有の膨脹豫算

九年度の本豫算に引き續いて上提された八年度第一次、第二次、九年度第一次(所謂救農追加豫算)及び第二次の四追加豫算は、極めて平穩裡に審議が進められ、そして何れも原案のまゝ成立した。が、其の特異性として、先づ第一に、豫算總額が未曾有の膨脹豫算として問題視された八年度に比し、更に増加を餘儀なくされた點を指摘しよう。

歳入	八年度	九年度
經常部	一、二七、七四四	一、二四八、五五七
臨時部	一、〇三、八三三	八九三、九六六
内普通歳入	五、七四七	六三、三三六
公債金	九〇三、七六一	八二、一八二
借入金	三〇、〇〇〇	—
前年度剩餘繰入	三三、三〇四	一九、四二八
計	二、三三、五七六	二、一四三、五三三
歳出		
經常部	一、二二、四三二	一、二四七、五五七
臨時部	九〇、一一三	八九四、九六六
計	二、一三、五七六	二、一四三、五三三

九年度本豫算は二十一億千二百萬圓で、八年度のそれ(但し九年度以降特別會計として獨立せしめられた通信事業關係の豫算額を控除、以下此の數字による)に比較して八百餘萬圓の減少を示したが、その後の、所謂救農追加豫算と稱せられる第一次追加及び第二次追加の兩豫算を合計すると、第

(二) 省別歳出豫算比較 (千圓)

	8年度歳出			9年度歳出	比較
	本豫算	第一次追加	第二次追加		
皇室費	4,500	—	—	4,500	—
外務省	27,665	—	195	29,988	(-) 2,128
内務省	169,490	—	7,631	239,863	(-) 62,742
大藏省	466,960	350	282	467,592	(+) 5,197
陸軍省	449,170	—	555	449,725	(+) 2,042
海軍省	487,872	—	83	487,955	(+) 84,184
司法省	35,571	—	89	36,387	(-) 727
文部省	152,786	—	340	153,126	(+) 953
農林省	87,711	20,640	184	108,535	(-) 14,280
商工省	13,529	—	38	14,005	(-) 438
逓信省	189,826	—	3	189,829	(+) 2,049
拓務省	27,053	—	—	30,214	(-) 3,161
計	2,112,133	20,990	9,400	2,142,523	(+) 10,947

一表に明かなる如く、その總額は二十一億四千三百萬圓となる。八年度豫算に就ても今議會中第一次百九十四萬圓(主として刑務所收容費の増加)、及び第二次九百十五萬圓(貨幣交換損金、恩給費其他)の二回に互る追加を要求してゐるが、之を含めた八年度豫算總額に對比しても九年度は尙ほ千百萬圓(〇%五)の増嵩に當つてゐる。

(B) 軍事費の増大

八年度に續いて九年度豫算をかくも膨脹せしめた主要因は、茲に云ふまでもなく、軍事費、就中兵備改善費の増加である。いま各省別歳出豫算額を見ると、第二表に示す様に、陸海軍省の所管經費は九億三千七百六十八萬圓を數へ、八年度の兩省歳出豫算合計より更に八千六百二十三萬圓、割合にして一〇%一の著増を示してゐる。かくて九年度兩省費は總歳出額中の四三%八を占めるに

至り、八年度の同比率三九%九に比し、三・九の上昇を來してゐる。九年度豫算が軍事豫算としての性質を強めたと稱せられる所以は自ら明かである。而して軍事費の此の膨脹に就き看過し得ぬのは、海軍省費の新たなる急増であらう。勿論陸軍省費と雖も減少した譯でなく、八年度の老大な豫算に比し更に増加を續けてゐる。併し、同省の兵備改善費の増加千五十三萬圓は、滿洲國の平定に伴ひ滿洲事件費が千二百十六萬圓を減少するに至つて、大體補はれ、同省の増加額は結局二百四萬圓の小額に止つてゐる。之に反して海軍省所管經費は第三表に見る如く、兵備改善費が二億六百四萬圓と八年度より一舉一億一千七十一萬圓を増加した爲め、他の經費の減少に拘らず、總經費に於いて、依然八千

(三) 兵備改善費

四百十八萬圓(二〇%八)を膨脹するに至つた。

	八年度	九年度	比較増
大藏省	—	一六四	一六四
陸軍省	一四、六四六	一五、一七六	一〇、五三二
陸軍省 臨時部	—	一六四	一六四
陸軍省 經常部	一八、〇九二	一五、五九七	減二、五〇三
海軍省	九六、五五八	一〇九、五八一	一三、〇三三
海軍省 臨時部	九五、三三四	二〇六、〇四四	一一〇、七一〇
海軍省 經常部	一六、二二七	二六、五五七	一〇、四〇〇
臨時部	七九、一八七	一七九、四八六	一〇〇、二九九
合計	二〇九、九八〇	三三二、三六六	一二三、四〇六

此の兵備改善費の増加は、説明する迄もなく、一年度限りの經費として既に八年度豫算にその頭を現はしてゐた第二次補充計畫に基く補助艦艇製造費を中心とし、航空隊設備費、艦船改装費等を其他の主要經費として含んでゐる。而も注意を要するのは、今議會の承認によつて、此等の經費は繼續費として今後數年間に亘り、尙ほ可な

り多額の支出を約束された點だ。いま此等の繼續費の既定總額、今議會に於ける追加額、九年以降に於けるその年度割負擔額等を總括すると、第四表の如く補助艦艇製造費は九年度の一億二千四百十二萬圓から十年度には一億五千六百四十二萬圓に増し、航空隊設備費、艦船改装費の兩者は若干減少するが、此等三者の十年度の總計は依然一億九千五百五十四萬圓と、九年度より僅か二千餘萬圓を減す

(四) 陸海軍省繼續費調 (千圓)

既定總額 追加又は減少	陸軍省		海軍省		其他共計	
	國防費	其他共計	補助艦艇 製造費	航空隊 設備費	艦船 改装費	水陸 整備費
合 計	八七六、四六六	一、〇七〇、九三三	九五九、二七九	八二、三〇一	一〇五、七五五	二四、八六一
内八年度迄支出	八七六、〇七七	一、〇七〇、八七八	四三三、七〇八	四三、四三九	五〇、九二二	—
八年度以降支出	—	—	—	—	—	—
九年度	—	—	—	—	—	—
同 年 度	—	—	—	—	—	—
上 年 度	—	—	—	—	—	—
年 度	—	—	—	—	—	—
割 度	—	—	—	—	—	—
三年度以降	—	—	—	—	—	—
(備考)	追加又は減少は年度豫算編成に對して行はれたもの。(一)は減少。					

るに過ぎない。加之、海軍省費の査定が閣議で承認された時、海相は『今回要求の第二次補充計畫中豫算上承認せられたもの以外の艦艇製造に就ては、なるべく速に之が實現を計り』又『今回承認せられた豫算の單價は、相當切詰めあるを以て、工事續行上不足を來す場合は、豫算の追加をなす』と云ふ保留條件を付して、今後の海軍省費増嵩を暗に閃めかしてゐる。

以上の如く、九年度豫算は海軍省費の急増により軍事費の膨脹を免れ得ず、且今後にもその増嵩を約束されてゐるが、之が爲め、其他の經費は概ね著しい削減を免れ得なかつた。第二表に明なる通り陸海軍兩省を除けば、八年度豫算に比し稍々増加を示してゐるのは大藏省の五百二十萬圓、遞信省の二百五萬圓の二者に過ぎず、而も此等の増加も全く特殊事情に由來してゐる。例へば大藏省の歳出増を導いたのは、公債發行の増加に伴ふ元利拂増であつてその額は追加豫算の分を除いても二千三百二十八萬圓を算してゐる。爲替相場の上昇に伴ひ、爲替相場の變動に基く經費の増加は八年度より千四十四萬圓を減じて七千九百六十四萬圓となつたが、右の國債元利拂の増加を補ひ切れなかつたのである。また遞信省費の膨脹は七百七十三萬圓に及ぶ恩給費の増加(但し追加豫算分は除外)によるものだ。

(C) 時局匡救事業費の大削減

轉じて内務、農林兩省所管經費を見るに、その減少は前者六千二百七十四萬圓(二六%三)後千四

百二十八萬圓(一一%六)の多額に上つてゐる。時局匡救事業費の大部分を占める内務、農林兩省の歳出が斯く激減するに至つた爲め、同匡救費の支出は著しく削減されたこと勿論である。試みに救農追加豫算二千九十九萬圓(うち主要なものは糶貯藏獎勵費千四百五十萬圓、農林土木費四百萬圓、乾繭共同保管助成費百六十萬圓等)のうち、赤字公債利子増十九萬圓を除いた残りを全部匡救事業費と見て

(五) 時局匡救事業費 (千円)

一般會計	八年度	九年度	同上減少
既定額	四七、七七	四三、三三	二、四四
新規増加額	一五、二六	一〇〇、二二	五、九六
計	二〇七、〇三	一四三、五八	六二、四五
特別會計			
既定額	八、〇五	八、〇五	—
新規増加額	八、〇五	—	八、〇五
計	一六、一〇	一六、一〇	—
合計	三三、二九	一五、五八	一七、七一

(備考) 右の外地方の負擔分、八年度一三五、四二八千圓。九年度七六、三〇七千圓あり。九年度新規増加額には追加豫算中二〇、八〇〇千圓を合算す。

第六十三議會で聲明された三ヶ年六億圓の支出計畫は、九年度豫算によつて約八千五百萬圓の支出不足を來すことゝなつた。尤も陸海軍兩省費中に匡救事業的支出と認められるもの二億七千二百七十五萬圓を數へ、八年度の同性質歳出に比較して八千五百五十六萬圓の増加を招いてゐる。併し此の經費増加の多くは工業都市を潤ほすもので、直接

地方農村に効果を及ぼす支出に就て云へば、矢張り著しい減少と云はねばならない。

斯様な時局匡救事業費の惨めな削減が、軍事費膨脹の壓迫に依る事は云ふ迄もないことである。時局匡救特別臨時議會(第六十三議會)で聲明せる三ヶ年六億圓の匡救豫算でも、大した期待は抱かれぬのに、夫れさへも葬られてしまつた。斯くて、『非常時』の國內的焦點たる農民及び勞働者の窮迫は容易には緩和されない。

四、通過法律案の意義と其の役割

(A) 統制經濟の擴大強化

軍事豫算の成立に次いで注目せねばならぬのは、通過法律案に現はれた『統制經濟』の擴大強化と云ふ點である。統制乃至計畫經濟は、一九二九年の恐慌以來、世界各國の恐慌對策として採り上げられ、徐々ながら夫れの實現に向つて歩は進められて來た。が、こゝに謂ふ所の統制乃至計畫經濟は、社會主義的計畫經濟を指すのでは無い。現在の資本主義的基礎の上に立つた、所謂産業合理化運動に端を發した統制經濟を云ふのである。其の形態は、多種多様であり、且つ未だ普遍的な形態と認む可きものは見出されない。が、當面の問題としては、國家權力に依る輸出入の統制として現はれて居る。

即ち、歐洲各國に於ける輸入禁止、輸入許可制、輸出割當制が之だ。尙ほ、米合衆國に於ける産業復興法の施行は、現在の所では統制經濟の旗幟を可成り鮮明に示すものと謂へよう。

ところで、我が國に於ても、滿洲事變勃發以來、『非常時』と云ふ語が盛んに使用されて來た。我國の『統制經濟』は、徒らに其の語が喧傳されたゞけで、其の實行に至つては一見何等の進展を示さず、或ひは甚だ不振を極めて居るかに見える。が、事實は決してさうでなく、齋藤内閣成立以來、議會を経る毎に、徐々ながら、潛行的に、何等かの意味での統制經濟に移行しつゝある事は、極めて注目すべき現象である。此の事は既に實施せられてゐる諸法律案、例へば重要産業統制法、爲替管理法の如き法律を見ても判るが、更に第六十五議會を通過せる各種法律案の内容を見る時、一層瞭りと看取出來る。即ち、貿易關係に於ては通商擁護法、輸出組合法中改正法、輸出水産物取締法、農村關係に於ては米穀法に關する三法律、原蠶種國家管理法、輸出生絲取引法があり、更に石油業法・日銀金買入法等がある。之等は何れも國家權力の發動に依り、今後の強大な國家的統制を意圖するもので、所謂『統制經濟』の着々と進められつゝある指標として看過し難いものである。以下に、其の重點を指摘して見よう。

通商擁護法

之は略名で、貿易調節及び通商擁護法と云ふのだが、此の法律の重點は、政府に關稅

獨裁權を附與し、同時に必要に應じて輸入禁止乃至制限をなし得る事にある。其の要綱を摘記すると

第一條 政府は外國の執り又は執らんとする措置に對應して貿易を調節し又は通商を擁護するため特に必要ありと認むるときは勅令の定むるところにより關稅調査委員會の議を経て期間及物品を指定し關稅定率法別表輸入稅表に定むる輸入稅の外その物品の價格と同額以下の輸入稅を課し若は輸入稅を減免しまたは輸出若は輸入の禁止若は制限をなすことを得

第二條 第一條の規定によりて爲す禁止または制限に違反して輸出若は輸入を爲し又は爲さんとしたる者は二年以下の懲役若は禁錮又は七千圓以下の罰金に處す、但し犯罪に係る物品の價額の三倍が七千圓を越ゆる時は罰金は當該價額の三倍以下とす、前條の規定に基きて發する勅令に違反し報告をなさず虚偽の報告を發し帳簿その他の検査を拒みまたは帳簿書類の隱蔽不實の申立その他の方法により検査を妨げたる者は六月以下の禁錮または三千圓以下の罰金に處す、本法に基きて發する勅令により政府に提出する許可の申請書その他の書類に虚偽の記載を爲したる者また同じ

付 則

本法施行の期日は勅令を以てこれを定む、本法は施行後三年間を限りその效力を有す

現在の世界貿易に於て素晴らしい海外進出を示して居る我國の商品は、各國に對して寧ろ攻勢的な位置を占めて居る。だから、此の法律は當分の間、實際に適用されるとは思へない。が、貿易に對する國家權力に依る統制擴大と云ふ點に於て、第六十四議會を通過せる爲替管理法、及び次に述べる輸出組合法の改正法律、輸出水産物取締法と云ふものに注目せられて然る可きだ。

輸出組合法中改正法 輸出組合法は去る大正十四年以來施行されて居るものだが、今度の改正點では從來何等の規定のなかつた組合又は組合員の輸出數量乃至價格の統制に政府が乗り出した事に重點がある。改正法の要項を左に記載しよう。

第七條の三 輸出組合前條の規程に基き組合または組合員の輸出數量または輸出價格に付制限を定めたるときは遅滞なく主務大臣に届出づべし、届出でたる事項を變更したるときまた同じ、主務大臣必要と認むるときは前項の輸出數量または輸出價格の變更を命ずることを得

第九條 營業上の弊害を豫防しまたは匡正するため特に必要と認むるときは主務大臣は輸出組合の組合員またはその組合の組合員に非ずしてその組合の地區内において組合員たる資格を有する者に對しその組合の定むる取締または制限に従ふべきことを命ずることを得。

第卅八條 第九條の規定による行政官廳の命令に違反したる者は五百圓以下の罰金に處す。

輸出水産物取締法 輸出水産物取締法は第一、輸出される水産物は、其種類は主務大臣の指定せるものには一々當該主務大臣の指定される検査に合格したものでない限り輸出不可能とし、第二、輸出水産物の資源の保護涵養又は聲價の維持向上を圖るため、其の製造、加工に對し必要な命令を發し得ることとし、第三、輸出水産物の製造、加工業を許可制とし、第四、必要に應じては當業者に對して限産を命じ得る事も規定して居る。即ち、右法律の要綱は左の如きものだ。

第一條 輸出水産物ハ命令ノ定ムル處ニ依リ主務大臣ノ指定スル検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ輸出ス

ルコト(保税地域ヨリ外國ニ向ケ搬出スルコトヲ含ム以下之ニ同ジ)ヲ得ズ、但シ特別ノ事情ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ輸出水産物ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 主務大臣ハ輸出水産物ノ資源ノ保護涵養又ハ聲價ノ維持向上ヲ圖ル爲輸出水産物ノ製造加工又ハ處理ノ設備、方法、使用原料又ハ材料其ノ他輸出水産物ノ製造加工又ハ處理ニ關スル事項ニ付取締上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第三條 輸出水産物ノ製造加工又ハ處理ヲ業トセントスル者命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ前項ノ輸出水産物ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 主務大臣ハ輸出水産物ニ關スル水産組合又ハ水産組合聯合會ニ對シ輸出水産物ノ統制上必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得、主務大臣ハ輸出水産物ノ製造、加工、處理又ハ輸出ヲ業トスル者ニ對シ輸出水産物ノ統制上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

米穀關係三法律 次に、農村關係のものを見るに、第一は米穀對策として三法律が制定せられた。第六十四議會を通過した米穀統制法は、既に昨年十一月一日から實施されて居るが、外地米—臺灣米—の内地への移入は、此の法律の効果を著るしく無力化してしまつた。そこで、採り上げられたのが、外地米移入制限乃至統制の問題である。之は拓務省當局の強硬な反對に會つて實現し得なかつたが、夫れに變つて現はれたのが、臨時米穀移入調節法、政府所有米穀特別處理法、米穀需給調節特別會計法中改正法の三法である。米穀移入調節法は外地米移入數量調節のため、昭和十年三月三十一日まで

臺灣米を勅令の定むる一定の價格以内で時價に依り買入れる事を規定して居り、政府所有米穀特別處理法は、米穀の新たな利用の途を開拓するため政府所有米を必要に應じて處分し得る事を規定して居る。之等は、將來外地米の統制、更に米專賣の方向に進展する素地をなすものと考へられる。尙ほ此の事に關しては第七節農村の狀態(二八五頁)を参照されたい。

原蠶種國家管理法 同法は、政府が、蠶絲界の國家的統制の一步として乗り出した點に意義がある。此の法律は、生絲の品質向上並に生産費の低下、及び生産統制を目的として制定せられたものだ。其の骨子は、昭和九年度から昭和十三年度に至る五ヶ年間に國家が原蠶種の管理を行ひ、其の製造並に販賣の權利を國家(竝に府縣)の手に獨占せんとするものである。そして、該法には「蠶種の製造に關し營業者の自治的方法に依り十分なる効果を期し得ざる非常時に於ては、之に對して統制を命じ得る權限を保留す」と規定してある。其の實際の効果には幾多の疑問を抱き得るが、國家が生産統制にまで乗り出さんとする意圖を有して居る事は明白である。尙、農村の狀態(一九七頁)を参照されたい。

輸出生絲取引法 本法は、第一に輸出生絲問屋の免許制度を設ける事に依り、弱少問屋の整理に當ると同時に、將來同業者の増加を阻止せんとするものである。第二に、政府は、輸出生絲販賣統制上必要な命令乃至處分をなし得る事を規定し、之に依つて將來、必要に應じて販賣統制上に國家權力

を發動し得る事にしたのである。其の實際の効果は兎に角として、原蠶種國家管理法と相俟つて、政府が蠶絲業の國家統制に乗り出した事だけは看過し得ない。

石油業法 石油業法の重點は、第一製油業並に石油輸入業者の許可制、第二、石油輸入の許可制を規定せると同時に、第三、當業者に常時一定數量の石油を保有する事を命じた點にある。之は、英、米、蘇の石油資本に傷めつけられた内地石油業者を救済する意圖と、夫れに軍事上の意義が混和して居る事は云ふまでもない。軍需品としての石油の重要性と、内地油界の現状を想ひ合すれば、之は更に進んで内地石油事業會社の大合同—石油業の國家管理—への第一歩を踏み出したものとも云へる。

第一條 石油精製業又は石油輸入業者を營まんとする者は政府の許可を受くべし

前項の石油精製業及び石油輸入業の範圍並に許可に關し必要な事項は勅令を以てこれを定む

第二條 石油精製業者又は石油輸入業者は命令の定むる所により事業計畫を定め政府の認可を受くべしこれを變更せんとするとき又同じ

第三條 石油精製業者又は石油輸入業者はその事業の全部又は一部を讓渡し廢止し又は休止せんとするときは命令の定むる所によき政府の許可を受くべし、石油精製業又は石油輸入業を營む會社合併をなし又は解散せんとするとき又同じ

第四條 石油の輸入は石油精製業者がその精製に必要な石油を輸入する場合を除くの外石油輸入業者に非ざればこれをなすことを得ず、但し勅令に別段の規定あるときはこの限に在らず

第五條 石油精製業者又は石油輸入業者は勅令の定むる所によりその者の輸入數量を標準として算定したる數量の石油を常時保有すべし

第六條 石油精製業者又は石油輸入業者は其の所有する石油を政府が命令の定むる所により時價を標準として購入せんとするときは之を拒むことを得ず

第七條 政府は公益上必要ありと認むるときは石油精製業者又は石油輸入業者に對し石油の販賣價格の變更、石油供給量の確保その他石油の需給を調節する爲必要な事項を命ずることを得、政府は公益上必要ありと認むるときは石油精製業者又は石油輸入業者に對しその設備の擴張又は改良を命ずることを得

日銀金買入法 本法の要點は、從來、主として政府がやつて居つた金の買上げを日銀に行はしめ、買入れた金を正貨準備に繰入れると云ふのが主目的である(第一、三條)。そして、買上げ値段は時價乃至夫れに近い價格であり、一方、正貨準備に繰入れる時には法定平價を以てすると云ふのだから、其の差は大きい。之に對しては、政府が日銀に對して其の差額と同額の債務を負擔し借入金を交付する事になつて居る(第四條)。では、此の借入金を政府はどこで始末をつけるのか、と云ふと、日本銀行が買入れ保有する金につき利益が生じた場合、夫れに相當する金額を政府に納めさせて、政府は借入金を返さうと云ふのである。日銀保有の金につき利益が生ずる時は、平價切下げを行つた以外には考へられない。とすると、本法は將來行ふ事あるべき新平價解禁の準備工作と云ふ事になる。

第一條 政府ハ金ヲ國內ニ保有スル爲大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ金ヲ買入レ之ヲ保有セシムル

コトヲ得

第二條 日本銀行ハ本法ニ依リ買入レル金ノ買入價格ニ付大藏大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三條 本法ニ依リ買入レタル金ハ之ヲ兌換銀行券ノ引換準備ニ充ツベシ

第四條 政府ハ本法ニ依リ日本銀行ガ買入レタル金ノ買入價格ト其ノ金ヲ純金ノ量目七百五十ミリグラムニ付一圓ノ割合ヲ以テ評價シタル金額トノ差額ニ相當スル金額ヲ補填スル爲同行ニ對シテ同額ノ債務ヲ負擔シ借入金證書ヲ交付ス、前項ノ債務ハ無利子トシ一億圓ヲ限度トス

第五條 政府ハ海外拂其ノ他特別ノ必要アリト認ムルトキハ日本銀行ニ對シ本法ニ依リ買入レタル金ヲ其ノ買入價格ヲ以テ同行ニ於ケル國庫金ノ勘定ニ移スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ日本銀行ハ國庫金ノ勘定ニ移シタル金ニ付其ノ買入價格ト其ノ金ヲ純金ノ量目七百五十ミリグラムニ付一圓ノ割合ヲ以テ評價シタル金額トノ差額ニ相當スル金額ヲ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ政府ニ納付スベシ

第六條 日本銀行ハ本法ニ依リ買入レ保有スル金ニ付利益ヲ生ジタルトキハ其ノ利益ニ相當スル金額ヲ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ政府ニ納付スベシ

第七條 第四條第一項ノ政府ノ債務ハ第五條第二項及前條ノ納付金ノ納付ノトキニ之ヲ償還ス

第八條 政府ハ日本銀行ニ對シ同行ガ本法ニ依ル金ノ買入ノ爲ニ發行スルヲ要シタル兌換銀行券ノ發行額ニ對シ納付シタル發行税額ニ相當スル金額ヲ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ交付ス

X

X

X

X

以上に指摘した如く、第六十五議會を通過せる經濟關係の法律は、何れも多かれ少なかれ、貿易、

産業への國家統制力の擴大強化を意味して居る。斯くて、我が國の政治及び經濟は、資本主義經濟の原則たる自由競争的なものから、所謂『統制經濟』に移行しつつある事が知られる。勿論、現在の所、其の進行は徐々として、しかも極めてデミではあるが、若しも、通商擁護法の如きものが實際に屢々適用されねばならぬ様な事情に立ち至つたら、之と直接間接に關聯を持つ國內の各種生産竝に販賣組織にも、強力な國家權力は働きかけて來るだらう。

ところで、問題は、斯様な『統制經濟』の進展が、國民生活にどんな風に響いて來るかだ。之に就いては、諸君は、充分知悉せられて居るだらう。吾々は、既に、本年報第四輯で、『重要産業統制法の重要なのは、自由主義經濟の修正、統制經濟の思想的展開と云ふ點にある……』(二三七頁)ことを指摘し、更に次の如く言及して置いた、『……率直に云へば、この統制法は、金解禁で困憊した重要産業に於て、内部抗争が激しくて、容易にカルテルの出來ぬものに、國家がカルテル結成に力を用ひて、生産量或ひは販賣價を大企業者の都合の良いように決定させることであらう。……外觀はどうあらうと、大企業をして官製カルテルを結成せしめ、物價下落を防いで、利潤を確保せしめようとするものに外ならぬ』(二三六―二三八頁)

不幸にして、吾々の斯様な見透しは全く正しかつた。統制經濟の進展、夫れは同時にカルテル、ラストの強化を意味する事が事實に依つて示された。が、此の國の財閥の代辯者たる郷誠之助氏は、之に就いてもつと瞭りと、次の如く言ひ放つて居る。先づ『資本主義↓生産過剰↓市場開拓↓市場奪取↓戦争の危険、と云ふ一つの不可分なる連鎖が出來上る。資本主義には生産過剰と云ふ缺陷があり、戦争誘起の危険と云ふ餘弊がある』(經濟、三月號、經濟國策の革新一六頁)と述べ、従つて『資本主義修正の目標は、生産過剰即ち恐慌の克服である。……生産と消費の均衡樹立である。然るところ、この生産過剰・恐慌は資本主義それ自體に内在するものである。即ちそれは自由競争―各個人利己心の自由なる發動―の下に於て、商品の無政府的市場生産が行はれることから來て居る……』(同書三〇頁)で、結局どうすると云ふのか、郷氏は次の如く結論を下す。『……第一、各生産部門に於ける生産を同時一齊に且つ同じ割合に於て増減する事、第二、交換の手段であるところの流通貨幣數量をこの増減に適合させて、同時に且つ同じ割合に於て増減すること』(同書三五頁)そして第一の目的遂行の手段として『一つは國家的意志の發動に依る生産の強制的統制であり、一つは生産者自らの自主的統制である』(同書三五頁)、之をもつと率直に、具體的に左の如く敷衍して居る。

『この生産統制はカルテル即ち企業聯合の形態に於て行ふを當面最も適當と考へる。カルテルの一層發達強化した形態はトラスト即ち企業合同である。トラストに依る生産統制はより効果的であること勿論であるが、我が國の實狀に於ては差當りカルテル的統制より開始するの外はない。カルテルは強制的なものと自由的なもの

とがあり得る。強制カルテルは國家意志に依る強制統制であるが、いづれの國も戰時産業統制としてこの手段に訴へた経験と事實に徴すれば、之を現下の非常時日本産業に適用するは妥當の政策と思はれる。現に我が近時の産業立法である所の重要産業統制法の如きは、この強制カルテルの一形式に於ける表現である。重要産業統制法の擴大強化はこの意味より現下の情勢に適應する適當な方策と考へる。他方生産者の自由的カルテルは近年わが國に於ても急速なる發展を示して來た。この趨勢は今後益々強化擴大するであらうし、また然かあらしむ可きである』(同書三六頁)

そして、今や製紙、硫安、麥酒等々……諸カルテルの市價暴騰が問題になつて居る。勿論、重要産業統制法の第三條には『統制協定が公益に反し又は當該産業若は之と、密接なる關係を有する産業の公正なる利益を認むる時は、統制委員會の議を経て其の變更又は取消を命ずる事を得』と一應規定して居る。が、之に大きな期待をかけようとは何人も考へて居らない。

(五) 選舉法改正に現はれた政黨の無反省

最後に、選舉法改正法に就いて一言して置こう。腐敗墮落せる政界の淨化のため、其の根本對策として採り上げられたのが、此の選舉法の改正である。之は現内閣の重要使命の一として一般から期待されて居つたものだ。が、議會提出前に、樞密院に於て、先づ比例代表制採用に反對されて大修正を餘儀なくされてしまつた。そして、衆議院に提出されるや、更に重要な改正點は削られてしまつた。

即ち、連座規程には但し書をつけてしまひ、混同開票の制及び時效の延長は削除してしまつたのである。連座規程と云ふのは『選舉運動者が選舉犯罪に依り刑に處せられる時には、當該議員候補者の當選を無効とする制度』即ち候補者連座制度を指すのであつて、従來は選舉事務長のみに限られたものを、『事務長に非ずして事實上の選舉運動を主宰したる者が買収犯罪に依り刑に處せらるゝ場合に於ても當選を無効とする』事に擴張せんとした。が、之は衆議院の修正で『當選者が其の選任監督につき相當の注意を拂つたならば、當選は無効にならざるもの』とされ、頗る曖昧なものになつてしまつたわけである。混同開票に關する原案は『開票管理者は各投票所の投票を混同し開票立會人と共に投票を點檢すべし』(第四十九條第二項改正案)と云ふのであつた。従來、各投票區毎に分けて開票してゐたのだが、夫れを一開票區全體の投票を混同し、夫れに依つて投票の祕密をより一層確保し、同時に買収の效果を推知せしめる事を困難ならしめる事に依つて買収を減せしめ様としたのだ。之は少なくとも合法無産黨の進出には輕視出來ない福音である筈だ。が、之は全然葬られてしまつたわけである。『衆議院が二大政黨の一致に依つて此の如き修正を加へたことは、政黨が今も尙ほ眞に選舉を肅正する意圖を有つてゐないことを表明するもので、政黨が此の如き態度を取つて居る間は、政黨に對する信用の回復は容易に之を望み得ない。』(中央公論五月號一二八頁)と、此の國の立憲政治の理論的指導者

の一人たる美濃部達吉氏は云つて居る。

以上に述べた如く、第六十五議會の成果は、軍事豫算の通過と、今後一層の統制經濟強化を約束する以外には之と云つて採り上げるものもない。米は騰貴したが、換金急ぎから飯米まで手放した自作農は、所謂『飯米飢饉』に襲はれて居る。春繭は今のところ絶望の状態だ。失業労働者は減少し、賃銀収入は増加しつゝある。が、定額賃銀は依然減少の一途を辿り、物價との關聯に於ける實質賃銀も減つて居る。そして、工場法違反件数は増加し、そこに保護職工(女子乃至十六歳未満の子供)に法定時間外の労働を強制して居る事實が見られる。斯くて、第六十五議會は、『非常時』の國內的焦點たる農民、労働者の生活不安緩和に對しては、何等爲す所もなかつた様である。一方に於いて、治安維持法改正を企てたり、文部省の思想方面監督指導機關たる『學生部』を整備充實せしめるために『思想局』に昇格して見たり、文藝院を設置することに依り、文藝家を手馴づけて日本精神を高揚し、文藝の分野から左右兩思想に當らう、等と云ふ様な計畫を次々に立てゝ居る。が、大衆の生活を安定せしめずして、何の思想善導があるのだらう。『非常時小康状態』は飽くまでも一時的な反動的なものであり、實體は依然たる『非常時』の續行である。

第五節 外國貿易及び貿易政策

一、日英民間會商の決裂と其後の諸問題

日英會商—日英民間綿業協議會—は去る三月十四日に於ける第六次會商を最後として遂に決裂し、爾來その交渉は兩國政府の間に移管せられてをる。二月十四日、日本代表部(綿布代表岡田源太郎、三宅郷太、三村和義、川口正雄、玉垣徳藏、人絹代表島田勝之助、オブザーバー松山晋二郎の諸氏)及びランカシア綿業團(綿業代表サー・トーマス・パーロウ、ミルス、ジョン・グレー、サー・クレア・リース、アーネスト・トムソン、エチ・ジ・ヒューズ、レイモンド・ストリート、ゼー・エンズレー、人絹代表ハムフリー・ウイリアムス、モリス・スピルマン、オブザーヴァーサー・ホース・ウイソンの諸氏)との間に始めて交渉が開始されて以來僅か一ヶ月の後である。先づその経過と決裂の原因を我が代表部の聲明に訊こう。

日英會商は本日の第六回會議に於て遂に決裂を見た。吾々日本代表は昨年九月ロンドン到着以來日本の經濟及び社會情勢を説明し、我民業の正當なる努力發展に對する認識を擴めるに努めた。而して日英兩國間に無益なる競争を避け、共存共榮の途を案出するを得ば、世界通商の安定に寄與するところ甚大なるべきを信じたの

である。然るに正式會商を開始するイギリス代表は、日本綿布及人絹布の輸出増加は通商の安定に害ありとし世界各市場に對する日本の輸出を一方的に制限しイギリスの輸出には何等の制限を付せず自由となすべきことを提議した、吾々は斯かる要求に對してその不當なる所以を力説し我綿布の輸出増加は正當なる努力に依るものにて、何等非難さるべき理由なしと考へるも、競争上困難を感ずとの訴へあるに依り、これが協調の方法を見出すことを希望するも日本と第三國との貿易に關しては相互間に直接に協議すべきもので、イギリスがこれに干與し得ざる理由を説き且つ既に日本は數ヶ國と直接交渉を開始せる事實を擧げて、第三國市場及び關稅自主權を有する自治領はこれを協議外とすべく従つて實施可能なるイギリス及び各屬領について協定に應ずべきを主張した、然るにイギリス代表は頑強にその主張を固持し、若し日本がこの提案に應ぜざればイギリスは高關稅、輸入制限等の政治的手段を以て對抗すべく、又日本品の競争に苦しめられてゐるヨーロッパ各國の同業者は共同して日本品に對抗する手段を取る結果となるべく、斯くして日本が孤立に陥れば永遠に不利なるべく又從來プールの方法に依つて世界市場に關する取極めをなすは普通に行はれるものなれば何等懸念を要せず本案に同意せよと勸告して來た。以上の如く日英双方の主張に懸隔あり到底一致を見ること不可能なる事實を見て、日英兩國政府當局は斡旋をなし、その結果イギリス代表は再考の上新提案をなして日本の同意を求め、殊に一九二九年世界の綿布輸出が八十億碼で、昨年は五十億碼に減少した、然るに獨り日本の輸出だけは増加してゐるのだから日本は輸出を世界の水準まで減少せよ、イギリスの輸出は現在著しく減少してゐるから相當増加を見込んで輸出基準を定める。而て貿易回復して輸出が増加するに至れば日本に分前をする。右日本の輸出を減ずる方法は各大陸品の地域について協定すべしと云ふのである。右提案は單に説明の様式を改めた丈での實質は何等變更するところなく依然として日本の輸出を一方的に制限しその販路を抛棄することを要求するも

のであつて、プール等に依る市場協定とは全くその趣を異にし、第三國及び自治領の如き關稅自主權に依る處置並に日英以外の他國同業者の競争を如何ともすることは出來ぬ故、日本の同意し得ざるは自明の理である。滯英こゝに六ヶ月餘、その間吾々は終始協調の精神を以て交渉を繼續したに拘はらず、日本綿布の海外に於ける販路の大部分を抛棄せよと云ふが如き理不盡なる要求を強ゆるに至つたのは一に意外とするところである、會商不調の結果事態の紛糾を想察するに非らざるも微力これを救ふ能はざりしを遺憾とするところである。

これに依つて判るやうに、この問題の性質は極めて簡單である。要するに、没落の危機に當面したランカシア綿業團がその勢力の挽回を計るため、日英會商の名の下に日本綿業當事者を誘つて、世界的市場協定を結ばんとしたのに對し、我が代表部は飽迄これを日英兩國の通商問題として取扱ひ、従つて關稅自主權を有する自治領及び諸外國を問題の範圍外に置くことを主張したのだ。何故ランカシアが第三國市場をも含めた世界的市場の協定を固執し、反對に日本が頑強にそれを拒否したのか？それは第一表をみれば判る通り、日英綿布の輸出總額合計二十一億五千四百二十萬碼の巨額に及ぶ廣大な第三國市場の得失に關する極めて重要な問題だからだ。屬領は勿論、自治領でも英帝國會議などを開催して日本品排撃の共同戦線に立たせることは出来るが、然し第三國市場となるとさうは簡單に行かない。勿論、政治及び經濟的に勢力のある諸國に向つては日本品の進出に對して共同防衛の役割りを要求するであらう。が、到底屬領や自治領のようにオイソレとは巧く運ばない。かように第三國

市場が無防禦に等しい状態にある限り、良質廉價を武器とする日本品のため英國品の地盤は根こそぎ持つて行かれる惧れがある。既に昨年度の第三國市場に於ける日英双方の市場分野は日本の十二億三百万碼に對して英國は九億五千五百五十碼にすぎず、早くも日本品の優勢を示してをる。また過般英國があれ程苦心して作つた印度市場に於ける日本綿布の輸入制限も、今後その制限された數量丈け第三國市場で丸々獲得されたのでは、ランカシア全體として何等効果がないことになる。こゝに英國綿業の大きな悩みがあると同時に、また日本綿業にとつて最大の強味があるわけだ。極端な例ではあるが今後若し日本品が英帝國から完全に締出しを食はされるやうな事態が生じたとしても、その代り現在英國の持つてをる第三國市場を全部奪取するならば、我が綿業は何等苦痛を感じないわけである。對英貿易の全滅を賭しても、猶ほ第三國市場を死守せんとする我が綿業代表部の意圖は極めて明白である。勿論、『無暴なる競争』を避け、『共同の利益』を確保するため、國際綿業カルテルを組織して、世界的市場協定を行ふことは望ましいことに相違ない。併し、現在のランカシアと日本綿業との關係は遺憾乍らさうしたカルテル結成

(一) 1933年日英綿布輸出額比較(千碼)

	日本	英國	合計
領度領計國計	83,720	384,940	468,660
自治屬領計國計	451,099	485,636	936,735
英印其他諸總前年度總計	350,907	209,027	559,934
	885,726	1,079,603	1,865,329
	1,202,657	951,536	2,154,193
	2,088,383	2,031,139	4,119,522
	2,032,720	2,197,471	4,230,091

の條件をまるで備へてゐない。經營の改善、技術の進歩を怠つたランカシア製品が、良質廉價の日本品のために驅逐されるのは蓋し當然のことであつて、必しも『無暴の競争』ではない。また販路協定の基準年度を英國側に有利な一九三二年度以前と提議することは決して『共同の利益』たる所以ではない。而てこの點は倫敦デーリー・ヘラルド誌の最もよく自認する處であらう。即ち三月十五日の同紙は日英會商の決裂を次の如く評してをる。

日本が世界の自由市場に於て自力によつて獲得した市場を自發的に、而も何等の代償なしに喜んで讓渡するだらうと想像した政府は寔に笑止に堪へざる單純な頭の所有者に違ひない。日本がランカシアと競争に勝つてゐるのはランカシア綿業自身が世界の變化せる情勢に應ずるやう自己の組織を適當に改善調整しなかつたに起因するもので當業者は此の事實を充分に認識して三省すべきである。

かくて日英民間會商は遂に決裂し、其後の交渉は専ら兩國政府の間に委ねられた儘、爾來久しく中絶の形となつて居た。處が最近外電の傳へる所に依れば、松平大使とランシマン商相の間に右の交渉が再開され、ランシマン商相は英國側の態度を説明せる覺書を手交せるものと報ぜられる。而て該覺書の内容として傳へられる處に依れば『日本側が英國の主張する世界市場分割、日本綿布輸出制限を受諾せずば英國は日本に對し通商戦布告の已むなきに至るべし』との『事實上通商上の最後通牒とも稱すべきもの』とみられてをる。(倫敦五月三日發電通) 而してまた五月一日付マンチエスターガーヂ

アン紙は『確聞するに拓務省は既に直轄植民地政府と交渉を遂げその結果直轄植民地政府の大半は輸入割當制を適用して日本品の輸入を制限する用意ある旨言明したと云はれる』云々と報じてをる。(マシエスター五月一日發聯合) 即ち諸般の事情を綜合するに、英國側は先づその屬領に對して日本品輸入割當制を敷き、更にそれを自治領に迄發展させて、日本品排撃の作戰に出るものと解される。併

乍ら事實右の如くなつたにしても、我國として何等恐れる必要はない。我が國の對英帝國貿易は一億三千二百萬圓の入超であり、自治領に對しては實に一億六千七百萬圓の大入超勘定になつてをる。尤も、屬領に對しては超勘定になつてをるが、然しその程度は三千萬圓足らずだ。また自治領及び屬領同志の利害關係は必しも同一でないから、日本に對して共同戰線を張ることは蓋し容易であるまい。従つて我國としては市場分散主義を執り適宜英帝國各地よりの輸入に對して調整を加ふれば、彼等の足揃みは尠なからず混亂を來すであらう。最近濠洲外相レーサムが親しく我國に來訪したのも近き將來に於て不幸右の如き場合の生ずるのを豫想して、豫め我が對濠政策の善處を期待するためと察せられる。たゞ今後一抹の不安を漂は

(二) 地域別對外貿易(千圓)

	輸出	輸入	入(→)出超
英國領度	87,849	82,559	(→) 5,290
本自治領	91,188	258,190	(→) 167,002
其他屬領計	205,155	204,738	417
外國計	100,058	71,134	28,924
英同印其他諸總	484,250	616,621	(→) 132,371
	1,376,792	1,275,689	101,103
	1,861,046	1,892,310	(→) 31,264

すものは、ランカシアの連中が第三國市場にどう働きかけるかの點であつて、若しも苦しまぎれに政府を動かし、強力的に第三國市場の攻略を企圖するに至れば、問題は極めて重大化するであらう。

二、蘭印貿易政策の轉換と日蘭會商の開催

果然日英會商の決裂後僅か旬日にして三月二十三日倫敦發電通は早くもランカシア綿業者の海外市場擴張策を傳へた。

ランカシア綿業者の代表は英國蘭領印度間の貿易改善問題協議のため週末にオランダのヘーグに赴くことになつた。ランカシア側の腹案は英國が蘭領印度から砂糖を餘計に輸入する代償として同地の英國綿製品輸入割當量を増加させようと云ふのが主眼であるが、ランカシア綿業者が日英會商の決裂の結果早くも海外市場擴張の手初めとしてジャヴァ糖輸入増加の好餌を以て蘭領印度に手を伸したのは注目されてゐる。尙ランカシア側では英國は砂糖消費市場として日本より遙に大きいから日本が好い條件を出しても終局算盤勘定からランカシアの方が勝つと自信を漏らしてゐる。

由來、蘭領印度は最近に至るまで自由貿易の忠實なる遵奉者であつた。それは本國和蘭の傳統的政策が自由貿易主義である影響許りでなく、遠く一九一二年の昔和蘭本國の對蘭印政策が植民地本位に轉換して以來のことである。植民地本位と云ふと如何にも聞えがよいが、實はその搾取對象をいつまで

も枯渇させないために、先づ蘭印自體の經濟的繁榮を計らうとした迄のことである。この結果、蘭印はゴム、原糖、原油等原料供給國として漸次發展したのであつて、そのためには安價なる工業品の輸入が是非とも必要であつた。従つて昨年までは和蘭本國との特惠關稅の設けさへなかつた程である。こうした歴史を有する蘭領東印度が最近突如としてその貿易政策を轉換し、激烈なるブロック經濟的なそれに變更したのは何故か。その直接の原因は云迄もなく日本品の異常なる進出だ。然しこれは當然のことであつて、世界的不況のため購買力の激減した蘭印六千萬の土人が高價な歐洲品を棄て、良質廉價の日本品を買求めたことに何等不思議はない。不思議でない處か、これが蘭領印度自體の繁榮を確保する唯一の手段に外ならないのだ。が、このため輸出販路を奪はれた和蘭本國の一印産業資本家はその奪回を計るため躍起とならざるを得ない。また漸く發達の緒についたサロン、ビール、セメント等の幼稚なる蘭印工業の保護が、一部産業資本家の要望するところとなつた。更に注目すべきは英國がその危機に瀕した蘭印市場の再建を企圖するため、右と同様に日本品の排斥を強要して熄まないことだ。恰も今や日英會商は第三國市場の協定問題で決裂を遂げてをる。蘭領印度は第三國市場の最も優たるもので、英國側が早くもこの蘭印市場に向つて攻撃を開始したのは何等不思議はない。由來、蘭領印度と英國の關係は政治的にもまた經濟的にも極めて密接である。蘭領印度のゴム、石油其他諸事

業に投下された英國資本は近年非常な巨額に上り、また軍事的に獨立性の乏しい和蘭が自國領土の保全のため英國と政治的關係を深めつゝあることは容易に考へられる處だ。擴張成れる軍港シンガポールの存在は萬一の場合に蘭領印度の頼るべき良き防楯となるであらう。蘭印に對する斯の如き強固な英國の政治的及び經濟的勢力の存在は、六千萬土民の利益を無視しても猶ほ蘭印政府をして日本品排

(三) 蘭領印度國別輸入貿易表

	實額(千盾)		割合(%)	
	一九三〇	一九三二	一九三〇	一九三二
日本(内地臺灣)	一〇〇,一五四	九三,五五一	一九三二	一九三二
朝鮮、大連、浦鹽	一一,六三六	八,六四一	二・三九	一・一五
和蘭	一六三,三五五	九六,五七七	一八・九	一〇・八
海峽植民地	一〇六,〇〇八	七三,三二一	一一・三	三・八
英國	八七,九四一	四三,九四一	一〇・二	二・三
獨逸	八六,〇三五	五,九五三	一〇・〇	〇・二
米國	九〇,三六三	五,三三〇	一〇・五	〇・二
英領印度	六三,三〇六	三二,九六〇	七・三	一・七
合計	六三,九四	五五,一八五	一〇〇・〇	一〇〇・〇

斥の口火を切らさずには措かない。かくて、蘭領印度を繞る日英蘭の通商攻防戦は開始されたのである。そこで先づ近年蘭領印度に於ける各國の市場分野に就いて一瞥を加へて置くことが必要だ。

第三表に従へば、一九三〇年當時和蘭一八%九、英國一〇%二、海峽植民地一二%三、英領印度七%三に對し日本は一一%六、と云ふ割合で分割されてゐたものが、一九三三年上半期に於ては日本の市場分野は二八%七に輝しい躍進を示し、之に反し和蘭一二%三、海峽植民地一二%三、英國八%七、英領印度四%二、と云ふ具合に惨めな萎縮を遂げてをる。更に蘭印の最も主要な輸入品である綿布類

(四) 蘭印綿布國別輸入高

	1930年	1931年	1932年	1933年
本蘭國	39,336	38,490	38,300	47,586
海峽植民地	34,236	22,966	13,559	4,250
日本蘭國	24,241	10,095	8,539	4,003
海峽植民地	12,194	9,557	7,470	4,957
實額(千盾)	35.8	47.5	56.4	75.0
割合(%)	31.1	28.3	20.0	6.7
日英	22.0	12.4	12.6	6.3
海峽植民地	11.1	11.8	11.0	7.8

の輸入分野をみると第四表の如く、一九三〇年當時既に日本三五%八、和蘭三一%一、英國二二%と優勢を持してゐたが、更に昨一九三三年に於ては日本七五%〇、和蘭六%七、英國六%三、と日本品は總輸入額の四分の三を制し、蘭領印度を繞る日英蘭綿業戦に徹底的勝利を宣した。更にこれを種類別にみると、就中晒綿布に於ける日本品の進出は全く驚異的だ。即ち第五表に依れば、一九三〇年當時一千三百萬碼にすぎなかつたものが、一九三三年には一億二千六百萬碼と略々十倍の激増を遂げ自然その市場分野は一九三〇年の七%八より昨年は七七%四に急増したこの反面英蘭兩國の市場分野は孰れも慘澹たる減少を招いたが、就中和蘭のそれが曾ての七一%二より一舉一三%五に激減したことは注目し値

(五) 種類別日英蘭綿布競争状態

	實額(千碼)				割合(%)				
	1930	1931	1932	1933	1930	1931	1932	1933	
生地	日英	42,815	46,482	58,354	60,501	78.3	81.9	89.2	89.9
	蘭	1,898	2,710	915	230	3.5	4.8	1.4	0.3
	日英	3,262	1,193	1,478	806	6.0	2.1	2.3	1.3
	蘭	13,100	21,595	53,663	126,062	7.8	15.8	37.8	77.4
晒	日英	116,938	96,334	69,513	22,003	71.2	70.5	49.0	13.5
	蘭	30,010	15,250	13,249	7,092	18.3	11.2	9.3	4.4
	日英	98,175	113,399	181,630	186,209	56.5	67.3	77.5	84.4
	蘭	9,008	7,756	5,364	1,164	5.2	4.6	2.3	0.5
捺染色	日英	33,787	18,034	17,728	6,339	19.5	10.7	7.6	2.9
	蘭	65,298	71,852	62,003	58,801	82.9	86.3	86.5	90.7
	日英	2,323	1,108	1,430	1,050	3.0	1.3	2.0	1.6
	蘭	1,382	479	1,051	216	1.8	0.6	1.5	0.3

第五節 外國貿易及び貿易政策

する。其他例のサロンなども日本品の勝利は全く壓倒的だ。即ち第六表の如く一九三〇年に於る日本品の市場分野は僅か一%四に過ぎなかつたが、一九三三年には六七%四と驚異的發展を遂げ、之に反して和蘭は二七%六より三%〇、海峽植民地は五三%〇より二一%一と夫々絶望的減少を來してをる。

かくて一九四三年九月十九日、『政府條令を以て一定の商品又は商品グループの蘭領印度關稅区域内に於ける夫々の場合に定むべき價格、數量、若くは重量を超過する場合一時之を禁止する』所謂非常時輸入制限總督令を可決し、爾來この一般法を根據として、各種商品の個別的排撃を開拓するに至つた。即ちその年初めに一九三三年九月廿六日セメント輸入制限令を發布して先づ日本産セメントの輸入に抑壓を加へ、(註)次いで同年十二月十二

(六) 蘭印サロン類輸入高(千盾)

	實 額				割 合			
	1930	1931	1932	1933	1930	1931	1931	1932
本 蘭 峽 地 印 計	154	453	1,980	4,695	1.4	5.5	26.1	67.4
日 和 海 植 英 合	3,074	1,963	779	209	27.6	23.6	10.3	3.0
民 計	5,905	4,512	3,551	1,467	53.0	54.3	46.8	21.1
計	890	1,174	1,163	576	8.0	14.1	15.3	8.0
合 計	11,141	8,302	7,587	6,965	100.0	100.0	100.0	100.0

(備考) 3-6 表三菱經濟研究所調査に依る。

日ビール輸入割當令を發布して日本製ビールの排斥を試みた。(註二) これ迄は未だ大して問題にならなかつたが、本年一月十四日左記サロ ン輸入制限令の公布をみ、更に同三月一日晒綿布輸入制限令の制定を みるに及んで、俄然重大問題化したのである。それは綿工業が我が産 業部門に於て決定的重要性を占めてをる許りでなく、制限令そのもの 内容が全く此種産業にとつて致命的性質を帯びたものだからである

一、サロンの制限は非常時織物輸入制限令(法令公報第六〇號)として二月 十四日より向ふ三ヶ月間之を實施す。

二、輸入許可總量は左の通り(單位A乃至Gコルゼ、一コルゼは二〇枚)

(A) 一吋當り縱横絲數一三〇本以下の綿製三萬、(B) 同上絲數一三〇本以 上四萬二千、(C) 其他の綿製六百、(D) 人絹製三千五百、(E) 人絹と綿の 交織製一千、(F) 絹及半絹製六百、(G) 其他のサロン百、(H) 撚絲製織 綿布三千碼、(I) 縱織織物にして横絲の九割以上が色絲よりなるもの(ル ーリック)一九三〇年輸入量の八割。

三、右數量は現在の需要量を基準とせり。

四、輸入ライセンスは一九三〇年の輸入業者に對してのみ之を與ふ。

五、和蘭製品に對しては上記中、(E)の全部、其他は尠くとも(B)は一萬九千、(C)は二百五十、(D)は一千 二百及(G)は四十五コルゼのライセンスを下付す。

五、ライセンスに對して最高從價二分の手數料を徴す。

六、ライセンスは經濟長官の同意あれば譲り渡し可能。

右の如く輸入資格を一九三〇年に夫等を輸入したものに限定された結果、(I)を除いては本邦商に 輸入資格が無いことになる。また和蘭製品に對して右の如く前年同期の三倍に相當する割當を與へた ため、これを控除したる縞サロン類の自由割當量は(A)三萬コルゼ(B)二萬三千コルゼ(C)三百五十 コルゼ(D)二千三百コルゼ(E)ナシ(F)六百コルゼ(G)五十五コルゼ、となるから、この全部を日本 品で占めたとしても猶ほ昨年三ヶ月間の略々三割に過ぎない。

(七) 晒綿布輸入許可數量(千碼)

許可量	内和蘭、最 低割當額	殘額
A キャンブリック	七五、〇〇〇	二、二五〇
B エレフアント等	三〇	四三
C シャーチング	二元、〇〇〇	一六、五三〇
D リン	四、五〇〇	三、八七〇
E ジーンズ	八、〇〇〇	七、六〇〇
F 其他	三、〇〇〇	二、四九〇
合 計	一九、七二〇	五九、七二二

次ぎに晒綿布輸入制限令の要旨をみるに次の如く規 定されてをる。

一、期間三月一日以降十ヶ月間。

一、輸入許可量一九三二年基礎、即ち一億一千九百七十一 萬碼。

一、和蘭本國に對する優先割當量約五〇%、即ち五千九百 八十九萬八千碼この内譯上表の如し。

一、ライセンス資格者は

(A) 蘭領東印度各地歐洲人商業協會十ヶ所以上に加入する者に對し總輸入量の六割。

(B) 蘭領東印度各地歐洲人商業協會九ヶ所以下に加入せるものに對し總輸入量の三割。

(C) 加入せざるものに對して總輸入量の二割

の比率にて各自輸入量を一九三三年の輸入數量を基礎として算出。

この結果、日本人商社のうち(A)に該當するものは皆無にして、(B)に該當するもの一、二社に過ぎず、從つて最早在蘭印邦商の輸入は全く不可能の状態となつた。かくサロンと云ひ、晒綿布と云ひ蘭印政府が單に輸入數量の割當を行ふ許りでなく、更に輸入ライセンスの制限を併用して、日本品の輸入に對し禁止的抑壓を加へるに至つたのは、蓋し第七表に示す如く纖維製品のうち最も凋落の甚しいこの種商品の販路再建を意圖した結果があり、殊に晒綿布に於ては明かに英國綿業者の使喚の跡が認められるのである。

更に其後の情報に依れば、蘭印政府は同地に輸入される五十六種について輸入量を定め、その輸入に關する特許の八割五分を歐洲人商業會議所加入者に許與し、残りの一割五分丈けを經濟者に於て資格ありと認めたる商人に對して許可すると云ふ所謂排日營業制限法なるものゝ實施を企圖し、飽迄日本品の徹底的排撃を期するに至つた。

	1930	1931	1932	1933
晒綿布	7.8	15.8	37.8	77.4
サロン	71.2	70.5	49.0	13.5
日英	18.3	11.2	9.3	4.4
蘭日	1.4	5.5	26.1	67.4
蘭	27.6	23.6	10.3	3.0

(備考) 既掲第五及六表より再掲。

るか、極めて興味ある問題と言はなければならぬ。

日蘭會商は來る六月四日バタヴィヤに於て日本代表長岡春一氏、蘭印首席代表モーエル・ランネット氏との間に開催される豫定になつてを。而して右會商の性質及びその前途に關して多くの注目すべきところがあるが、本輯に於ては二、三その重要な點を指摘して以て次輯の課題に供したいと思ふ。

斯如き蘭印當局の強壓手段は我が朝野の間に一大センセーションを喚起し、官民協力してこの對策に當ることになつた。昨年の我が蘭領印度向け輸出は一億五千七百萬圓の巨額に達し、米國、關東州及滿洲國、英領印度に次いで第四位の重要市場となつてを。またこれを各商品別に眺めても昨年の我が各種商品輸出額中、蘭印向けの占むる割合は、綿織物二〇%四、人絹織物一九%三、鐵製品一六%三、メリヤス製品一〇%一、陶磁器一〇%五、ゴムタイヤ一八%三、硝子製品一三%五の多きを占めてを。即ち蘭領印度の存在は我が輸出貿易にとつて正に死守せねばならぬ生命線に値するものだ。こゝに我が當業者の蘭印市場確保の要求が生ずるのであつて、この要求が近く開催せらるべき日蘭會商に於て如何なる成果を收めう

即ちその一は右會商が日蘭兩國の政府會商であることだ。最初に提案したのは和蘭本國側であつて、その理由は日蘭通商關係の圓滑を期すると云ふ甚だ漠然としたものだが、然し事實は日本に對する國際關係を顧慮して蘭印問題の圓滿なる解決を望んだ結果と察せられる。この申出を我政府に於て應諾しこゝに日蘭兩國の政府會商が開催されることになつた譯だが、然しこの點は貿易の國家的統制と云ふ意味で注目されねばならない。この會商の解決策として當面我が政府の執りつゝある政策は次に述る如きバーターシステムの採用であるが、この實現のためには相當強固なる國家的統制が貿易に對して加へられねばならない。當業者はこの點を慮り頻りに民間代表の隨伴を建議したが、遂ひに容れられなかつた。通商擁護法の如き強力なる貿易統制法の成立とゞもに政府は日蘭會商の開催を機會に我が輸出入貿易に對して國家的統制を強化するのではないかとみられる。次ぎに問題となるのは右會商の對策が主として日蘭貿易の調整と云ふ方向に在るとだ。周知の如く我が對蘭印貿易は約一億圓の大出超勘定になつてをる。蘭印側の要求として傳へられる所に依れば日本が蘭印の物資をヨリ多く買つて右のアンバランスな状態を調整すれば、それだけ日本品の輸入制限を緩和する、と云ふに在るらしい。即ち所謂バーターシステムの原則を右會商に適用せんとするのであつて、之に備へるため我が政府は過般來頻りにこの點に就いて研究中である。然しこうした貿易政策が國際交易の本旨に照して理

論的に妥當であるか否か甚だ疑問であり、且また事實問題としてその實行は極めて困難でなければならぬ。即ち過般商工省が『蘭印側のバーター制を提議する場合には砂糖は唯一無二の商品であるが内地當業者に瓜哇糖輸入の餘地ありや』と照會したのに對して、糖業聯合會は『瓜哇糖輸入の餘地は殆んどなくこれを強行する場合は臺灣糖業の根底を脅し、臺灣統治上にも由々しき結果を招來する懸念がある』と答申し、早くもバーター制實施の困難を思はせてをる。日蘭會商の前途また多難と云はなければならぬ。

(註一)一九三三年九月廿六日セメント輸入制限令の要旨は、大體一ヶ年の需要を百六十萬樽とし、これに對し日本セメントは四十一萬二千五百樽の輸入に制限し、他は全部バダレセメントを輸入することになつた。

(註二)一九三三年十二月十二日ビール輸入割當に關する政府令要綱。期間三ヶ月、輸入可能量百十七萬五千リットル、國別割當は一九三二年を基準とし輸入ライセンスは一九三一年において規則的に輸入に従事せるものに下附することになつた。

三、貿易統制工作の進捗と通商擁護法の成立

日印、日英、日蘭會商と打續く貿易問題の重大化に鑑み、最近我が當業者間に於ても自發的に貿易統制を行ふ機運が濃化して來たことは注目すべき現象と云はねばならない。對印輸出綿布の統制等は

日印會商の善後策として生れたものだから暫く別とし、其他第一四半期に於て成立をみたる主な統制機關に次の如きものがある。

電球 昨年十一月三十日、東京輸出電球工業組合、東京電球工業組合、大阪輸出電球工業組合、關西標準電球工業組合の四團體を母體として新に日本電球工業組合聯合會を創立し、昭和九年一月一日より左の如き輸出電球の統制方法を決定した。

- 一、品質の向上を計るため商工省令に依る精密嚴格の検査を行ふこと。
- 二、合理的販賣統制に依り自由競争の弊を矯正するため一時的には従前の市價に比し最低三割の値上となるもその結果は不良品を一掃し品質整一取引上安全を期すること。
- 三、海外よりの注文は凡て規定受注所に於てこれを引受け夫々専門工場に於て製作せしめ、數量の調節、優良品の割安供給を防ぐこと。

右(一)の點に關しては去二月十五日以來商工當局より重要輸出品取締規則の適用をうけることになつた。これは英國電球業者の日本電球壓迫運動に備へた自發的統制であつて、例へば去二月廿三日日本政府は英國政府に對して「……貴方に於て最も困つてゐるのは日本品が不當に安いことに在るべく之は當方に於て認めるが現に二月十五日より輸出統制法が實施されたことだから十分満足の行くよう統制し、且つ輸出高も一九三二―三三年の平均を超過せざるよう自發的に統制する」と通告してをる。

この結果、双方の當業者間に一ヶ年最高百萬圓を限度とする輸出價格の統制を行ふ旨の紳士協定が成立し、更に最近數量統制についても英國日本電球輸入業組合代表フランク氏、及同組合副理事長クリーマン氏と日本電球工業組合理事長益田氏との間に協議されることになつた。

陶磁器 輸出向陶磁器の大生産者である名古屋陶磁器輸出組合では本年一月一日より米國向陶磁器の價格統制を實施するとになり、現在、土瓶、シユーガークリーマー、スープ皿、フルーツソーサー、クープスプ、サラダボール、コーヒーセット、ティーセット、等の各種目に付き夫々最低値段の協定を行つてをる。

鉛筆 昨年十二月廿一日米國政府は鉛筆業者の申請に基き産業復興法に依り關稅委員會を招集し日本製鉛筆に高率關稅を課すことになつて居たが、其後我が外務省と米政府との交渉の結果、我が當業者が輸出協會を組織して左の如き輸出統制を自發的に行ふことを條件として、右高率關稅の實施を取消して貰ふことになつた。

- 一、一九三四年五月一日以降に於ける對米輸出數量を制限し今後一ヶ年に付き十二萬五千グロス毎四半期に付き四萬五千グロス及び各月に付き二萬五千グロス以上を輸出せざること。
- 二、四月一日以後四月三十日まで出帆の輸出鉛筆に付ては、日本輸出鉛筆工業組合聯合會の發行する假統制證書の貼布を外装に受くることとし、右證書なきものは對米向には輸出せざること。

三、五月一日以後に在りては日本輸出鉛筆工業組合聯合會に於いて、統制證紙を附したる鉛筆に非ざれば之を對米向には輸出せざること。

四、四月一日以後の輸出に係るインボイスと輸出申告書に付ては、工聯の輸出證認書を添附すること。

五、四月一日以後に在りては組合員間に對米向鉛筆輸出數量の割當を行ふこと。

自轉車 四月六日官民協議會を開催、東京、大阪、名古屋の各自轉車工業組合、日本自轉車輸出組合等を母體として左記の輸出統制を實施することになつた。

一、本組合は左の品種に付き、輸出數量の調節及び輸出最低價格の協定を行ふ。

完成重フレーム、リム、前後ハブ、ペダル、ハンドル、ブレーキ、サドル、ギャクランク、前フォーク、ベル泥除、フリーホキル、チェーンスタンド、スポークとす。

一、數量統制は蘭印、英印、及び英領馬來向輸出品に就て行ひ、輸出最低價格は各品種毎に蘭印英印及びビルマ、英領マレイ半島及びシヤム、支那及び比律賓、アフリカ、歐洲、近東地方、中南北米、濠洲及び新西蘭、滿洲に就てこれを行ふ。

一、一年を四期に分ち輸出總數量は每期に付き各品種毎に地方別にこれを定む。

一、每期輸出數量中八割五分は輸出數量を基準として之を組合員に割當て、残りの一割五分は次の如く割當を行ふ。

(A) 割當數量を輸出し盡し規定の超過輸出を爲すも尙ほ不足する場合。

(B) 從來割當を受けざりし地方に對して其品種の輸出を爲さんとする者及び新規開業者。

一、組合員は相互間に割當數量の融通を爲し得る事。

一、割當比率は前年度の輸出實績を基として毎年度これを定む。

一、組合員は割當數量の二割を限度として超過輸出をなす事を得。

鮭鱒罐詰 日本鮭鱒水産組合は從來對佛輸出量に就き夫々割當率を協議して居たが、九年度より新たに日本鮭鱒對佛共販組合を設け輸出價格の統制を計ることになつた。

以上の如く輸出統制工作は着々進行してをるが、また一方輸入貿易に關しても同様統制施行の機運が熟し、最近輸入組合法の制定が頻りに論ぜられるに至つた。今後輸出入の均衡を第一條件とするバーターシステムの原則が一般化するようになれば、貿易バランスの調整上どうしても輸入統制の實施が必要とならう。この意味に於て過般成立した羊毛の輸入調整策は非常に注目すべきものであると云はねばならない。

羊毛 對南阿聯邦の片貿易調整のため、去る二月廿四日官民協議會を開催、その具體策として左の如き方法で南阿羊毛を購入することに規定した。

一、羊毛工業會々員は今期末迄に最高一萬二千俵南阿羊毛を買付くべし、これが買入方法は羊毛工業會に一任すること。

二、濠洲羊毛との值翰俵當り二十四圓の損失負擔は工業會側と輸出團體側で折半のこと。

三、同地向運賃引上率は綿布、綿製品、人絹、絹織物は各一割、ガラス陶器は五分、材木、エナメル、玩具は各六分、その他は七分とし、九年五月一日より實施し、總額十四萬四千圓をもつて打切ること。

X

X

X

X

斯如く民間當業者に於て夫々自發的に輸出統制を行ふもの次第に多きを加へ、また我が政府當局も市場分散主義の建前から迄未着手であつた輸入統制に乗出すことになつた。かように我が貿易陣は内部的に漸次強固と化して來たが、未だこれ丈けでは諸外國の對日通商攻撃に應戦すべく不充分であるとして、過ぐる第六十五議會に於て所謂通商擁護法案をはじめ、輸出組合改正法案、輸出水産物組合法案等の成立をみるに至つた。就中、通商擁護法の制定は一種の貿易獨裁法の出現であつて、我が貿易政策上に一新紀元を劃する重要法案である。その提案理由は『最近諸外國に於て本邦品に對する輸入防遏的措施を講ずるが如きもの漸次多きを加へんとする情勢なるに鑑み政府は外國の執り又は執らんとする措置に對應して貿易を調節し又は通商を擁護するため輸入税又は輸出若くは輸入禁止若くは制限に關し必要に應じて機宜の處置を執るの要ある』からであり、このため『政府は特に必要ありと認むるときは特に勅令の定むる所に依り關稅調査委員會の議を経て期間及び物品を指定し關稅定率法別表輸入税表に定むる輸入税の外その物品の價格と同額以下の輸入税を課し若くは輸入税を減免し

又は輸出若くは輸入の禁止若くは制限を爲すことを得』(同法第一條)る旨規定したもので、九年五月一日より三ヶ年に限り其の效力を有す』(同法附則)ることになつてをる。即ち政府は必要に應じて(一)從價十割の輸入税設定、(二)輸出入禁止又は制限、(三)輸入税減免等の諸手段を自由に採り得るのであつて、而も事後承認事項の規定を附してないから全く獨裁的性質を備へたものである。如何にファツシヨ時代とは云へ、かように獨裁的色彩の濃厚な立法は正に劃期的なものであつて、之に對し種々なる側面から多くの批判が加へられたことは當然である。即ち、事後承諾の設けなきは議會の立法權無視であること、或は關稅調査委員會を悪用して一部産業資本家を利益せしむる惧あること、等である。が、それが現時の我が貿易政策として果して妥當なるものや否やと云ふ最も重要な點に關して、議會に於ても、當業者に於ても、又は一般的にも餘り論ぜられなかつたことは遺憾と云はなければならぬ。無論、右の獨裁法は云はゞ傳家の寶刀として、實際には餘り實施されることはあるまいと思ふ。が、それにしてもこうした威嚇的乃至挑戰的色彩の極めて濃厚なる法案の制定が、我對外貿易の實情に照して果して妥當なるものであるかどうか猶ほ一應考慮の餘地があると思ふ。

四、依然たる輸出好調とソーシヤル・ダンピングの問題

既に述べた如く第一四半期の外國貿易は輸出四億六千二百六十八萬圓、輸入五億二千八百三十五萬圓、差引入超額六千五百六十七萬圓を示した。前年同期の入超額が一億七千餘萬圓、巨額であつたのに比較して本年の貿易バランスは著しく改善された譯だ。殊に之れが主として輸出の新たな増進の結果であることは此の際大いに注目すべき現象と云はねばならない。即ちこの期の輸出は前年同期に比して更に九千四百四十四萬圓、つまり二四%六の激増を示したのである。關稅引上、輸入制限、輸入禁止

(九) 第一四半期國別輸出表(千圓)

	八年	九年	比較増
滿洲國	15,401	17,697	2,296
關東州	46,510	56,634	10,124
中華民國	35,602	29,485	-6,117
英領印度	47,919	{53,810 5,094}	10,990
海峽植民地	7,393	11,547	4,154
佛領印度支那	34,444	30,557	-3,887
露領アジヤ	754	486	-266
比律賓	1,114	358	-746
シヤム	4,704	8,498	3,794
其他アジヤ	3,573	5,188	1,615
歐洲	1,353	2,680	1,326
北米	3,921	11,158	7,237
中央及南美洲	36,980	56,824	19,844
非洲	81,670	97,436	15,766
澳洲	1,264	1,775	511
其他	1,981	6,747	4,766
新西蘭	5,265	8,179	2,914
其他	13,689	19,286	5,597
其他	4,847	5,590	743
其他	4,749	9,150	4,401
其他	5,172	9,534	4,356
其他	9,951	11,054	1,103
其他	1,034	1,562	528

舊市場に對する輸出も幾多の通商制限あるに不拘ず懸念された程の打撃もなく、寧ろ相當の増加さへ

等々諸外國の對日通商壓迫は昨年と比較にならぬ程激化してをるし、また爲替の位置も幾分高い位であるのに、猶ほ且つ斯如く輸出の進展が著しいのは全く世界驚異の的たらざるを得ない。この原因は主として新市場の開拓が迅速に行はれ、同時に

示してをるからである。

即ち第九表の如くであつて、先づアジヤ市場に就いてみるに、各地方とも概ね顯著な躍進を示してをる。滿洲國及び關東州向けの増加したのは、我が對滿投資の反映として何等怪しむに足らぬが、然し英領印度向けの増加したのは注目に値する。即ちセイロン島向け輸出が早くも五百萬圓を突破した。め之を含めた對印輸出總額は五千八百九十萬圓に達し、前年同期に比して一千一百萬圓と激増となつた。昨年のセイロン島向け輸出額は詳でないが、然し同島が日印通商條約の適用範圍外になつてをることを鑑れば、本年は特に顯著な増加を來したものと思はれる。其他、海峽植民地、比律賓、アデン、シヤム等への輸出も夫々相當の増加となつてをる。殊に注目すべきは『其他アジヤ』が七百二十四萬圓、即ち三倍近くの激増を示したことであつて、我が新市場に對する目覺ましき進出を如實に物語るものと云へよう。以上と反對に、前年に比して輸出の減つた地方は中華民國、蘭領印度の二大市場の外に佛領印度支那、露領アジヤ等を數へる。が、中華民國及香港向け輸出の減退も關東州向けの増加で充分カバーして猶ほ餘りある程だから、何等懸念するには及ばない。また對蘭輸出の減少は例の非常時織物輸入制限令の實施で、サロン類及び晒綿布の輸出が不可能となつた結果である。が、それにしても減少の程度は僅か四百萬圓程度であり一昨年に較べるとまだ二倍以上も多い。今後、日

蘭會商がどう云ふ結果になるか一概に樂觀は出来ないとしても、さう無暗に對蘭輸出の前途を懸念する程のことは、恐らくあるまいと思ふ。

次に、歐洲市場が全體として約二千萬圓、即ち割合にして五三%も激増したことは非常に興味ある事實だ。國別にみると英、佛、獨、伊、等主要國への輸出が著しく増加してをる。尤も、仕向國への輸出が實際上の輸出額とは限らないが、然しそれにしてもブロック經濟的貿易政策の極めて強力な歐洲諸國へ全體として右の如く五割以上も増加したことには間違ひない。歐洲諸國には金本位ブロックがある關係もあるが、また良質廉價な日本品の眞價が漸次一般に認識されて來た反映でもあらう。一方、米國も生絲の輸出増で一千六百七十餘萬圓の増加を示してをる。

更に最近新市場として尠なからず注目されてをる中南米市場も、表の如く飛躍的增加を示し、殊に中米の如きは四百七十六萬圓即ち二倍半近くの驚くべき増加になつてをる。同じくアフリカ方面も、埃及五百六十萬圓(四割以上)東部アフリカ四百四十萬圓(九割以上)の激増を示し、其他、佛領、伊領、白領等金本位ブロックの植民地を含む『其他アフリカ』に對する輸出も四百三十五萬圓(八割餘)の著増を呈してをる。

以上の如き依然たる日本品の進出に對して、諸外國は關稅引上、輸入制限、輸入割當、輸入商資格

制限等々手を代へ品を代へ日本品の抑壓に狂奔してをる。然し今迄の經過をみるに何と皮肉にも我が輸出は却て益々増進し、諸外國の攻勢に對して全く不死身の觀がある。そこで最近では所謂ソーシャルダンピング説を頻りに流布して、我が輸出品の不當に廉價である旨を宣傳これ努めてをる状態だ。

ソーシャル・ダンピング！ 國際勞働會議を目前に控えて何とセンセーショナルな言葉であるとか。然しその餘りにもセンセーショナルな言葉に魅惑されて無批判にこれを是認してはならない。無論、現在我が國の勞働條件が英國其他先進國のそれに比して劣悪であることは、何も改まつて兩國の實質賃銀を比較する迄もないことである。が、然しその程度は必しも我が輸出をかくも増進せしめたほど甚しいとは考へられない。若し事實さうであつたならば我が輸出は再禁止前に於ても、又恐慌前に於ても、現在の如く徹底的に外國品を壓倒して居なければならぬ筈である。かくて、我國最近の輸出増進はヨリ大なる二つのモメント——合理化の徹底と爲替の下落——の結果である、實質賃銀の低廉はその一小原因とみられる。過去の不況期に於て不斷に進行した機械化、合理化の過程は、技術の驚くべき進歩と相俟つて生産能力の異常なる増加を齎し、賃銀、俸給、手當、租稅、金利等の單位當りコストを著しく低めた。こゝに我が輸出品の海外競争力は非常な増大を遂げ、折柄の圓價低落に助長されてそれが益々顯著となつたのである。最近、國際聯盟勞働事務局がその年次報告に於て日本品の壓

倒的世界進出の原因を述べて、低廉な勞銀や勞働者の低級な生活程度によると云ふより主として圓價の低落と産業の非常なる合理化の結果であると述べてをる(五月四日時事)のは、正に右の點をよく了解するに至つた結果と思はれる。

第六節 産業界の動向

一、滿洲會社の發生とその内容

インフレ景氣と未曾有の低金利を背景として近來我が産業界には一大企業熱の勃興をみるに至つたが、就中注目すべきは日滿經濟提携のスローガンも高く新興滿洲國を舞臺として派手やかに登場したる所謂滿洲會社の一群である。是迄とても、豊富な天然資源と廣大な販路を持つた滿洲國に對しては内地資本は内心尠ならず魅力を感じて居たには相違ないけれども、何分事變後匆々のことでもあり且つ軍部の態度が内地資本の進出に對して制肘を加へ若くはその懸念を與ふる如きものであつたゝめ未だ積極的に對滿投資を試みるものは稀であり、多くは滿鐵及滿洲國政府を中心とする統制企業に参加を求められて始めて之に投資すると云ふ程度にすぎなかつた。然し内地資本はいつ迄もこうした窮屈な状態に満足してをる筈がなく、昨年十一月十六日日本商工會議所を通じて左の如き『建議』を關係各方面宛に提出したのであつた。

日滿經濟統制方策の如何は兩國經濟發展上に至大の關係を有する重要問題たり、従つてその遂行に當り範圍の廣狹程度の緩嚴凡てその宜しきを得ると共に、豫めその方針を明かにし以て企業家投資家をして適縦する所を知らしめ其の運用を圓滑ならしむることを肝要とす。

第一、統制せらるべき企業は國防上公共上其の必要適切なる範圍に之を限局し、自由企業の餘地を存し其の自然の繁榮を妨げざるを要諦とす。若し然らずして一舉に經濟機構の全部門に互り、統制を行はんとするが如きことあらば經濟活動を甚しく萎縮せしむるの弊に陥るべし。

第二、利潤の分配に就いても其の甚しき制壓は資本の活用を妨げ延いて滿洲國產業開發に必要な資本の流入を阻碍するの虞あり。

第三、統制企業と自由企業との範疇を明かにし、企業家投資家をして容易に其の詳細を知悉せしむることは亦滿洲國產開發上必要の施設たり。日滿經濟統制に就ては兩國政府當局に於ても十分考慮せられつゝある所と信ずるも前記諸點に關し適切なる方途に出でられ資本投下と企業計畫とを容易ならしめ以て滿洲國產開發に遺憾なきを期せられんことを望む。

然るに最近滿洲國內の整備も既に一段落を告げ、且つ軍部の滿鐵改組案の停頓以來内地資本に對する其の制壓の懸念も漸く薄らぐとゞもに、果然對滿投資の盛行を促し、所謂滿洲會社は雨後の苟の如くに簇生した。

かくて事變發生以來、滿洲國を背景として新たに設立され、又は近く設立される豫定にある事業會社は、その主要なるもの丈けでも我々の調査に依れば既に四十社の多きに上つてをる。これに就いて先づ

(一) 滿洲關係主要新設會社一覽表

社名	資本金 千円	主なる投資者
滿洲中央銀行	三〇,〇〇〇	滿洲國、三井、三菱
滿洲航空	三、七五〇	滿洲國、滿鐵、住友
滿洲化學工業	二五,〇〇〇	滿鐵、三井、三菱、全購聯
滿洲電信電話	五〇,〇〇〇	日本政府、滿洲國、滿鐵、生保國、日本放送協會
滿洲探金	一,〇〇〇	……
奉天造兵廠	……	……
滿洲麥酒	二,〇〇〇	大日本麥酒、キリン麥酒
昭和製鋼所	一〇〇,〇〇〇	滿鐵、住友、三菱
日滿マグネシウム	七,〇〇〇	滿鐵、住友、三菱
日滿アルミニウム	五,〇〇〇	滿鐵
滿洲洋灰	五,〇〇〇	第一相互生命
滿洲炭礦	一六,〇〇〇	滿鐵、滿洲國
日滿鹽業	二〇,〇〇〇	〔滿鐵、東拓、日本曹達、旭硝子、大日本鹽業〕
日滿亞麻紡績	五,〇〇〇	……
同和自動車	六,二〇〇	滿洲國、滿鐵、自動車製造
奉天土地興業	二,五〇〇	(國幣) 滿鐵、滿洲國
東滿洲人絹パルプ	一五,〇〇〇	大川系
滿洲電氣	六〇,〇〇〇	滿鐵、南滿電氣
滿洲産金	二二,〇〇〇	滿鐵、滿洲國、東拓

注目すべきは最近設立されたものゝ中には所謂自由企業の會社が多く、その株式の一部は概ね内地市場で廣く一般大衆から公募され、またその取引には多額のプレミアムさへ付されてをることである。

次に事業別にみると、現在新設會社は殆んど凡ての事業を網羅し盡し、就中麥酒、洋灰、の各事業は既に二社宛の設立をみ、更にパルプ工業に至つては森林資源を繞つて四社の對立状態を現出してをる程だ。

また資本系統別に眺めても滿鐵をはじめ、三井、三菱、住友其他内地一流の當業者がこれに参加してをるとが判る。ま

滿洲	石油	五,000	滿鐵、三井、三菱、日石
大滿洲	ホップ、麥酒	10,000	淺野洋灰
大滿洲	洋灰	五,000	赤司初太郎
滿洲	製糖	10,000	日本砂糖貿易、明糖
北滿洲	製糖	2,000	日清、日本、日東各製粉
滿洲	製粉	2,000	
滿洲	棉花	10,000	
滿洲	農産品加工	500	
農地	開拓	20,000	
日滿	皮革工業	1,000	中野守之助
滿洲	製藥	5,000	
滿洲	内燃機	100	
滿洲	パルプ工業	10,000	寺田系
大同	酒精	1,200(國幣)	東拓、滿洲國
滿洲	工廠	1,500	川崎造船
大同	林業	6,000	王子製紙其他
日滿	高粱工業	1,000	
日滿	パルプ	5,000	川西系
日滿	パルプ	20,000	王子製紙系
日滿	計器	1,200	
頁岩	洋灰	1,500	滿鐵其他

た株式の一部が市場に公開されたものは、夫丈け一般大衆の資本が参加した譯だ。猶ほ新設會社のうちには早晩内地の同種會社と競争的關係に當面するのではないかと懸念されるものもないでは無いが、然しまた同時に内地製造工業の基礎産業として日滿經濟ブロックの實を擧ぐべきものも尠くない。例へばアルミニウム製鹽、人絹パルプ、皮革、棉花等の諸産業が若し將來成功したならば、それは内地の軍需品、化學製品、人絹、皮革製品、綿絲等の各製造工業に對して有力なる原料供給者の役割りを果すことになるであらう。

二、財閥の株式公開續出とその意義

インフレ景氣と低金利時代の出現はまた諸株式の熱狂買を喚起し、是迄殆んど顧みられなかつたようなボロ株までが異常な高値で取引されるようになった。こうした機運に促進されて新設増資株の賣出しはこの四半期を通じて踵を接して行はれ、また從來多量の持株のあつたものは其の一部を市場に賣放つて巨額のプレミアヤムを荒く稼ぐと云ふ傾向を生じた。利に敏い財閥の連中がこうしたボロイ儲けを見逃す筈はなく、株式公開の名の下に其の子會社の株式の一部を市場に賣出して巨利を博すことに成功した。然しこうした財閥の株式公開が單にプレミアム稼ぎを目的とする許りでなく、また財閥の利益獨占に對する批難の緩和を意圖して行はれたものであることは極めて明白であつて、この點其他の手持株賣出しと一應區別する必要がある。無論その主なる目的は『批難の緩和』に在つて、必しも獨占利益そのものゝ辭退にあるのではないから、これを材料とする所謂『財閥の轉向』を額面通りに買ふわけにはゆかない。今日、一般の株主は單に投資上の収益を目標とし會社の經營自體には深い關心を持たぬから、普通會社の統制權を握るには全株式の二割五分を持つては足りるのであつて、若しも資本の分散が甚しく小株主の多い會社であれば總株數の一割以上を占めれば先づその目的を達し

うるのだ。従つて、この際、多少の株を公開した處で財閥の事業獨占は豪も動搖するものではない。が、公開された株式自體についてみれば從來に比して財閥の利益獨占が、それ丈け一般に開放されたことは確かである。かように最近に於ける財閥の株式公開は、獨占利益の一部開放と、プレミアム稼ぎの二つを目的としたものであり、非常時局の影響とインフレ景氣の反映を物語る一の特徴ある現象として注目されねばならない。

三井財閥 株式公開のトップを切つたものは外でもなく三井だ。三井が株式の公開を決意した動機の一は同財閥に對する批難の緩和に在つたことは確かであらう。それは池田成彬氏の合名入り、三

(二) 三井財閥株式公開一覽表

持株者	株式名	公開株數	一株拂込	賣出値	プレミアム	同總額	譲受人	公開後 持株數 對總株數割合
合名	王子製紙	舊	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一〇五,〇〇〇	六五,〇〇〇	生保團	二二
		新	五五,〇〇〇	五〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	三五,〇〇〇		
礦山	東洋高壓	七五,〇〇〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	—	一般	三三
礦山	三池窒素	二五,〇〇〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	—	一般	一八
物産	東洋レーヨン	三三〇,〇〇〇	二・五〇	四二・五〇	三〇,〇〇〇	九,九〇〇	生保團 緣故者	二七〇
合名	北海道炭礦	舊	二〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	六九,〇〇〇	一九,〇〇〇	生保團	一八
		新	七〇,〇〇〇	一七・五〇	三〇,〇〇〇	二二・五〇		

井一族の社長退却、公共事業に對する三千萬圓の寄附等と同じく所謂三井財閥の『轉向』を物語る一例であらう。が然し結果からみれば、それはまたよきプレミアム稼ぎでもあつたわけだ。いま昨年中に公開した王子製紙、東洋レーヨン、三池窒素、東洋高壓、及び本年に入つてから公開した北海道炭礦等の公開條件を示せば第二表の通りだ。

斯の如く、プレミアム總額は一千六百三十三萬圓に達する。次ぎに支配權の點についてみても、東洋高壓、三池窒素、東洋レーヨンの三社に對するその支配力は全く決定的だ。王子製紙に對しては二十一萬一千株、即ち總株數三百萬株中の約七%強を占むるに過ぎないが、然し同社第一の大株主であることに依然變りはない。また北海道炭礦にしても合名直系の持株割合は全株式の一三%三にすぎないが、然しこの外に三井礦山及び三井信託の持株が三十四萬株に達するから、結局北炭に對する三井系統の持株は全體の三七%六に達し、依然その決定的支配權を掌握してをる。

三菱財閥 三井の所謂『轉向』方針に對して三菱が如何なる態度に出るかは極めて興味ある問題であつたが、最近中外商業新報の報道するところに依れば、同財閥もまた時勢の推移に對處すべく經營方針の根本的改革を計ることに決したと傳へられる。即ち三月三十日附同紙は次の如く報じてをる。

『三菱では以前より合資を初め各事業部門に於ける經營方針の徹底的改革を斷行し、時勢の變遷に對處せんと

首腦部間にて其の具體的方策の樹立を研究中の處、四月一日より岩崎彦彌太氏が合資の副社長に就任するを機として、事情の許す限り可及的速かに別項の如き具體案の實現に邁進することに決定した。然も其の改革斷行の指導原理は所謂『三菱精神』の確立に基くもので、其の綱領は大體左の如くである。

◇『三菱精神』綱領

三菱は時勢の變遷推移に對處する根本方針として、企業の大衆化を目的とし、所謂『富豪の利益壟斷』の譏りなきを期す。

◇具體案内容

一、株式の公開

先づ分系各事業の整理統一を目的として、

(イ) 三菱航空、三菱造船、三菱電機の三社を合併す。(合併實行までには尙一、二ヶ月を要する内部的事情あり、殊に電機會社はアメリカのウエスチングハウスも參加し居るを以て、取敢へず航空、造船の二社を先にす)

(ロ) 右三社合併後の新會社の株式は勿論、更に商事其の他の分系會社の株式を全般的に公開す。

(ハ) 企業の大衆化を尊重し、三菱は今後他會社の買收合併を行はず。(従つて例へば過半数の株式を所有することによる支配權の確立の如きは努めて排する方針である。)

(ニ) 合資會社は之を純粹なる意味に於ける持株會社とし、分系會社の一が他の分系會社の株式を所有するが如き交互の錯雜を整理統一する。

二、事業の經營

人材第一主義を採る方針であるが、一方兩岩崎一家は漸次合資を除く關係會社の重役をも引退し、今後

は普通の株主として止まること。

尤も、當事者は右三菱造船(三菱重工業と改稱す)株式公開の理由として、單に同株が三菱鑛業及び三菱銀行株と同じく事業の基礎強固となり一般に株式を公開しても投資家が安心して株式を所有しうる状態に達したからであると説明してをる。然し尠くとも現在の客觀的情勢より推せば右の株式公開を三菱財閥の全般的方針と結びつけて考へることは強ち不自然ではなからう。

住友財閥 去る二月十五日、舊住友肥料製造所を倍額の二千萬圓に増資し、社名を住友化學工業と改稱した後、住友合名の持株の一部を社員及縁故者に對して公開した。

その公開條件は五十圓拂込済の舊株七十五圓、十二圓五十錢拂込の新株二十七圓五十錢、即ち新舊株とも一株二十五圓宛のプレミアムが付されてをる。公開の理由は蓋し肥料事業が農村大衆を相手とするため利益獨占の批難を可及的避けたいこと、竝にこれに依つて多額のプレミアムが得られること等に在るものと考へられる。

淺野財閥 最近その所有する淺野造船株竝に淺野小倉製鋼株の各一部を各プレミアムに付で一般に公開する方針に決定したと傳へられる。その理由は一般の時勢に順應すると云ふ以外に、それに依つて得らるゝ資金を以て擴張事業の費用に充てるためとみられてをる。

三、インフレ下に於けるカルテルの動向

インフレ景氣の進展に伴れて、我が産業界の基調が近來とみに好況を呈し、自然各事業會社の業績内容に著しく充實を加へて來たことは周知の通りである。が、從來の經驗より推せばこうした事實は、ともすれば各事業會社の自由競争的傾向を助長する動機となり、カルテル崩壞の危機を藏するものである。が、事實果してさうであるか？ これを知るため先づ最近に於ける各カルテルの動向に就いてみることにしよう。

洋紙 昨秋の好況期に際し、前後三回に互り都合一千八百萬封度の共同管理品を開封し、開封すべき管理品のないものは限産緩和を併用して之を補つた結果、當時の平均限産率は實際三割五分程度に緩和されたものとみられる。が、本年に入つて後は多少反動氣味で賣行きも案外よくないため、一、二三月の各月とも共管品の解封を行はず、現在各社は従前通り最低西野製紙所の三割より最高王子製紙の五割四分一厘に至る平均五割一分の限産率を勵行してをる。猶ほ最近大阪の乾製紙が本年初以來その割當限産率四割一分を勵行せず、秘かに増産して來たことが問題化した。結局一月以降の増産量を四月に繰越して減産することで大體解決を告げた。

板紙 黄ボールは依然五割五分の高率限産を實施中であり、茶板紙も三割の限産を施行してをる。

石炭 石炭消費の激増に伴ひ、石炭聯合會は昨年下半年に前後三回都合三百萬噸の送炭緩和を實施し、更に本年に入つてからも百五十萬噸の増送を行ふ方針であつた。ところが最近この方針を變更して、取敢えずこの四分の一に當る三十七萬五千噸だけを緩和することに決定し、残りの百十二萬五千噸の増送は當分之を保留して、下半年に入つてから再び協議することになつた。同時に協定外増送分に對する特別賦課金(罰金)も從來の噸五十錢を一舉二圓に引上げた。今後、不需要期が控えてをるとは云へ、現在全國貯炭はなほ僅か百三十萬噸足らずに過ぎないのに、右の如く供給對策に細心の注意を拂つてをることは頗る注目し値する。

砂糖 本年度の産糖協定は南洋興發、臺東製糖、新興製糖等の各社から割當増額の要求を生じ、之に對して明糖、日糖、灣糖等の大會社が容易に肯ぜぬため、遂に三月二十九日産糖委員總辭職の己むなきに立至り、産糖協定はあはや決裂かと思はれた。が幸ひ決裂間際になつて、武智糖業聯合會々長の出馬に依り、昨年度と同様の産糖協定の再建に成功した。

洋灰 昨年十二月、本年一月、同二月のセメント限産率は五割二分であつて、前二ヶ月に比して二分方擴張したが、三月以降五月までの限産率も五割二分据置と決定した。需要期に入る關係もあり三

月の需要実績に徴して限産緩和の必要が生じた場合には改めて各社協議會を開くことになつてをる。販賣方面では鐵道省の追加注文に對する納入値段を繞つて關東側と關西側の方に意見の相違を來して以來、洋灰販賣カルテルの崩壊説が傳へられた。が、獨占利潤の甘味を忘れ得ぬ洋灰カルテルがこの程度の内紛から直にカルテルを壊滅するようなことは恐らく有り得ないことだ。

丸鋼 昨年十、十一の二ヶ月間の生産割當額は基準數量の一割減に當る二萬四千七百噸であつたが昨年十二月及び本年一月、二月の三ヶ月間では、二割減の二萬二千噸に、限産を擴張した。而して、去る二月中の實際生産高は實需不振の結果一萬六千噸(約三割減)にすぎなかつた事情に鑑み、次期三、四、五月)の生産割當量を、需要期にも不拘、前期並みの二萬二千噸(一割減)据置に決定した。なほ販賣方面では先般東京市場の問屋をメンバーとする東京丸鋼商會なる統制機關が設立された。而して右の新共販機關は關東丸鋼販賣組合の下受けをなし、近く設立せらるべき大阪及び名古屋のこの種共販機關と相俟つて、全國的販賣統制を強力化することになつてをる。

晒粉 昨年十一月當時の限産率は四割であつたが、其後製紙會社の手當一巡と共に十二月四割五分一月五割と順次擴大し、更に二月からは不需求期のため五割五分の高率限産を施行中である。

硫酸 從來東部硫酸販賣會社に對してアウトサイダーの位置にあつた新潟硫酸が、四月七日共販會

社に参加することになつたので、茲に關東硫酸界は完全なる統制をみるに至つた。

液體鹽素 昨年來晒粉共販會社が主體となつて協議中であつた液體鹽素の統制問題は、去る三月十四日、關係十社間に意見の一致をみるに至つたので、愈々生産、販賣、價格の各方面に互り統制を開始することに決定した。因に實施期は、本年下半年からとなる筈である。

紡績 八年一月以降本年三月までズット二割七分六厘の操短率を繼續して來たが、四月以降九月までの操短率に關しては次の如く決定した。即ち四、五、六の前半三ヶ月は二晝夜休業二割休錘(二割七分六厘)を据置き、七月以降九月末迄は現行率より五分緩和して二晝夜休業一割五分(一割九分)休錘と決定した。

絹紡 昨年十二月以降本年二月に至る三ヶ月間の操短率は、前期なみの賣絲三割三分、織絲二割一分据置と決定し、三月以降五月迄の三ヶ月間も同様据置と決定した。

綿三綾 本年一月の生産割當數量は五十萬反であつたが、二月は三十萬反に減少した。其後三、四月が各四十五萬反、五、六兩月が夫々五十萬反に増加されたが、なほ一月以上に緩和されるに至らない。

毛絲 新興産業たる毛絲工業には從來操短の例をみなかつたが、最近市價低落の對策として、(一)毛絲紡績専門の會社は一ヶ月四日半を休業すること(但し工場法に依る二晝夜休業を含む)、(二)その

他の會社は一ヶ月四日休業することに決定し、四月十日以降三ヶ月間に亘つて實施することになつた。なほ右の休業は約一割五、六分の操短に相當するが、今後これを二割見當まで擴張すべく目下能力その他を調査中である。

過磷酸 昨年八月一日以降本年七月末迄四割の限産を繼續中であるが、更に昨年十一月販賣カルテル燐酸肥料懇話會を創立し、二月末の各社未賣品を共同にて肩替りすることになつた。

以上を通觀して一般に認められる點は、紡績を除き他の凡てのカルテルが概ね是迄の操短緩和方針を中止し、若くは積極的に擴大強化を計る傾向にさへあるとである。而て、紡績操短の緩和方針は増進競争の抑壓か或は弱小會社の自然淘汰と云ふ如き特殊の事情を目的とするものであるから、それが一般的傾向に背反することは自ら明白である。

かように最近に於けるカルテル政策の基調が、漸次現行操短率の確保乃至は再擴張に向ひつゝあるとは、要するに最近の各種生産高がインフレに依つて増大した其の消費高を充分満しうる程度に増加した結果であらう。が、同時に各カルテル當事者としても、單なる感情問題や目先の小利に把はれて、大局の利害關係を忘却する如き愚を戒め、極めて慎重なる態度を以てカルテル政策の實施に臨んでをる關係も蓋し尠くないと思はれる。それは勿論、財界の前途に關して未だ確乎たる見透をうるに至ら

ぬためとも考へられるが、併しまた財界一般の傾向が近來著しく統制經濟的色彩を帯びて來た影響とも考へられる。而てこの限り、一部で懸念してゐるが如き無茶な生産過剰に陥る危険は薄らぐわけだから、一般産業界の傾向から云つてそれだけ堅實性を備へてをることになる。

四、重要産業統制法の新なる役割

然乍らその統制經濟化の傾向は飽迄資本家的なそれだから、重要産業の統制を獨りカルテル當事者のみに委ねることは消費者の立場よりみて甚だ不安なこと、云はねばならない。蓋し獨占利潤の追求を唯一の目標とするカルテルの活動は、必然消費大衆の利益を脅威するものだからである。最近カルテルの動向が早くも現行操短率の確保乃至再擴張に向つてをることは既に前項にも指摘せる如く、需給の變化に對應して其の將來に於ける生産過剰の懸念を解消せしめんがための一手段である、と一應は考へられる。が、同時にまた現在各カルテルの當事者がヨリ大なる獨占利潤の獲得を企圖しつゝ、需給の實勢が必要とする以上の高度な限産を強行し、容易にその緩和を肯んじない傾向にあるとは争へない事實である。こうしたカルテルの弊害を是正し、以て統制の公正を期せんがためには、是非とも國家權力の適當なる發動に俟たなければならぬ。而て、近來所謂非常時意識の昂揚ととも、一般産

業界就中各種カルテル團體に對する國家的統制の氣運が漸く表面化するに至つたことは、此際大いに注目すべき現象であると云はなければならぬ。

先づ第一に鎗玉に擧つたのは製紙カルテルだ。周知の如く我が洋紙界は王子製紙の紙業獨占確立以來完全にその統制下に置かれるに至り、この結果獨占價格の弊害が漸く顯著となつて來た。生産及販賣統制を實施中の一般印刷用紙(印刷紙、筆記用紙、圖畫用紙、模造紙)はその八割五分迄が王子製紙の一手獨占到歸した。のみならず、森林資源の獨占的拂下に依つて得らるゝ原料パルプの殆んど全部を自己の手中に收めて了つたため、その獨占力は益々強化した。即ち、爲替下落に依る輸入パルプの採算高を理由として、そのパルプ市價を再禁止前の二倍近くに引上げた結果、それを買はなければならぬ立場にある中小製紙會社の製紙コストは當然騰貴せざるを得ない。そこで中小製紙會社の採算難を是正すると云ふ理由で製紙獨占價格を引上げることになる。また一方需給對策としては昨年中共同管理會で四千三百萬封度の共管紙を開封し、これに限産緩和代用の分を併せると都合五千八百萬封度の供給緩和を行つたが、然しそれでも猶ほと角不足勝ちの状態であつた。にも不拘、聯合會當局は、昭和六年十二月以來最低西野製紙所の三割より最高王子製紙の五割四分一厘に至る平均五割一分の高率限産(標準生産能力五千九百四十四萬封度に對して)を勵行して今日に至つてをる。こうした生産及

販賣の兩部門に亘る巧妙なカラクリに依つて、その建値は七年十二月に於ける模造紙一封度に付き十三錢五厘より、八年一月十四錢五厘、同十月十五錢三厘と順次引上を見、更に實際の取引相場はこれより一、二錢高を唱へられてをる有様である。而も、最近パルプの値上りを理由として右建値の引上をなさんとする情勢にあつたので、一般消費者の利益擁護の建前から、遂に商工當局では四月四日製紙聯合會代表王子製紙專務井上憲一氏を招致し、藤田臨時産業合理局第一部長より左の二項につき警告を發した。

一、昨年十月決定したる製紙會社より持約店への販賣建値(模造紙一封度十五錢三厘)を濫りに引上げざると
二、今後品ガスレに因る市中相場の昂騰を調節するため封印解除乃至減産緩和に就き考慮すること。
而て右の警告は重要産業統制法の精神に立脚するものであり、同法發動の一前提とみられる。周知の如く、重要産業の統制に關する法律(昭和六年法律第四十號)は左の二項目を以てその主眼とする。

- 一、主務大臣ハ統制協定ノ加盟者三分ノ二以上ノ申請アリタル場合ニ於テ當該産業ノ公正ナル利益ヲ保護シ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ルタメ特ニ必要アリト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ當該統制協定ノ加盟者又ハ其協定ニ加盟セザル同業者ニ對シ其ノ協定ノ全部又ハ一部ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得(同法第二條)
- 二、主務大臣ハ統制協定ガ公益ニ反シ又ハ當該産業若ハ之ト密接ナル關係ヲ有スル産業ノ公正ナル利益ヲ害スルト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ其ノ變更又ハ取消ヲ命ズルコトヲ得(同法第三條)

右の第二條の規定は重要産業の統制を促進するために當該産業に存する統制協定の效力を強化する

ことを目的とする云はゞカルテル助成策であるが、之に反して第三條の規定は統制協定が其の本來の目的を逸脱して公益に反し又は當該産業若くは之れと密接なる關係を有する産業の公正なる利益を害することのないやうに、公益的の見地から之を監督せんとする反カルテル的性質を備へたものである。現在、重要産業の指定事業は前記洋紙業を始めとして、其他二十一事業の多きを算するが、然し同法施行以來既に三ヶ年を経た今日なほ未だ一度だに右の二項に關して同法の發動をみたることなく、その存在は云はゞ傳家の寶刀たる觀がある。尤も過去の不況期に於ては各事業會社が苦しまぎれに夫々カルテルに依る統制協定を自力で施行して來たから格別之を助成する必要がなかつた譯だが、併し今日の如き好況期に際してその統制協定を獨りカルテル當事者のみの自由に放任して置くことは一般消費者の利益を無視する恐れがあるから、適宜第三條公益規定の適用を計つて、以てその公正を期するのが妥當である。爾來、商工當局は更に右重要産業統制法の威力を擴充すべく、最近ビール及び石炭礦業を新に重要産業に指定せんと企圖してをる。而て斯の如き資本家的統制に對する國家的干渉の強化は、曩に成立せる通商擁護法のそれと、ともに、現段階に於ける我が經濟政策の基調を暗示するものとして頗る注目すべき現象と云はなければならぬ。

第七節 農村の狀態

一、恵まれざる農村

小農殊に小作農が所持する新米の大半を手放した頃、皮肉にも米價は顯著なる騰勢を示して來た。だから、夫れは比較的豊富に手持米を有する富裕な地主乃至米穀商人にとつては大きな喜びだが、飯米の買入れに迫られて居る小農・小作農には却つて苦痛の種である。しかも、此の米價の昂騰は今秋の出盛り期—小作農が新米を手放す時—に、再び挫折する事は無いだらうか。と云ふと、今のところ其の懸念は多分にある。當面の根本對策として、あれほど期待された外地米移入統制法案は拓務當局の反對に會つて、骨抜きとなつてしまつた。そして、第六十五議會を辛じて通過したものは臨時米穀移入調節法である。之は移入制限どころか、寧ろ外地米の増産を刺戟する様なものであり、依然たる臺鮮米の内地流出は續けられるだらう。だから、今日の米穀統制法の下では、再び米價が下落する危険性は充分ある。

一方、春繭はどうか。新繭出廻り期を目前に控へ、絲價は五百圓臺に慘落した。ために、春繭一貫

當り、二十五掛以下の三圓臺が豫想されて居る。想へば、昨年第一四半期(第十二輯)の報告に於て、吾は春繭高値への期待を述べ、それが實現された時、心からなる喜びを覺えたものである。(註一)あれから、丁度一ケ年、いま來る可き春繭期に直面して暗膽たるものを覺える。事實、農村は、今年の春繭高でホット一息つく間もなく、米價の低落と夏秋蠶並びに晩秋蠶の値下がりであつて、きつつけられた。所謂對外的なる『非常時』意識は漸次薄められつゝある中に、其の對内的重點たる農村の窮迫は更に深められたのである。

斯様な状態に置かれて居る農村に對し、第六十五議會は一體何を齎らしたか。と云ふと、第一に軍事費膨脹の犠牲を強要した結果は、救農豫算に大削減を加へてしまつた。即ち、農林省當局が、内政會議で、軍事費中心にもみにもまれた揚句、要求した救農追加豫算額は、二千六十萬圓、これに糶貯藏費千五百萬圓、春繭對策費三百萬圓を加へた合計は、三千八百六十萬圓であつた。之が、再び削減を受けて、辛じて二千百萬圓が容認されたのである。其の内容を見ると、先づ第一に救農土木費が千三百五十萬圓から三分の一以下の四百萬圓に、農山漁業團體活動促進費百五十萬圓は四十萬圓に削減されてしまつた。その他、海外生絲宣傳費百五十萬圓、農林保險七十七萬圓、肥料對策費二百八十萬圓等々は何れも葬られ、結局、千四百五十萬圓の糶貯藏獎勵費、四百萬圓の農林土木費、百六十萬圓の

乾繭共同保管助成金等が主たるものになつてしまつたのである。(註二) 第二に、前述せる如く、最も期待された外地米移入統制法を、ザ、マなものにした外は、僅かに原蠶種國家管理法と輸出生絲取引法を通過せしめる事に依り、蠶絲界の國家的統制への第一歩を示した位のものである。斯くて、恵まれざるもの、農村は、いつになつたら救はれる事だらう。

(註一) 日本經濟年報第十二輯二三八頁

(註二) 本輯第四節、第六十五議會の成果、第二一四頁參照

二、米價は騰つたが

昨年十一月一日、米穀統制法施行以來、米價は常に最低公定價格(註)を下廻つて來た。けれども、それは十二月以降一勿論、其の間多少の波瀾はあつたが、デリ高歩調を辿り、特に四月に入るや騰勢急を示し、最低公定價格に著るしく接近した。いま、昨年以降の深川中米相場の推移を見ると、第一表に示す如く、十二月の平均相場は二十二圓だつたが、今年の一二月二十二圓六十九錢、二月、三月は二十三圓臺となり、更に四月に入るや最高二十四圓五十錢、最低二十三圓二十錢、其の平均二十三圓七十錢と騰貴した。

		(再) 米價推移 (円)		
		最高	最低	平均
八年	1月	24.20	22.60	23.43
	2月	22.80	21.70	22.30
	3月	22.10	21.20	21.55
	4月	21.70	21.20	21.47
	5月	21.90	21.40	21.66
	6月	21.80	21.00	21.64
	7月	21.00	20.00	20.68
	8月	21.40	19.80	20.73
	9月	21.00	20.40	20.67
	10月	21.10	20.50	20.75
	11月	21.60	20.80	21.20
	12月	22.50	21.60	22.01
九年	1月	22.90	22.40	22.69
	2月	23.10	22.90	23.04
	3月	23.20	22.80	23.00
	4月	24.50	23.20	23.70

(備考) 深川(中米)一石當り

其の下値一割は二一・九七圓、生産費は諸掛とも二三・三四圓、斯くて決定された最低公定価格は二三・三〇圓である。

ところで、本米穀年度末の大過剰米が豫想されて居る際、米價は何故に斯様に騰貴したのか。と云ふと、米穀統制法の威力が漸やく現はれたのだと、一應考へてよからう。即ち昭和八年度産米は七千萬石を突破し、本米穀年度末(十一月末)過剰米は千六百萬石乃至千八百萬石、理想持越高五百萬石を差引いても尙ほ過剰米は千二、三百萬石と見られて居るが、一方米穀統制法實施初年度の政府買上は

同法施行半歳にして一千万石の巨額に到達し、更に獎勵規則に依る粃貯藏高は六百萬石に達して居る。之に季節調節買上二百萬石を加へれば、合計千八百萬石となり、昭和八年度産米七千餘萬石の内、夫れだけは當分市場から取り除けられた事になる。それは浮動米の拂底となり、各地方に於ける有ガスレの状態となつた。之が、三月以降の米價昂騰の主因である。とすれば、統制法の威力は一應稱えねばなるまい。然しながら、之で、米穀統制法に満足し、此の上の米穀對策は不必要などとは何人も考へては居りはしない。

第一に、出來秋に新米の大半を賣り盡し、年明け後、漸次飯米の購入を迫られて居る小作乃至自作農に與へつゝある脅威に對し、現行米穀統制法は何等の責任を負はなくてよいか。既に、吾々が前輯で見た如く、一般農民は十一月から一月に至る三ヶ月間に、一ヶ年間の總販賣高の五〇%以上の米を賣り放つ。出來秋から四月までには、夫れは七〇%を越える(註)。換金急ぎから飯米迄も手放してしまふのだ。だから米價昂騰と同時に、悲惨なる飯米飢饉が頻々と報ぜられる。

◇飯米飢饉—黒田を手放す 米穀統制法の威力も手傳ひ新潟北蒲原郡一帶の農家の飯米は例年の六月半ばの缺乏期に等しく、農民は早くも飯米飢饉に追ひ詰られ千秋の思ひで粃貯藏解除か、季節買下米並びに古米の拂下を待つてゐる、それも待ち切れぬ貧農はまだ耕さぬ黒田を手放し始めた、現に北蒲原郡佐々木、中浦、加治村方面の貧農は去る二十四、五日頃から北蒲原のトップを切り單俵五圓八十錢乃至六圓の即金で無残に

も黒田を賣飛ばし、飯米代と肥料資金に當てゝある悲惨な實情が郡農會調査で判明した。(東朝五・二)

◇拂下米未納金を補助金から差引く 四月三十日は國庫の出納閉鎖期だといふので、青森縣では例の拂下米代金の未納徴収に躍起となり、折柄八年度の補助金受取のため出縣した各未能町村代表者に猛烈な督促を行ひ、補助金の半分から三分の二を差引かれて泣きべそその村長さん等の哀訴歎願が人眼を引いた、某村長は語る

いくら借りた弱身とはいへこれではやり切れません、お役人さんに一度悲惨な現状を見てもらひたいものです、借りた當人から取らうとしたつて取れないから村で起債しようとする、今度は地方課で許してくれない、何とか寛大な處置を願ひたいものです。(東朝五・二)

(註) 本年報第十五輯七〇頁、

第二に、今秋の出盛り期に於ても斯様な米價の位置を示現し得て、一般農民に恩恵を與へ得る自信を有するか、どうか。第六十五議會は臨時米穀移入調節法、其他米穀關係二法律を通過せしめたけれども、今後、鮮、臺米の内地への移出増加を防ぎ得ず、現在の米價を再び反落せしめる様な事は無いだらうか。第三に、政府の米穀特別會計資金―夫れは第六十五議會で從來の七億圓から、權限留保の増加分も加つて十一億五千萬圓の巨額に達した―其の財政への壓迫をどうするか。斯様に見て來ると、幾多重要な問題が、未解決のままそこに横つて居る。そこで、次に第六十五議會で問題になつた米穀對策を検討する事にしよう。

三、議會で決定した米穀對策

(A) 外地米統制案が骨抜きになる迄

外地米統制―移入管理―が、當面の米穀對策として極めて有效且つ無二の良策であるとされ、其の法案の第六十五議會の通過は一般の等しく期待した所だつた。其の根據とする所は、『最近の我が國の米が供給過剰に陥つた原因は、一には内地産米の増産、二には内地消費の減少にもあるが、主として臺鮮米の移入激増に依ること明かである。而かも臺鮮に於ける米の生産費は内地の、それに比して著しく安い。従つて若し内地の米作を現在の規模に維持し、且つ内地の農家に満足を與へる程度に米價を保つならば、臺鮮米の生産は益々増加し、内地移入は續増する。斯う云ふ情勢の下に於て、内地の米價を右述の程度に保たんと計ることは、譬へば油に火のついたのを消さんとして、水をそゞぐに等しい業である。米價を高く保たんとすれば、其の事が直ちに米價を下落せしむる原因を増大する。政府は近く米穀統制法を實施し、其の定める最低價格で賣渡を申込む者からは幾許でも米を買入れ、以て米價の維持を計る算段らしい。併し若し其の政府の定める最低價格が内地の農家に満足を與へる程度のものなら、右の現象―即ち臺鮮米の移入續増―は必ず起る、と云つて臺鮮米の移入續増を

生ぜぬ程度の最低價格を定めたら内地の農家の保護にはならぬ。生産費の異なる臺灣米と内地米とを無差別に取扱ひ、而かも内地米價を高位に保たんとする政策は、必然此の矛盾に陥るを免れない。それは經濟原則上、本來無理な政策だからである。『東洋經濟新報一五六七號一三頁』と云ふにあつた。そして、最初、農林省が作成した外地米移入管理案は次の如き内容のものであつたらしい。

- 一、朝鮮及び臺灣より内地に米を移入するはすべて政府の獨占とす
- 一、政府は朝鮮及び臺灣より内地に移入さるべき外地米見込數量に準じてそれごとく朝鮮及び臺灣に於て米買上を行ふ

- 一、買上價格は朝鮮及び臺灣における生産費と内地公定價格を參酌して決定す
- 一、右により買上げたる米は内地米穀事情に應じ政府これを移出して賣却す
- 一、朝鮮及び臺灣にそれごとく獨立の米穀特別會計を設く
- 一、右に要する資金限度は朝鮮及び臺灣を通じ三億圓とす

ところが、之を知つた朝鮮側は、二月十日鮮米擁護期成全鮮大會(構成分子は朝鮮農會「地主」、穀物商聯合會、取引所聯合會、商工會議所)を京城に開催し、『鮮米の差別待遇を排撃せよ、米は二千萬同胞の生命線なり、内地のために犠牲は忍ぶ能はず』等のスローガンを掲げ、『朝鮮を犠牲とする統制は半島の經濟機構を破壊し、共存の本旨を没却し、二千萬同胞を死地に顛落せしむるものなり、依て絶

對反對す』といふ決議を爲し、東上委員を選出した、そして各省及要路に猛運動を試みたわけである。

最初、農林省の原案に好意を示したかに見えた拓務當局は、二月十日の關係閣僚會議では、法的拘束力を持つた移入制限に反對し、『内地移入數量の限度は外地當局で自主的に抑へて行く』と云ふ永井拓相の提言となり、更に三月二日衆議院豫算總會で朝鮮總督府今井田總監の發表せる鮮米生産費は、意外の高値で、夫れは内地側主張の移入制限論の理論的根據を覆へず結果となつた譯だ。

即ち、外地米移入統制論の理論的根據は、前述の如く内地米に比し其の生産費の低廉なる點に重點がある。そして、鮮米生産費は昭和六年産米に對する朝鮮總督府調査の十六圓三十七錢が標準とされ、之に對し内地米の夫れは昭和七年産米二十圓八十六錢(農林省調査)八年産米二十二圓十五錢(同上)二十三圓七十三錢(帝國農會調査)と發表されたから、内鮮兩地米の生産費の差は略々五圓位と考へられて居たのである。ところが朝鮮總督府發表の八年産米生産費は石當り二十圓九十八錢と云ふのだから、内地米との開きは、僅かに一圓十七錢となり、之に依る限り移入制限論の主要な根據は一應覆されたわけである。が右の外地米生産費に對しては、農林省及び帝國農會當りから、意識的な釣上げだとか、イン、チ、キ、呼ばわりがされて居る様だ。勿論、兩者の調査方法の相違もあるだらうが、常識的には外地の夫れは割高であると考へられるのも無理はなからう。

斯くて、外地米統制法案は、臨時米穀移入調節法案、米穀需給調節特別會計法中改正法案として議會に現はれた。夫れの内容を見る前に、こゝで一言次の事を附言して置かう。夫れは、朝鮮の米の生産は政府の計畫に依り幾許改良せられ、幾許殖えても其の結果は唯だ内地への移出を増すだけで、朝鮮人の口に入る米は却つて減りつゝあると云ふことである。之は統計が明白に示すところだ。即ち、朝鮮總督府當局が、三月二十日衆議院の臨時米穀移入調節法案委員會で發表した一人當り米消費量は、昭和三年の五斗四升から六年五斗三升五合、七年四斗一升二合と累年減少して居る。更に朝鮮總督府統計年報は、其の自小作及び火田見積面積の推移に就いて、自作地の累年減少の一途を辿つて居る事と同時に、小作地、火田見積面積の續増を報告して居る。更に朝鮮に於ける二百八十餘萬農家の中、其の七割内外が、春窮期には飢饉に襲はれる農民であり、夫れ等が、最高七割、最低四割平均五割以上の高率な小作料の重壓に喘えいで居り、斯くて、『大多數の地主、舍音の小作人に對する態度は、横暴跋扈と云ふ可きか、苛斂誅求と稱すべきか、何れにしても小作人の負擔の苦痛は察するに餘りある』(總督府發行朝鮮總覽) とすれば外地移入管理が『二千萬同胞を死地に陥らしむる……』とか、或ひは『内外地一視同仁に叛く……』の言は、少しく的をはづれて居はしまいか。そして、少なくとも、米穀過剰の主要對策の一として、内地は勿論、特に植民地朝鮮・臺灣の大衆にもつと米が食える様にする事に、爲政者は深く反省深慮すべきだ。

(B) 臨時米穀移入調節法

外地米移入統制に變つて現はれたのが、此の臨時米穀移入調節法と、米穀需給調節特別會計法である。其の概要は、『一、政府は外地米移入數量を調節するため朝鮮米及び臺灣米の買入れを行ふ。二、此の法律は一年限りの臨時法とする。三、外地米移入調節に關する一切の經費は、現行米穀需給調節特別會計で賄はせる。四、其のために特別會計法の借入限度を一億五千萬圓擴張し、借入限度を八億五千萬圓とする。五、内地米買入に備ふるため必要に應じて勅令を以て三億圓を限度として借入限度を擴張し得る事。六、米穀の新規用途に關する試験研究の用に供するため、市價に影響を及ぼさざる範圍で、政府所有米を處分することを得ること』と云ふのだ。尙、参考のため、法案を左に摘録して置こう。

臨時米穀移入調節法

- 第一條 政府ハ朝鮮米及臺灣米ノ内地移入數量ヲ調節スル爲本法ニ依リ昭和十年三月三十一日迄朝鮮米及臺灣米ノ買入ヲ行フコトヲ得
- 第二條 前條ノ規定ニ依リ買入ルル米穀ノ價格ハ勅令ノ定ムル一定價格以内ニ於テ時價ニ準據シテ之ヲ定ム
- 第三條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第一條ノ規定ニ依リ買入レタル米穀ノ賣渡、貯藏及加工ヲ爲スコトヲ得

第七節 農村の狀態

第四條 前條ノ規定ニ依ル賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第五條 本法ニ依ル朝鮮米及臺灣米ノ買入、賣渡、貯藏又ハ加工ニ關スル一切ノ歲入歲出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

米穀需給調節特別會計法中改正法律

米穀需給調節特別會計法中左の通り改正す第四條の三中「七億圓」を「八億五千萬圓」に改む米穀の數量又は價格の變動其の他避く可らざる事由に依り生じたる稼算の不足を補ふため歲出豫算に豫備貸を設くることを得附 則 本法は昭和九年度より之を施す政府は必要ありと認むるときは勅令を以て第四條の三に定むる金額を最高三億圓の範圍内に於て増額することを得

即ち、そこには外地米の移入に對しては、何等の制限、法的の拘束力なく、全く骨抜きになつてしまつたわけである。それどころか、反つて増産を刺戟し、内地への移出を増加せしめる反對的效果さへ持つだらう。だから、本法に依つて、内地米價の脅威が取り除けられたとは考へられない。

其の上、米穀資金は、權限留保の買上資金増額分も加へて十一億五千萬圓の巨額に達するが、それとても、今日の状態で進めば、一、二年で費消してしまふだらうと見られて居る。

そして、『内鮮共に平年作として昭和十五年まで、即ち向後六年間は、過剰を繼續し、昭和十七年に於て供給不足となる見込』(註一)とし、更に、『現在政府所有米は千二百萬石に達してゐる、しかも米穀平常状態に於ても年々五、六百萬石の過剰米を生じこれを買上ぐるとせば、その損失は巨額のもの

に達す、即ち一石に對し一ケ年に五圓を費し一ケ年の損失額も今の状態が推移せば一億圓に達するも遠くない、故に財政的見地からも考慮を要する』といふ。(註二)

斯様なわけで、多大の期待をかけられた外地米統制が全く龍頭蛇尾に終つた結果は、政民一致の『米穀根本對策樹立に臨時議會を召集すべし』と云ふ附帶決議(註三)となつた。そして、之に對する齋藤首相の答辯を聞くと『審議會を設けて速やかに調査研究し、成可く決議の趣旨に添ひたい』(註四)と云ふ甚だ心細いものである。

(註一) 東洋經濟新報、一五八七號二月十七日號五三頁。

(註二) 三月九日、齋藤首相、高橋藏相、山本内相、三土鐵相、後藤農相、水井拓相の關係閣僚會議の結果作製せる申合せの一。(東朝三・九)

(註三) 一、米穀の數量及び價格調節に關する現行制度の不備を根本的に改正せんがため、速かに審議會を設け内地外地全部に通ずる統制計畫を樹て臨時議會を召集すべし。

(註四) 政府は本案通過後出来るだけ速かに根本的解決案を樹立し速かに成案を得ることが出来ましたならば臨時議會召集の手續を採り次の米穀年度に實施するやう考慮したいと思ひます。(三月廿二日衆議院の臨時米穀移入調節法案外二件委員會での首相の言明)

が、財政的見地からも、何とか考慮せねばならぬ破目に陥つて居るのだから、政府當局としても眞劍だ。果して、如何なる對策を發見するだらうか。

四、施行期迫る米專賣案

問題は、最早現組織の上にあつては、米專賣案以外に米穀の根本的對策はあり得ない様だ。既に、大藏、農林當局も之に就いては、着々調査を進行させて居ると聞く。

專賣制の施行もさう遠くはあるまいと考へられる今日、我國に於ける米專賣制案の先驅者たる東洋經濟新報社の意見を以下に紹介する事にしよう。

東洋經濟主幹石橋湛山氏が、大正八年起草せる『穀物專賣法草案』（註一）の骨子は左の如きものである。

- 一、煙草專賣と性質を異にし、政府は之に依り利益を收むるを得ぬ事。
- 二、従つて煙草專賣の如く、一枚の葉でもやかましく云ふ必要はなく、耕作は絶対に自由であり、且つ耕作者は自由に自家用或は種子用等の米を保留し、唯だ其の賣却したい分だけ政府に提供すれば宜し事。

三、併し政府は、其の收納した米に安き外地米乃至外國米を適當に配合し、それに唯だ運搬精穀販賣等に要する實費を加へたゞけで小賣するから、政府の白米小賣値段は、政府の内地米買上値段に比

し廉價に保たれる。従つて喧しく取締らずとも、米は自ら政府の手に集り、密賣買などの行はるゝ餘地はない事。（此の點に本案の最も特徴とする所が存する）

四、米の輸移出入は全く政府に於て行ふ事。従つて目下悩みの根源になつてゐる朝鮮及臺灣米の移入は、朝鮮及臺灣に適當する價格で政府が必要量だけ買入れて之を行ふことになるから、内地米價の高き爲め、むやみに外地米が流入し來るが如き憂は絶ち切ることが出来る。

五、併し米は、我が國民全體の生活上から云へば、農家を困窮せしめぬ限り、成るべく廉價なるが善い。仍つて政府は、專賣法の運用に依り、農家に苦痛を與へることなく、漸次内地農業の經營を轉換し高價な米の耕作を廢して、廉價な外米を以て之に代へる政策を取り得る事。（註二）

（註一） 東洋經濟新報、八年八月十九日號四一頁。 （註二） 同誌一三頁。

更に、專賣制の農村、米商、其の他一般消費者に及ぼす影響に就いて、同誌の要點を左に摘録して置こう。

農村 米作は古來、その收穫量は天爲に左右せられ、その賣値は全くの無見當であつて、産業としては大なる危険に曝され來つたのである。即ち賣値も生産量もお先眞暗なるに係はらず、醇朴な農家は、炎天の下孜々として勞作し、一朝不作とか、或は米安に遭遇せば、己むを得ぬ運命として諦めて來た。斯様な實に不合理極まる産業に、父祖傳來従事してをこそ、巨億の負債もできたのである。が、幸に米の專賣が實現されて、その賣値が確

實に保障せられたならば、米産業は初めて合理化の域に入り得るのである。然しこの外にも一つ天爲の危険を除かねば完全とはいへない。それは年々議會の問題となつてを、農業保険であつて近くその實施は期待できる。即ち、米産業は專賣制を基幹とし農業保険を補充作用として、合理化され確定されることが緊要なのである。

亞で、多くの人のいふ米の買上げは大衆農と消費者を苦しめ、大農のみを利するものなりといふ非難に對して考へる。この主張には現行の資本機構である金利倉敷品傷等の負擔を無視した點及び買上げによつて著しく値幅の縮少した點、殊に最近年々當局が貸付米、其他の保護施設により、その弊を救済緩和した點を見逃がしてを。然し其の弊は尙ほ未だ全く根絶されたと言へない。だが、これ等は專賣によつて全く清算されることになる。

更に、專賣實行上の難關である豊凶對策について考へる。專賣の場合、米作農家又はその團體は、當然納入量の指定を受けるその場合、天候によつて歪ひを生じたときに、如何するかである。無論專賣立法に際してはこれを豫期し、政府への納入量も豫め二、三年間の分を指定し、農家をして之によつて、成るべく天爲に對抗し得るやう施肥管理又は土地の選定等、作業の根本を按配樹立せしめるであらう。極度に發達した米作は、天爲を征服して相當その目的を達し得る思ふが、尙著しき天災のため歪ひを生じた場合は、不正實なことがない限り、減收のものは納入の義務を免じ、増收のものは政府にこれを收納して然るべしである。この場合政府は收納量に過不足を生じ、專賣實行上支障を來す虞れなしとせないが、政府は專賣事業の當然として常に豫備米を所有し、これを調節する準備があり、且甲地の艶作乙地の凶作相調和して、一方に偏することも多くなからうから、農家としては正直にやれば、何等の痛痒がないものである。(東洋經濟新報、九・三・二四日號)

米商 正米系米商は專賣實行の曉、どうなるかと謂へば、何れも生命線を脅迫せられることであるから、それ

に對しては當然國家が補償に任ずることは瞭である。而かも專賣實行後も當然配給機關を必要とし、現在の米商はまたこの配給機關たり得るから、全米商の生命線を冒すものでない。寧ろこれらの人々の眞の肚裏にあることは、統制又は專賣によつて、米價動搖の妙味を全く減殺され、己往の如き存外の利得を獲られないことの打撃であるらしい。が國民唯一の食糧である米價の動搖の不可なることに想及し、且向後最も健實なコムミツシヨスマアチャントになり得ることに著眼し、大に意を安んずべきであると思ふ。

清算系米商は、大正十年以來米穀法にも、統制法にも、專賣論にも絶對反對の態度を繼續し、全國相呼應して高唱してをる。そしてその反對論の理由としては、『米穀法は多大の國帑を消耗し、しかも米價調節の目的は達せられてをらぬ。商品は自由經濟の下に放任し、價格に騰落があつても、生産者の爲す生産の消長と、中間商人の介在又は思惑者の工作によつて、價格は自然に調節せられる。』といふのである。

米穀法實施以來、米價變動の値幅が縮少されたことは、清算筋が同法に熾烈なる反對を、繼續したことに徴しても瞭である。若しも清算市場が、もつと率直に法令の精神を尊重してをつたならば、騰落の値幅は尙遙かに縮少され、米價はもつと調節されて居たのである。

然し何日までも米價を斯の如く動搖裡に曝露し、農家の苦しむことは、他人のことである、といふ考でなく、米の統制は國家永遠の策であることに氣が付くならば、清算米商は態度を一變し、國家より受くる補償に甘じて米の專賣に賛同せねばならぬと思ふ。

消費者 一概に消費者といふが、それには、(一)生産者と消費者を兼ねた農家。(二)單なる消費者である一般の家庭。(三)紡績、製絲、炭礦、水産、其他多數の勞務者を雇備してそれに供食する工場、商店又は船舶、及醸造業等の如き、米の大量消費者で、且その價格の騰落が直に企業採算に影響するもの。(四)軍隊、刑務所等の米價が公費豫算に關係あるもの、に大別できる。今其各々につき專賣の影響を考へる。

農家戸數表 (千戸)

内 地	農家戸數		耕作者合計	全國總戸數
	自作	小作		
朝鮮	一、四六六	二、三三〇	五、五九六	三、七〇五
臺灣	五〇四	一、三四四	八九〇	三、九八七
計	二、一八八	一、六三三	二、五五	八〇九
耕作者合計%	二七%	三四%	三九%	一〇〇%

農家 先づ農家であるが、昭和五年に於ける我國の人口は九千四十萬人で、その戸數は千七百五十萬戸である。そしてその内、農家戸數は上表の如く、八百七十三萬餘戸、全國戸數の五〇%を占めてをる。即ち、農家が米の大消費層であることが判る。そこで米が専賣となり、米價が衡平を得るやうになれば、出盛期安値賣りの夏高買ひであつたこの消費層は、他の消費者に比し、恵まれることの著しいものであつて、米専賣に異論はないものと思はれる。

一般家庭 第二に一般家庭である。農家が生産費割れでも、自家さへ廉い米を食へば宜しい、といふことが不道徳である以上、米價が衡平を保つことに何の不利があらう。また假りに米一升到二錢や三錢高くと、普通一家五人の月消費量は四斗だから、月差金は一圓内外である。現在の文化の程度では決して苦痛とするに足らぬ。従てこの階級にも米専賣に對する異議はなからう。寧ろ近年の如く朝鮮國白を元とした調合米で、一升四五錢も儲けられてをるに比し、専賣の結果は或は廉くなるかと思はれる。

だが、唯一つ困るだらうと想像されることがある。それは専賣になれば、米は當然現金で買はねばならぬ。普通の家庭にそんな餘裕は中々ありはしないだらう、といふことである。現在の報酬月拂制度、又は取引組織では月末本位であるから、現金買は甚だ心配なことになる。だが、記者は米の現金買が必要となつたことによつて、月給取の側は多年の希望である週給制を採用すれば足りると思ふ。そしてそれは生計必需品現金買ひの「良習の基を爲し、米専賣に胚胎する生計の改善策ともなり得る。次に日給制である諸種の勞務者だが、この人

人は己に多く現金買を實行してをるから、大して痛痒はあるまい。次は一般の商工業者だが、これも現に現金買をしてをる家も多いし、元來が相當融通が利く側であるから、これまた大した影響はあるまい。

企業者 第三の企業者は従業員が多數である場合、又は米が原料となる醸造業の如きは、米價の僅少な差が、存外大きく企業採算に影響する。だからこれ等の企業者は、米の買付が一仕事であり、其巧拙は原價を左右するのである。米が専賣となれば、その企業採算が確立するから産業上利する所が少なくないと信ずる。殊にその多くは自ら精米工場を所有してをるから、希望によつて政府は玄米を賣渡すことにすればよい。そしてこの各種の企業者として見逃せないことは、米價の安定によつて農村の購買力を増進し、總てこの企業の好化する因をなすことである。

公費支辨のもの 第四の公費支辨のものは、これ等の多くが豫算の定額を基礎とする結果、米價が高くなれば混合又は副食物の減少によつて營業價値が低下して人體に影響を與へる。専賣になればそんなことはなく、且豫算編成も樂になるから異論のありやうがない。(東洋經濟新報九・四・一號)

勿論、こう云つたとて、夫れは容易に、何等の摩擦なく行はれるものではない。實行に當つては相當の準備がいるだらう。第一法律化するには餘程慎重の研究もせねばなるまい。その他、人の手配、設備、組織の按配等にも深き注意を拂はねばならぬ。が、當面、夫れは米穀根本對策として、益々重要性を深める事は疑ひない。そして、夫れは、現に進行しつゝある『統制經濟』の一形態であるは云ふ迄もない事である。

五、暗 たる春繭界

(A) 春繭採算は赤字

ところで、春繭界はどうか。と云ふと、絲價は昨夏以來デリ安の状態を示し、特に春繭の出廻りを目前に控へた四月には最低五百十圓にさへ落ち込んだ。いま、昨年以來の横濱市場生絲現物相場(標準格百斤建)の推移を見ると、昨年六月の最高一千九十四圓、最低八百五十圓、平均九百七十圓を絶

(一)横濱市場生絲現物相場(円)

		(標準格百斤建)			
		最高	最低	平均	
昭和	2年	1,480	1,250	1,342	
	3年	1,420	1,220	1,333	
	4年	1,350	1,010	1,252	
	5年	820	510	652	
	6年	685	415	587	
	7年	1,110	390	759	
	8年	1,094	520	761	
	1月	925	685	770	
	2月	720	660	694	
	3月	690	630	655	
	4月	820	645	728	
	5月	860	760	796	
8年	6月	1,094	850	970	
	7月	1,005	840	954	
	8月	890	815	857	
	9月	900	790	851	
	10月	795	645	714	
	11月	640	520	585	
	12月	590	540	559	
	9年	1月	645	545	582
		2月	675	590	642
		3月	605	540	573
		4月	570	510	539

頂として、其れ以後ずつと下落の一途を辿つて來て居る。本年二月に入つて平均六百四十二圓と前月の五百八十二圓に比し、若干の反騰を見せたが、三、四月と續落してしまつた。斯様な絲價から逆算した春繭相場

は、一體どの位になるか。いま、四月初旬の絲價の五百五十圓から算出して見ると、繭一貫匁、約二十六圓の三圓十七錢と云ふ相場が出て來る。(註)

(註) こゝで絲價から繭相場を逆算する方法に就いて述べて置こう。

昨年の春繭相場當時を参考として生絲百斤の生産費一五〇圓、製造絲と標準相場との格差を二〇圓、釜入諸費用を一掛強絲量一二匁二分と假定して現在の絲價五五〇圓から繭價を算出して見る。

第一に生絲の實際賣値を見れば、

$$550\text{圓}(\text{絲價}) + 20\text{圓}(\text{格差}) = 570\text{圓}$$

五七〇圓になる。生産費を控除すると、

$$570\text{圓} - 150\text{圓}(\text{生産費}) = 420\text{圓}$$

四二〇圓となり、屑物収益約一五圓を見れば生産費を除いた原價は四三五圓となる。これは百斤に就いての原價だから掛目を推算するために一貫目當りの相場を出さねばならぬ。

$$435\text{圓} \div 16 = 27.25\text{圓}$$

右の計算で生絲一貫目の原價は二七圓二五錢となり。この原價を繭價の掛目になほすと二七掛強となる。掛目と云ふのは、繭の持つ絲量に對する價格だ。言ひ換へると、生繭一貫匁から百匁の生絲が得られる場合の生絲相場一圓に對する絲量とも云へる。だから一貫匁三圓の繭から百匁の絲が採れると一貫目の生絲を得るには三〇圓必要と云ふことになる。今生繭一貫匁の相場をAとし、その繭一貫匁から得られる絲量をBとすれば掛目は次の算式で出される。

$$A \div B = \text{掛目}$$

夫れ故一貫匁の生絲の原價はその儘掛目と見られる譯だ。

現在の絲價五五〇圓から計算した生絲一貫匁の原價は二七圓二五錢だから、掛目は二七掛強と云ふことになる。これは釜元値段だから釜入費用を差引いて、

$$27掛 - 1掛(釜入費用) = 26掛$$

二六掛が繭の買付相場となるわけだ。繭一貫匁の相場を掛目から出すのは通常次の算式に依る、

$$生繭一貫匁から得らるる繭量 \times 掛目 = 繭價$$

この算式を用ひて一貫匁の繭價を見ると、繭量を一二匁二分としたから

$$12.2(繭量) \times 26(掛目) = 317.2$$

一貫匁の繭は三圓一七錢となる。(繭の絲量何匁と云ふ時は通常百匁の繭から得られる生絲の分量を云ふ。)

假りに、一貫匁三圓と押へると、昨年の春繭平均相場六圓二十一錢に比すれば、半分以下となり、收繭高を昨年通り五千萬貫とすれば、農家収入は昨年に比し、約一億六千萬圓の減收となるわけだ。尙ほ、生産費を昨年と同じく三圓八十二錢と見れば、今年は八十錢内外の赤字と云ふ事になる。今春掃立を目前に控へ、二百萬養蠶家は暗膽として居る。

(B) 主要對策

生絲出荷制限

斯うした危機に備へる對策と云つても、當面直ちに採り上げて效果あると云ふ様なものもない。輸出絲の三割出荷制限は、二月一日から實施されたが、『生産制限無き出荷制限には反對』

と國用生絲業者は聲明した。この結果、中小製絲家對大製絲家の對立抗爭は次第に深まつて行く様だ。しかも事實は、昨年より各月の出荷數量却つて多く、之は明らかに製絲界の無統制を暴露して居る。尙ほこの外の政府の對策として、原蠶種國家管理法と輸出生絲取引法の實施と蠶繭類新規利用研究開拓の外に、共同乾繭施設助成がある。

原蠶種國家管理法 之は輸出生絲取引法と共に、第六十五議會を通過せる新法律で、蠶絲界の國家的統制の第一歩を踏み出したものとして注目に値する。即ち、原料繭の品質向上と生産費低下のために『昭和九年度から十三年に至る五ヶ年間に、原々種竝に原種の製造を國家竝に道府縣の手に納めんとする』のが、其の骨子だ。尙、『蠶種の製造に關し當業者の自治的方法に依り十分な效果を期し得ざる非常時に於ては之に統制を命じ得る權限を保留』し、之に依つて國家が生産統制へ一歩踏み出した點は看過し難く。

輸出生絲取引法 之は『輸出生絲問屋の免許制度を設けること』に依り、問屋業を整理し同業者の亂營を防止し、『主務大臣が輸出生絲販賣統制上必要な命令乃至處分をなし得ること』により、國家權力の販賣統制への發動—其の程度は疑問だが—を意味するものだ。

以上は、今後の蠶絲界の恐慌對策として働らくもので、當面の春繭恐慌には何等の効果も期待し得

ない。

乾繭共同保管助成 之は、繭價低落に備へるため、第六十五議會で乾繭共同保管奨励を短期七百萬貫百五萬圓、長期八百萬貫、百六十萬圓、合計千五百萬貫に對し二百六十五萬圓の助成金を交付する豫算の承認を得たものだ。其の發動基準は、一月以降三ヶ月間の平均繭價五百九十圓を基礎とし、

- 一、繭價三圓五十錢以下となり、かつ養蠶經濟を脅かす恐れある場合に發動し、
 - 一、繭價四圓五十錢を超えたる時停止すること
- に決定した。

そして、助成金は左の如き經費に對し道府縣に之を交付することになつて居る。

- 一、養蠶實行組合の行ふ繭の共同保管を奨励するため養蠶實行組合に對し交付する奨励金
- 二、養蠶業組合又は道府縣養蠶業組合聯合會が養蠶實行組合の行ふ繭の共同保管を奨励するため必要なる施設をなす場合これに要する費用に對し交付する奨励金
- 三、助成金の額は前項の經費の十分ノ八以内とし保管繭(生繭)一貫匁に付保管期間六ヶ月未滿のものに對して三十錢以内、六ヶ月以上のものに對しては四十内錢以内とす

之等はホンの彌縫策に過ぎないものだ。そして、結局、繭價の安定と云つても、米國財界の好惡、爲替、更に人絹の壓迫等々の要素を考慮せねばならぬわけだし、従つて其の前途は、米穀以上の極め

て困難な問題が横つて居るわけである。

x

x

x

尙ほ、『窮迫せる農村』を物語る指標として、最後に小作爭議に就いて報告して置こう。農林省調査に依る昨八年度(九年一月十四日迄に報告の到達したるもの)爭議件數は三、三八四件で、前年の二、七五六件に比し六二八件の激増を示して居る。其の理由並に近年の顯著なる現象として、農林省當局は『地主側に於て自作の經營、小作料の滞納、小作地の賣却又は道路、宅地敷地、其の他に使用目的變更のため、地目變換等を理由として小作人に對し積極的に小作地の返還を要求し、之に對して小作契約の繼續、小作權の確認、作離料の支給等を主張して爭議となるものが逐年其の件數を増加しつゝあることである』(註)と述べて居る。即ち、昭和八年度の土地返還關係小作爭議件數は一、九七四件で、其の總件數に對する割合は實に五八%三(元年一一%五、四年二八%九、七年四四%五)に當つて居る。従つて、夫れは爭議規模の縮少を來し、八年度の一件當り關係人員一四・四人(七年二二・九人、六年三〇・六人)、關係土地面積七・〇町(七年一一・四町、六年一七・七町)となつて居る。近年に於ける小作爭議の斯様な傾向に就いては、既に毎輯報告して來た事だが、とにかく根本的な土地問題を狭んでの小作人對中小地主の争ひが如何に深刻なものであるかは想像するに余りある。が、尙ほ次に摘録し

た群馬、香川兩地方に起つた其の實例は、秋田農村に於ける『貧故に娘を賣り放した』報道と、もに吾々の胸奥を今更の如く激しく衝つものがある。

(註) 農林省農務局發行、農務時報二月號(五頁)

◇地主も食はんがため耕地返還(群馬) 昨年末から一月にかけ新歴舊歴の年末小作料滞納し、生活を脅やかされた地主連は自ら耕作して生活を立てやうとする者が増加し、各群に地主の小作地返還要求に依る小作爭議が勃發し……小地主の小作地返還要求で、地主が食はんがための土地返還要求だけに、調停裁判も非常に頭を悩まして居る。(社通九・二・三)

◇中小地主の没落(香川縣) 縣下の小作爭議に就いて縣の山戸小作官の打診の結果……農村不況により地主、自作および小作農家は一般に經濟上相當困難を感じてゐるが、なかんづく窮迫状態に陥り救済を求め世人の注意を惹きつゝあるものは中小地主である。本縣における中小地主は米價の下落、小作料の引下(小作爭議のため)により収入激減し公租公課その他の諸負擔の過重に苦しみ從來の社會的地位の失墜を恐るゝがため直にその生活程度を低下し支出の減少を計らんとするも容易に實行するを得ず負債は徒らにかさんでゐる。今はこのまゝに放置すれば近き將來に滅亡するの運命にあり、これに引換へ大地主は米價の下落により収入は減少を來したるも商工業方面に投資し、その他財政的には既に確固たる基礎の上に經營せられつゝあるがゆゑに窮状を訴ふることはない。(中略) 小作事情も自らこれに影響され小地主は自己の苦境より脱せんがため小作農家に向つて二種の要求をなしてゐる。即ち小作料の引上げ及び耕地の返還請求である(爭議件數八十二件中小作料引上げ二十件、土地返還請求三十四件)前者は全面的に後者は個別的に行はれる傾向を有するが、兩者ひとしく本縣における近時の小作爭議の特色となつてゐる。(社通九・二・九)

◇秋田農村娘を手放す 不況の重壓にあへぐ農村がその苦しみを逃れる唯一最後の手段として最愛の娘を賣り一時を凌がうとする——この貧家の犠牲となつて近くの市街地の酌婦に或は遠く他府縣の製絲工場などに賣られて行つた娘たちは、このほど縣社會教育課の調査によれば實に九千四百七十三人の多數に上つてゐる。その内譯を見れば醜業婦一、三八三人△女中子守四、二七一一人△女工二、六八二人△其他一、一三七人で最初より醜業婦として文字通り賣られ行く女性は千二百二十二人といふ驚くべき數字を示してゐる。かくて十四歳乃至二十五歳の女性に六萬五千乃至七萬人あるから、つまりその十五パーセントに上つてゐる譯で、これを戸數に割當てれば百戸に六・二名、もつとも多い縣南地方では戸數百戸につき二十人以上の離郷者をだしてゐるものあり、而してその原因を探ると農村不況による窮乏と父兄の無智強要が最も多い。(社通九・三・一三)

斯くて、第一四半期に於ける吾々の報告は、米價高と春籾安見越と云ふ事實に依つて、『依然として恵まれざる農村』と云ふ事になつてしまつた。

第八節 滿洲國の諸問題

最近に於ける滿洲國の諸問題としては、こゝに擧げた、(一)滿洲帝國の成立、(二)大豆恐慌問題、(三)金融財政諸問題の外、滿鐵改組、北鐵交渉、關稅問題其他幾多の重要諸懸案があるが、滿鐵改組問題については既に前輯に報じた處であり、其後一向進展をみてゐないし、北鐵交渉其他については適當な時期に報告するより仕方がないので、一先づ以上の如く限定することにした。

一、滿洲帝國の成立

(A) 帝制への準備時代としての執政政治

昭和九年三月一日滿洲帝國は成立するに至つた。その發表があまりに突然だつたので、執政時代より帝制への轉換は一見奇異に感ぜられないでもないが、その間の事情を少しく立入つて觀察してみると決して偶然でないことが判る。

顧れば滿洲國建國宣言が現れたのは帝制成立の二ヶ年前、昭和七年三月一日のことであるが、當時

採用された執政々治なるものは、時の急に迫られ、當座の形態として組織されたもので、やがては何らかの形に變るべき運命を擔つてゐたのであつたとはいへ、實質上それは既に當初から帝制への準備工作としての方向をとつてゐたのであつて、この點は滿洲國宣言の中にも既に窺はれることである。

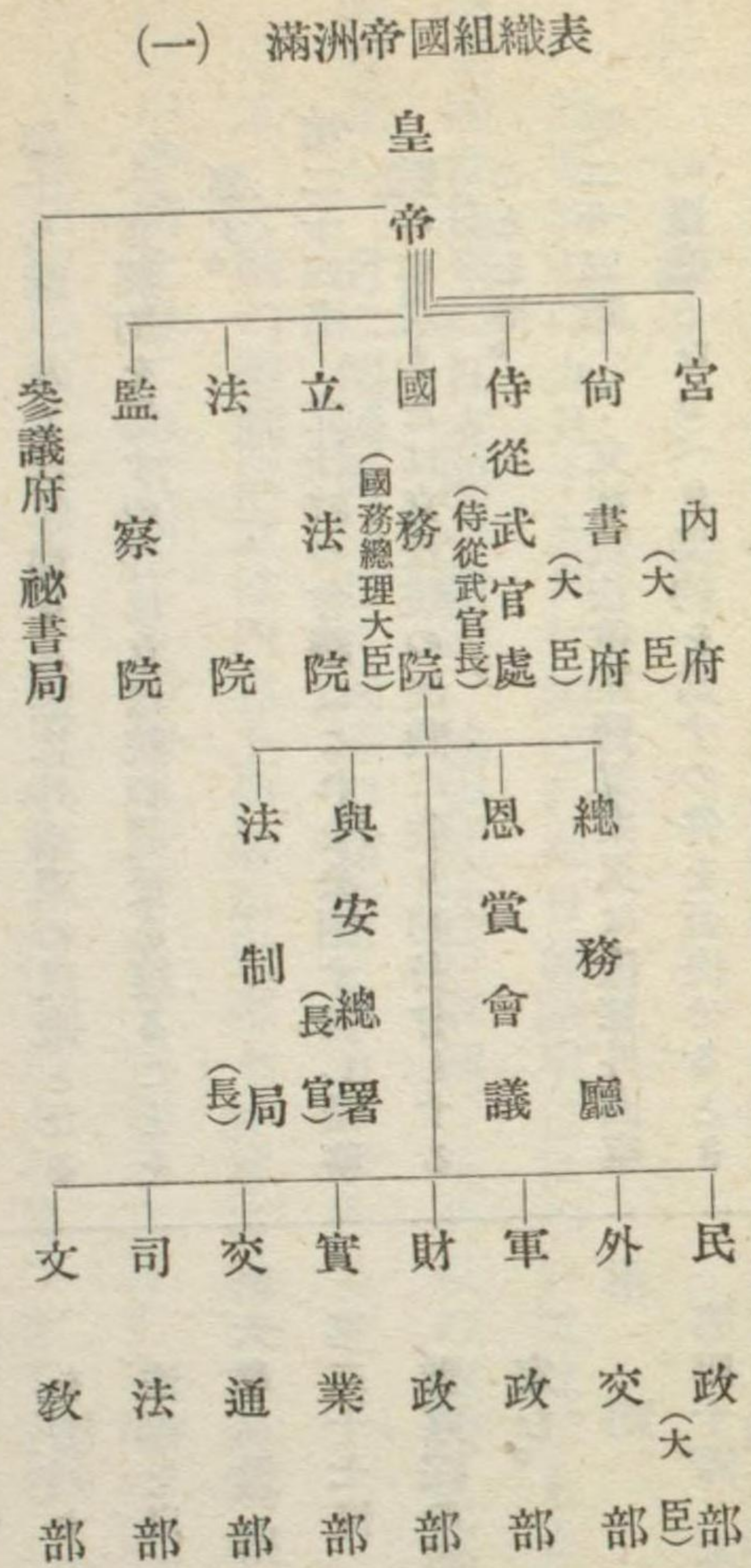
「思ふに内中原を顧れば、改革以來初めは群雄角逐して頻年爭戰し、近くは一黨專横にして酷政を恥ぢず、何をか民生といふ、實にこれを死に置くなり。何をか民權といふ、唯利を専らにするなり。何をか民族といふ、唯黨あるを知るのみ。……近來内訌屢々起り、疆土分崩し、黨且みづから存するのと能はず、何ぞ能く國を顧みんや」と。即ち、この中華民國に於ける共和制乃至三民主義に對する痛烈な批判は、直ちに帝制への消極的準備工作进行の意味するものであつた。云ふまでもなく、次に來るのは中華民國と截然區別さるべき國家形態の要望だからである。而も執政たるものは元の宣統帝溥儀氏その人である。従つて、帝政は既に滿洲國の誕生前にさへその萌芽を藏してゐたと見る可きであつて、何等最近に於て突然成立の運びに至つたわけではない。

だがかくの如く實質上既に帝制が豫想されてゐたとすれば、何故建國當初から公然將來帝政を採用すべきことが宣言されず、急場のためとはいへ、却つて曖昧な執政々治といふ形態が採られたかといへば、その直接的根據は次の點に求められる。

「元來建國の當初に於いて執政なる制度が設けられた理由を忖度するに、一方に清朝の復辟を冀ふ滿洲民族の運動が存し、他方に從來共和民主の制度の下にあつた漢民族が滿洲の多數住民なる事實に鑑み、遂に溥儀氏を以て帝制を實施することが政治的に見て妥當でないといふ考慮に基いたものであらう」(蠟山政道氏——改造四月號)

即ち、滿洲民族の間には、以前から清朝の復辟といふ帝制運動が存在して居り、この對支勢力が滿洲事變によつて蘇活されたことは當然であつた。然るに新たに滿洲國として成立すべき範域内には、漢族、滿族、朝鮮族、スラブ族、我が大和族の外、若干の蒙古族と六種の民族を含み、且つ、全人口三千萬中殆ど九十七%が「支那人」である(外務省調査による)。更に附言すれば、滿洲問題が世界注視の焦點となつた眞只中に於ける建國である。かゝる四圍の状況から執政々治の形態が採られたことは最も賢策であつたに違ひない。やがて準備萬端整つて今回の帝制成立となつたが、注目すべきは、「清朝の復辟に非ず」と殊更強調されてゐることである。その由つて來る理由の一は既に上述の點から自明であらう。要するに執政々治の完成としての今回の帝制は當然かゝるものとして生れねばならなかつたのである。

(B) 帝制の組織内容



執政々治が既に帝制への準備時代であつた以上、帝制の組織内容は従前と大差ない。此の事實は、次の滿洲帝國組織表から明かであつて、執政が皇帝に登極し、執政が宮内府に變り、尙書府、恩賞會議が出来たが、その他については執政時代と變つてない。更に、去る三月一日滿洲帝國政府組織法が公布されたが、その重要な箇條を摘録してみる

と次の如くである。(其の全文は「東洋經濟新報」昭和九年三月十日號參照)

第一章 皇 帝

第一條 滿洲帝國は皇帝之を統治す。

帝位の繼承は別に定むる所に依る。

第二章 參議府

第八節 滿洲國の諸問題

第十五條 參議府は左の事項に關し皇帝の諮詢を承

けてその意見を上奏す。

- 一、法律
- 二、帝室令
- 三、勅令
- 四、豫算及び豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件
- 五、

第三部 各經濟部面の分析と見透

列國交渉の條約々束及び皇帝の名において行ふ對外宣言 六、重要な官吏の任免 七、その他重要なる國務

第十六條 參議府は重要な國務に關し意見を上奏するを得。

第三章 立法院

第十八條 凡て法律豫算及豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件は立法院の翼賛を経ることを要す。

第二十四條 立法院の會議はこれを公開す但し國務院の要求または立法院の決議に依り祕密會とすることを得。

第二十五條 立法院法律案豫算案又は豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件を否決するときは理由を示して之を再議に付し仍ほ改めるときは參議府に諮りて其の可否を決す。

第四章 國務院

第二十七條 國務院は諸般の行政を掌理す。

第二十八條 國務院は民政外交軍政財政實業交通司法及び文教の各部を以て之を組織す。

第五章 法院

第三十二條 法院は法律により民事及び刑事の訴訟を審判す但し行政訴訟其他の特別訴訟に關しては法律を以て別に之を定む

第六章 監察院

第三十七條 監察院は監察及び審計を行ふ。

監察院の組織及び職務に關しては法律を以て別に定む。

附 則

第四十條 本法は康德元年三月一日より施行す。

第四十一條 皇帝は當分の間參議府の諮詢を経て法律と同一の法律效力を有する勅令を發布し豫算を

定め及び豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲す

ことを得。

即ち、この暫定的憲法たる帝國組織法も、建國早々發布された政府組織法と内容上殆どその差異を見ないのである。

一昨昭和七年九月十五日に結ばれた日滿議定書については、もとより聊かの變更もない。即ち、滿洲帝國は從來の日支間の條約、協定其他の取極、及公私の契約に依り有する一切の我が權利々益を確認尊重し、且つ兩國共同して國家の防衛に當るのである。

要之、今回の帝制成立は内容上何等か從來と非常に異つた國家が生れたといふわけではなく、唯滿洲國が時期を得て形式的にも準備時代を去り帝制を宣言する域に達し、我國との從來からの『緊密且特別の關係』(廣田外相)は一層その度を深めたとみるべきである。

かくて三月下旬、鄭、熙兩修聘特使の訪日となり、日滿プロック確立が審議され、これに基いて更に國家計畫案が樹立されるに至つた。

二、大豆恐慌問題

(A) 滿洲大豆の重要性

第八節 滿洲國の諸問題

世界大豆産額の六割六分を占める滿洲大豆は、北滿廣野をその主産地とし、滿洲特産物中の大宗をなすもので、その大部分が油房用竝に輸出に向けられてゐる。即ち、大豆産業は農業、工業、貿易を貫いて滿洲國經濟の骨格たるものなのだ。

元來、滿洲國の主要農作物は、大豆、高粱、粟、包米、小麥であるが、各の生産高を示せば第二表の如くである。

	昭和六年	昭和七年	昭和八年(豫想)
大豆	5,227	4,268	5,216
高粱	4,497	3,729	4,191
粟	2,960	2,515	3,312
包米	1,760	1,542	1,848
小麥	1,580	1,133	1,592

即ち、これら特産物合計中に占むる大豆、高粱の割合(八年)は夫々三二%、二六%で、この内、高粱は殆ど全部國內的に消費せられるが、大豆の四九%はそのまゝ輸出せられ、三四%は滿洲油房に於いて工業的に消費せられ、その残部が地方消費に充てられる。

滿洲國が大豆の生産上世界的地位を占むる限り、油房も亦滿洲工業界に王座を占むるものであつて、その生産高は大豆油年額約二十萬噸、豆粕六千萬枚に上り、屈指の滿洲國貿易品となつてゐる。豆粕は主として日本へ豆油は主として歐洲へ輸出せられつゝあることは周知の事實であるが、昨年中に於けるこの滿洲大豆及其の製品が輸出中に占める割合を示すと第三

表の如くである。

	數量	價額
	擔	千円
大豆	39,111	169,095
他粟	1,530	9,180
高粱	2,803	14,745
蜀黍	2,432	6,948
其他穀類	1,180	3,319
花生子	614	3,799
芝麻	917	8,826
大麻	343	4,664
鹽	542	3,052
毛皮	439	3,051
油	3,904	3,582
蠟	26	2,295
參	—	1,189
安系糸	—	1,967
系糸	1,342	18,472
炭	50噸	1,295
鐵材	282擔	962
粕	401斤	1,380
	557擔	1,756
	2,647斤	9,565
	93擔	6,999
	3,418斤	1,170
	4,537噸	47,201
	8,124擔	2,850
	—	2,850
	17,778	57,614

即ち、大豆、豆粕の合計價額は主要輸出品總計の六三%に當る。

この決定的に重要な輸出を取扱つて

なる所謂特産物業者

は中心的集散地たる大連、及び北滿での中心地泰安——ハルビンの二大市場、竝びに奉天、四平街、開原、新京、吉林、チ、ハル等に於いて活動してゐるが、その規模からいふと、日本人特産商が斷然優位を占め、日本向輸出のみならず南洋向の殆ど全部と歐洲向の三分の二乃至四分の三を取扱つてゐる。

(B) 十七年來の新安置

さて、以上概括せる滿洲大豆の重要性を念頭に置きつゝ、本年第一四半期中に於ける大豆恐慌の進

展振りを述べよう。特産物暴落防止の緊急対策として滿洲國政府當局が、黒龍江省内二十四ヶ所に設置した共同販賣會が正に本格的業務開始をみようとする時、皮肉にも大豆は、大慘落を演ずるに至つた。即ち、大連特産市場に於ける本年一月六日の相場は、大豆大正六年以來、豆粕大正七年以來、豆油大正十年以來の新安値で（昨八年は一月四日初立會の一擔五圓五十錢を最高値とし、十二月二十八日大納會の引値三圓四十二錢を最安値とし一年間に二圓十錢の値下りをみせた。新春と共に三圓臺割を懸念されるといふ慘狀を現出した。

この十七年來の安値が農民にとつて如何に深刻なものであるかは、次の引用から明かである。

「北滿大豆の生産コストが幾何であるかは調査資料もなく、これを推定するにも甚だ困難なる事情にある、但し一反歩よりの收穫高は大體一石とみられ、一石の斤量は二百十八斤だから、暴落の極にある克山地方の百斤の販賣値段八十錢見當と推定すれば一反歩の收穫大豆は一圓七十錢見當にしか當らぬことになるが、如何に安く見積らうとも一反歩一石の生産コストが二圓やそこらのものでないことは瞭かであらう。大連の相場を假りに三圓二十錢とすれば、克山大連間の鐵道運賃が二圓十二錢、麻袋四十錢とみて合計二圓五十二錢を控除すれば餘す所六十八錢である。若しこれから租税や馬車賃をも差引くとしたら農民の手取りとなるもの幾何が残るであらうか。かく靜かに見來ると單に生産コス

トを割つたといふが如きでは濟まされない問題ではあるまいか」（滿洲日報九年一月十二日號）

かくの如き不振狀況は二月に入るも依然改まらず、北滿特産集散の主要地たる泰安地方馬車出廻りからみると次の如くであつた。

「昨今一月平均三十乃至四十臺の搬入を見るばかりで、この雜穀中大豆は五十パーセント見當であるこれが爲め一時北滿隨一を誇つた當地も今は昔日の面影なく當業者も出廻當初から逆轉を押し、良く買付けたものが昨今一ブード國幣十五分（十五錢）内外の暴落により、悲境のドン底に突落され、現狀が舊正月迄持續するとせば五千圓以下の如き小額資本で經營する當地過半數の糧棧は倒産を免れず又他方農民も輸送費を自己の勞力で行ふとして諸税種子代、耕作費その他一切の諸掛を計算すれば一畝地（七段歩）に付き國幣十六圓内外の損害を見る現狀で農村の窮迫は實に慘澹たるものである」（滿洲日報九年二月十一日號）

三月に入るも落勢は如何とも爲難く、遂に二十八日三圓の大關門を割つて二圓九十四錢と更に新安値を示すに至つた。

(C) 恐慌の原因と諸對策

この滿洲經濟界の消長を左右する大豆市價の慘落原因に關しては、當業者の間にも何等まとまつた

(四) 特産仕向地別比較表(應)

支那	南洋	朝鮮	本洲	大豆		増減額	増減率%
				自八年十月至九年二月	前年度同期		
支南米歐朝日	支南米歐朝日	支南米歐朝日	支南米歐朝日	支南米歐朝日	支南米歐朝日	支南米歐朝日	支南米歐朝日
合	計	計	計	計	計	計	計
二九、七〇五	九、七四五	一九、八〇五	一、八〇五	三三、九四八	三三、九四八	(+) 一六、一五七	(-) 二・六
二九、七〇五	九、七四五	一九、八〇五	一、八〇五	三三、九四八	三三、九四八	(+) 一六、一五七	(-) 二・六
二九、七〇五	九、七四五	一九、八〇五	一、八〇五	三三、九四八	三三、九四八	(+) 一六、一五七	(-) 二・六

意見はなく、或は國幣の高値に依るものであるといひ、或は歐洲に於いて大豆の代用品たる落花生が前年度に比して三割五分方下落した爲であるといふが、要するに是等が個々の近因であるとはしても根本的には世界的過剰生産恐慌の影響がこゝに現れたものとみられる。この事實は景氣回復顯著な日本を除く他諸國の需要が激減してゐる點からも斷定し得るところである。

即ち、上表五ヶ月間の貿易數字に依れば、日本(朝鮮を含む)は對前年同期大豆八%九増、豆粕四%八減、豆油一三%六増なるに對し、其他諸國總計は大豆五%六、豆粕六%七、豆油一七%七と孰れも激減を示してゐる。一

月に入つて以來歐洲向大豆の新規取引は殆ど杜絶状態に陥り、二月中輸出の如きは對前年同期實に六割からの減退であつたのだ。

かくて、諸種の恐慌對策が唱道せられ、(一)鐵道運賃引下げ、(二)農民金融機關の新設、(三)大豆用途の擴大、(四)インフレーションの實行等がその主たるものであるが、滿洲國政府當局の意向では(一)は單に時價を引下げるのみで農民の收入を増加するものではなく、(二)(三)は應急策としては間に合はず、(四)は國交の基礎を危くするばかりでなく舊軍閥の二の舞を演ずるものと目され、王道政治を標榜する創立早々の滿洲國の到底行ひ得るものでないと一蹴したが、この最後のインフレ要望の聲は相當切實となつてゐる様だ。政府當局としても目下の状態では農民の生活を脅かすものとして捨て置けず、本年もまた昨年例に倣ひ中央銀行をして農耕資金を貸與するとともに一方、實業部方面では共販會を督勵して積極的に農民の大豆賣却を斡旋する手段に出た。

- 又救濟恒久策として大豆減段案を採用し、
- 一、南滿方面は極力棉花及び麻などの栽培を督勵し、大豆は現在以上増作せしめないこと。
 - 二、北滿方面も大豆以外の農作物を轉作するやう督勵し大豆の品質向上に主力を注ぐこと。
- の二大方針を建て、居るが、北滿は棉花や麻の如き無霜期を長く要するものゝ栽培は自然的條件から

云つて不可能であり、一方米作への轉換は日本の農業を脅かす恐れがあるので、これまた行き悩みの状態にあり、春耕期を控へて根本的解決策が要求されつゝも、目下の處取敢へず大豆は燃料として焼却されてゐる有様である。

一方油房助成金問題が再び擡頭したが、結局鐵道運賃引下げに該當すべき支出を考慮せねばならぬといふ難點に引掛つてしまつた。だが軍需品としてダイナマイトを得る原料がこの豆油であることを思へば何等かの對策は不可避であらう。

三、金融財政諸問題

(A) 幣制整理好成績

康德元年(昭和九年)三月、滿洲國財政部から「滿洲國財政金融の近狀」が發表されたが、大同二年度(自昭和八年七月至昭和九年六月)豫算の總括的檢討に就いては既に本年報第十三輯に果した處で充分であるから、ここではこの新資料に依り幣制整理の近狀を報告することにした。

x

x

x

嘗て軍閥時代には各省に中央銀行があつて、各々紙幣發行權を有してゐたが、何れも舊軍閥の機關

として紙幣を濫發し、一面各地方には各種の私帳其の他の流通券が無數に流通し、幣制の混亂は其の極に達してゐたが、滿洲國政府は幣制統一及び幣價安定の急務なるを認め、大同元年六月貨幣法を發布し銀二三・九一瓦を以つて價格の單位とし、之を一圓と定め、同時に滿洲中央銀行を設立し、新國幣を以つて幣制を統一することとし、東三省官業銀行其の他の發行してゐた舊紙幣は、大同元年七月一日より二年間を限り流通を認め、其の間に政府の指定した換算率(その數字は既に本年報第十輯に報じて置いた)を以つて中央銀行が國幣と引換へることとした。但し中國銀行、交通銀行の發行せる哈爾濱大洋票のみは各自力で回收せしめることとし、右回收期間は五ヶ年である。滿洲帝國財政部發表に依ると、是等舊紙幣は當初國幣に換算して一四二、二三四、八八一圓の巨額に達して居つたが、其の後着々回收に努めた結果、回收状態は良好で、本年二月末日現在に於いて既に三三、四二〇、五九九圓に減じ、其の回收率は七六%五に達し、法定期限たる本年六月末日迄には回收を完了し得る見込である。

一方、地方流通券の整理狀況を一瞥するに次の如くである。

(一) 熱河票、馬太洋票、大同二年四月末整理完了。

(二) 私帳、縣公署、商務會、匪賊等の發行した私帳は總額約二千萬圓(國幣換算額)を超えてゐた

が、本年三月に於いては約二百五十萬圓に減少した。

(三) 營口過爐銀 大同二年末に過爐銀四兩を以つて國幣一圓と換算率を公定し、銀爐を營業停止せしめて營口商業銀行を設立、營口財界の恢復を計つた。

(四) 鎮平銀 安東には鎮平銀が相當多量に流通してゐるが、政府は漸次之を買上げ整理する方針である。

この流通券整理の傍ら、政府は金の保有を計り、大同二年六月産金買上法並に金輸出禁止法を發布し、滿洲中央銀行をして強制的買上事務を行はしめてゐる。

(B) 鹽稅、鹽價の引下げ

滿洲帝國では帝制實施に伴ひ、三月一日より鹽稅每擔三十錢、專賣鹽(吉黑兩省)價格每擔平均一圓を引下げた。是に依つて從來一擔當六圓三十錢の稅率が六圓となり、吉黑兩省の鹽價も最高十一圓より最低八圓八十錢となつたわけで、依然高率、高價ではあるが、永年の懸案たる鹽政改善の第一歩を踏み出した意味に於いて滿洲帝國にとつては重大なる政策の一であつた。

元來この生活必需品課稅——消費稅は舊軍閥の最も重要な財源の一で、その歴史は次表の課稅額が最も雄辯に物語つてゐる。

(五) 滿洲の各種鹽稅額變遷表

年次	粗鹽(原鹽)		精鹽(再製鹽)		漁鹽	滴鹽(苦汁)		硝鹽(芒硝)	
	小洋	大洋	小洋	大洋		小洋	大洋	小洋	大洋
民國元年	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	
三年七月	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	
四年一月	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	
六年一月	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	
十四年一月	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	
十五年九月	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	
十五年四月	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	
十六年四月	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	
十七年九月	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	
十八年八月	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	
十九年一月	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	
二十年四月	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	一・五〇	二・五〇	

(註) 民國二十年は一九三一年、滿鐵經濟調查會「滿洲經濟年報三三年版」

滿洲國時代になつても鹽稅は内國稅最大の收入源をなして居り、財政的見地から容易に之が改善に着手し得なかつたが、農民の苦境甚しく遂に今回これを斷行するに至つたもので、根本方針として鹽に依る歲入を二千五百萬圓に止め、之を超過する收入は凡て減稅及び鹽價引下げに充當することになつた。試みに大同二年度豫算(自昭和八年七月一日至九年六月末日)についてみると、鹽稅收入は二千

七十四萬圓、吉黑權運署利益金五百萬圓、合計二千五百七十四萬圓であるが、今回の減税及び減價に依り歳入に及ぼす影響は平年度二百四十二萬圓に達する見込だといふ。

(C) 滿洲帝國官吏減俸問題

既に康徳元年三月一日、國務總理大臣鄭孝胥氏の發表せる「滿洲國の施政綱要」の中には、給與制度の確立につき、(イ)官等俸給令の改正、(ロ)退職賜金制度の確立、(ハ)公死傷病恤金制度の確立、(ニ)官吏採用規準の是正、(ホ)昇給制度の確定、(ヘ)賞與制度の確立、(ト)實物給與、官舎被服其他制度の樹立が擧げられてゐたが、最近傳ふる處に依れば新年度より官吏減俸を斷行するといふ。未だ詳細のことは明かでないが、新年度よりこれを實施すべき成案は既に主計處から人事處に回付され、俸給令の改正と同時に退職手當の規定も公布し、特別地の勤務者に對しては手當を附することになつた模様である。これは總豫算の三分の一即ち五千萬圓が人件費に消費されてゐる現狀に鑑み、財源難から企圖されたものであらう。

本誌創刊第四十周年記念事業

月刊 英文 東洋經濟新報

四六倍判五十二頁
國內 定價一部五圓
海外 一二十五仙
一十五仙
一十
一七
一五
一十

創刊號

本年は恰も本誌創刊第四十周年に當る。我社は之が記念事業の一として豫て英文政治經濟雜誌の發刊計畫を進めてゐたが、茲にその創刊號の發賣を見るに至つたとは欣快の至りである。滿洲事變以來日本は世界の焦點に置かれて

ゐるが、不幸にして、我國の現狀は正當に認識されず、動もすれば正當なる主張も誤解され、我國的地位は甚しく不利に陥つてゐる。而して此原因の大半は我國語の非國際性に歸せしめねばならぬ。我社の英文號發刊も躍進途上の新日本理解の一助に資せんとする國家的奉仕に外ならぬ。廣く内外讀者諸君の一讀を乞ふて止まない。

5月8日發賣

THE ORIENTAL ECONOMIST

Chief Contents

- Review of the month
- Leading articles
 - The failure of the Anglo-Japanese trade confereuce
 - Easy money and big five banks
 - Economic developments since gold suspension
 - Stocks and bonds
 - The commodity market
 - Charts and statistics

東日 京本 市橋 東洋經濟新報社 振替 東一八 八五六

重要統計表目次

附錄 二

景氣指標 (第三部第一節參照)

本邦事業活動指數... 鐵道貨物發送噸數... 國有鐵道運輸成績... 手形交換高及不渡手形高... 全國營業倉庫在荷及出入庫... 東京卸賣物價指數... 東京株價指數

世界經濟 (同第二節參照)

主要國生產指數... 米國產業諸指數... 主要國株價指數... 英米株式相場... 各國卸賣物價指數... 英國卸賣物價指數... 米國卸賣物價指數... 英國金物價指數... 主要國物價比較

金融・金

各國中央銀行割引歩合... 英米市場金利... 英國銀行主要勘定... 米國聯邦準備銀行主要勘定... 佛蘭西銀行主要勘定... 獨逸ライヒスバンク主要勘定... 各國金準備額... 各國金產額調... 各國金移動調... 主要國金塊相場... 主要國銀塊相場

爲替・貿易

紐育市場爲替相場... 倫敦市場爲替相場... 上海市場爲替相場... 各國貿易月表... 英國貿易月表... 米國貿易月表

金融・財政 (同第三節參照)

國庫歲入歲出現計... 日本銀行營業週報... 全國銀行預金貸出現在高... 全國銀行有價證券、預ヶ金及現金在高... 東京及大阪市中金利表... 公社債發行並現在高... 外貨邦債月末現在高... 公社債及株式利廻... 銀行會社計畫資本... 公社債及株式拂込金調... 大藏省預金部資金及運用表

爲替・貿易 (同第五節參照)

東京市場爲替相場... 帝國外國貿易月報... 帝國金銀輸出入月報... 本邦對支及對滿貿易月別概算表... 本邦輸出入重要品別概算表

事業及商品 (同第六節參照)

主要事業の生産制限率一覽... 横濱及神戸生絲集散... 米國生絲集散調

勞働者狀態 (第二部參照)

人造絹絲需給... 綿絲需給表... 綿布集散調... 各種商品相場... 全國生計費指數... 東京小賣物價指數... 勞働人員及賃銀統計... 職工の作業時間、休憩時間及作業日數... 職工一日平均賃銀諸手当賞與... 職業紹介成績... 工場職工異動調... 鑛山勞働者異動調... 解雇職工歸趨調... 勞働爭議統計... 本邦失業狀況推定概要... 各國失業統計

農民狀態 (第三部第七節參照)

小作爭議統計

附錄 三

(1) 本邦事業業活動指數 (東洋經濟調) (ノール=100) × 印暫定數

年月	鐵道貨物發送車數	電力消費量	石炭消費高	厚油供給高	綿生產高	絲輸出高	輸出絹検査高	羊毛輸入高	洋販賣高	紙消費高	セメント消費高	鋼供給高	材料供給高	平均 (加重式)
8. 6	85.3	91.7	97.6	104.2	100.9	126.4	121.2	118.3	67.0	94.7	115.4	112.2	115.4	96.3
7	87.7	93.2	101.3	102.1	101.9	110.6	110.6	101.4	73.4	94.5	112.2	112.2	112.2	97.3
8	89.6	92.8	107.3	97.1	104.5	103.5	103.5	96.0	77.6	96.8	114.7	114.7	114.7	98.9
9	91.5	89.5	108.6	92.5	106.1	104.6	104.6	78.7	84.7	104.1	107.3	107.3	107.3	98.6
10	92.9	86.4	108.6	91.2	106.2	104.6	104.6	76.0	82.2	107.3	107.3	107.3	107.3	98.3
11	94.1	84.2	108.9	90.4	105.9	108.3	108.3	86.2	83.7	108.6	107.4	107.4	107.4	98.5
12	95.7	82.1	110.8	89.3	105.9	113.7	113.7	96.3	81.6	107.4	107.5	107.5	107.5	98.7
9. 1	96.8	78.9	113.9	86.6	107.8	122.4	122.4	96.7	80.8	107.5	106.6	106.6	106.6	99.4
2	97.9	75.8	116.7	87.7	108.9	135.3	135.3	110.7	75.3	110.7	106.6	106.6	106.6	100.5
8. 2	87.9	87.0	98.9	95.8	100.3	105.5	105.5	109.0	85.3	106.5	103.1	103.1	103.1	95.7

(2) 鐵道貨物發送噸數 (鐵道省調) (單位噸)

年月	總貨物	米	麥	木材	木炭	石材	砂利	石炭	鐵及鋼	肥料	精糖	セメント
8. 7	5,426,399	173,740	143,354	475,743	60,574	41,974	311,075	1,652,034	56,219	176,876	40,602	99,704
8	5,349,895	184,778	98,226	492,849	72,252	42,510	244,030	1,647,641	59,069	92,167	41,091	108,696
9	5,556,626	199,901	43,603	498,331	74,520	40,052	230,176	1,748,186	64,667	123,162	51,198	111,990
10	6,164,087	264,082	36,030	508,523	84,088	44,069	167,498	1,951,486	66,607	196,963	49,334	116,355
11	6,150,347	290,913	35,031	491,814	87,548	42,368	169,412	2,021,097	60,090	150,520	47,998	111,411
12	6,784,018	602,683	26,911	492,641	126,704	39,303	182,134	2,142,293	59,739	152,227	26,476	82,358
9. 1	5,690,943	511,961	22,424	432,364	106,704	32,025	133,694	1,917,001	49,589	212,134	41,707	70,776
2	5,871,520	322,711	24,442	570,451	109,115	36,058	174,830	1,945,960	55,136	294,831	42,014	71,875
3	6,736,952	275,238	24,292	651,563	101,646	50,641	250,618	2,195,656	69,608	399,990	48,389	113,506
8. 3	5,893,114	209,599	26,731	569,810	103,689	54,498	273,532	1,805,477	63,009	289,883	42,708	121,593
1-3	18,299,415	1,109,910	71,158	1,654,378	317,465	118,724	559,142	6,058,617	174,333	906,955	132,110	256,157
累計	15,900,669	623,801	75,538	1,501,371	315,277	120,083	549,049	5,005,632	166,074	705,117	120,503	281,908

(3) 國有鐵道運輸成績

年月	旅客人員	貨物噸數	旅客收入	貨物收入	手形交換高及不渡手形高 (東京手形交換所調)							
					東	京	大					
8. 8	59,816	4,745	22,834	8,099,812	2,110,533	78,168	3,005,635	6,412,352	235,474	434,145	0,74	
9	72,357	4,968	20,371	2,504,192	1,001,168	89,027	2,973,584	4,093,233	805	351,131	6,26	
10	72,800	5,609	23,646	102,790,031	111,601	99,343	3,108,641	6,972,256	502	383,125	9,34	
11	60,107	5,589	19,842	112,697,450	112,394	103,723	3,213,638	2,902,666	996	334,107	0,21	
12	60,433	6,187	20,170	122,500,067	100,003	90,463	3,760,608	4,748,243	471	422,174	2,87	
9. 1	69,291	5,207	21,461	1,670,244	1,921,632	83,549	2,724,459	7,098,199	874	264,163	8,26	
2	55,325	5,350	18,204	2,618,418	91,101	88,895	2,807,546	9,023,227	881	339,111	6,91	
8. 2	50,290	4,592	16,774	2,264,501	98,457	59,988	2,735,457	5,081,199	109	351,106	1,59	
1-2	124,616	10,557	39,665	4,288,662	163,720	4,444	5,531,100	6,621,281	172	4,444	603,275	5,17
累計	115,863	9,069	37,660	84,675,807	203,296	2,750,181	119,573	5,410,930	9,887	4,404,770	774,235	9,05

(4) 全國營業倉庫在荷及出入庫 (日本倉庫協會調) △印五大都市の分

年月	全國在荷		六大都市出入個數		六大都市出入金額		東京出入金額		大阪出入金額					
	個數	金額	入庫	出庫	在荷	金額	入庫	出庫	在荷	金額				
8. 7	27,342	619,449	4,201	5,048	21,836	219,760	225,967	552,382	13,396	18,332	77,821	39,122	39,155	165,047
8	25,806	589,873	4,213	5,042	21,007	207,444	231,443	528,383	16,358	19,643	74,536	36,008	49,450	151,605
9	24,417	547,013	3,844	5,507	19,343	174,145	213,037	489,491	13,181	20,912	66,806	34,803	50,231	136,178
10	22,831	524,797	3,334	4,897	17,780	170,181	191,935	467,738	14,372	18,865	62,313	31,070	42,385	124,863
11	22,905	516,767	3,745	4,393	17,131	164,050	173,567	458,221	12,041	16,024	58,330	36,776	40,738	120,902
12	28,893	585,086	8,852	4,884	21,013	208,639	158,346	506,874	24,262	19,558	63,034	55,770	37,751	138,851
9. 1	34,706	652,066	8,515	5,147	24,381	214,741	168,149	553,466	22,567	19,245	66,356	52,079	41,908	149,022
2	38,603	696,817	7,893	5,353	26,917	205,121	171,361	587,226	23,047	16,885	72,518	54,910	45,009	153,923
8. 2	27,151	547,378	4,152	3,477	18,502	148,407	118,678	455,385	19,906	14,082	65,746	44,974	28,662	119,996

(6) 東京卸賣物價指數 (東洋經濟調) (大正2年1月=100)

月	末	穀物	其他		織物及同原料	金屬	雜		印刷料紙	雜品平均	總平均
			食料品	燃料品			建築材料	工業用品			
8.6	138.1	160.1	162.1	134.1	180.3	201.5	268.2	101.9	160.2	199.4	158.8
7	140.5	160.8	160.2	131.3	179.9	196.4	297.9	96.1	160.2	205.0	159.6
8	134.5	158.9	164.2	131.0	182.6	199.3	283.4	91.1	160.2	201.9	158.1
9	138.6	163.0	171.0	132.6	175.8	205.5	287.6	94.9	160.2	204.0	161.8
10	138.1	164.3	165.7	133.4	173.2	204.3	291.8	95.5	161.3	204.3	161.2
11	139.0	165.6	158.9	128.5	174.3	200.1	288.8	97.6	161.3	202.7	158.9
12	138.9	167.1	150.2	125.1	174.3	197.3	276.4	96.3	161.3	198.2	155.9
9.1	142.1	164.2	153.2	126.6	172.6	195.7	292.2	95.9	161.3	201.6	157.5
2	143.8	168.3	155.3	127.3	170.3	196.4	297.4	98.5	161.3	203.1	159.6
3	142.4	169.1	152.9	129.0	169.7	199.6	304.9	98.2	161.3	206.0	159.9
8.3	138.0	156.7	141.9	129.9	182.9	215.5	234.9	97.2	160.2	194.7	152.2

(7) 東京株價指數 (東洋經濟調) (大正2年平均=100)

年月	平均	銀行	信託	保險	取引所	海運	造船	電鐵	電力	鑛業	紡績	毛織	製麻	製紙	製粉	製糖	麥酒	洋灰	肥料	土地建物	雜
8.6	97.0	60.4	95.6	96.9	100.8	35.4	54.5	109.7	75.9	117.6	169.2	119.7	14.6	163.5	124.2	116.3	254.2	73.3	36.2	74.9	46.0
7	97.9	61.8	98.0	98.5	96.3	33.7	65.1	114.6	77.9	123.6	166.7	125.0	16.3	164.4	114.1	123.7	252.0	71.9	33.7	74.9	44.9
8	97.7	62.2	97.5	97.2	93.4	32.7	67.0	114.9	79.2	131.6	167.5	121.9	18.8	160.7	114.4	121.3	249.8	72.4	31.4	74.5	44.7
9	102.7	61.3	92.7	96.4	92.2	34.0	89.8	119.2	80.8	157.2	174.7	164.0	20.4	160.1	113.3	120.3	249.8	73.6	32.2	76.1	45.7
10	103.7	60.5	96.3	97.1	90.9	35.0	93.0	114.8	79.5	157.7	182.6	181.8	23.1	160.8	111.8	112.0	249.5	71.8	35.2	74.3	45.7
11	100.4	59.6	94.6	96.9	86.5	33.9	86.7	111.3	79.7	158.7	173.9	162.3	24.6	160.4	106.4	105.1	249.7	69.7	32.5	73.5	42.6
12	103.3	61.2	95.5	95.5	88.7	43.2	84.8	115.0	85.1	160.4	177.8	176.0	25.9	160.2	107.4	108.9	256.2	71.1	33.3	72.9	46.4
9.1	108.1	63.9	99.5	96.9	88.1	45.0	86.2	123.4	87.6	172.1	181.1	191.4	25.3	171.8	110.8	119.3	260.0	73.7	37.9	75.3	51.7
2	111.0	65.1	103.5	97.3	89.2	48.4	84.5	126.7	93.8	183.1	186.3	181.5	25.5	177.2	117.4	119.4	266.4	72.8	41.7	81.8	57.4
3	111.3	67.8	110.9	97.2	87.9	48.1	79.1	132.6	105.9	181.9	183.7	163.7	26.8	176.4	112.6	119.5	273.0	71.1	44.0	82.5	60.5
8.3	88.5	53.6	94.3	97.9	88.8	32.9	63.2	105.2	71.2	103.9	161.6	161.6	13.0	155.0	105.9	115.4	200.9	67.6	31.6	69.7	40.9

(8) 主要國生產指數 (*印=季節變動除去)

年	月	國際聯盟調 (1928年=100)				聯邦準備局調 (*印概數)				(1923-25年平均=100) (聯邦準備局調)				ユ-エ-ス ニチ-ル 註文雜高
		英國	米國	加奈陀	佛國	米國	總指數	製造品	鑛業品	建築	製工	場從	工場	
8.6	82.9	91.7	67.7	87.4	69.5	92	93	84	18	65	46	60	68	2,107
7	90.1	91.7	70.1	88.2	70.6	100	101	90	21	16	50	65	70	2,020
8	82.0	91.7	76.0	87.4	70.7	91	91	91	24	73	56	61	77	1,890
9	75.7	91.7	76.6	86.6	70.5	84	84	87	30	74	58	60	70	1,775
10	69.4	91.7	74.2	85.0	70.5	76	76	81	37	74	57	58	70	..
11	65.8	91.7	71.2	84.3	71.4	71	71	81	48	72	54	60	65	..
12	67.6	91.7	72.2	83.5	72.8	75	73	85	58	72	53	62	69	..
9.1	70.3	91.7	71.7	83.5	77.8
8.1	57.7	91.7	52.8	78.7	62.2	65	64	73	22	59	39	56	60	1,899

(10) 主要國株價指數 (國際聯盟月報)

年	月	主要國株價指數 (國際聯盟月報)				紐育				場				倫敦株式相湯 工業株三十種 最高 最低
		英國	米國	白耳義	佛國	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	
8.8	106	78.8	36	251	39	105.07	92.55	53.80	46.69	58	49	82.0	78.7	
9	110	80.7	33	246	36	105.74	93.18	52.56	40.95	56	43	81.5	80.3	
10	115	75.5	31	233	34	99.72	83.64	42.98	33.96	48	34	85.8	81.7	
11	114	76.7	31	226	34	101.28	89.62	39.98	36.15	46	35	84.1	81.0	
12	113	78.8	30	224	37	102.92	96.30	43.09	38.11	48	44	84.0	81.0	
9.1	118	84.0	30	212	39	108.99	96.73	50.55	39.85	58	46	86.4	83.6	
2	116	88.4	..	210	39	110.74	103.12	52.97	47.80	59	54	86.7	83.5	
3	105.79	98.76	49.81	46.62	56	48	
8.3	92	41.6	29	215	32	62.95	52.18	29.19	23.94	33	23	67.5	65.0	

(11) 英米株式相場 (東洋經濟調)

(12) 各國卸賣物價指數 (國際聯盟統計月報) (1913年=100)

Table with columns for Year (年月), Country (英國, 米國, 佛國, 伊太利, 白耳義, 瑞典, 諾威, 丁抹, 和蘭, 獨逸, 波蘭, 瑞西, 加奈陀, 漢洲, 印度, 支那) and Index values.

(13) 英國卸賣物價指數 (1927=100)

Table with columns for Year (年月), Category (穀物及肉, 其他織物, 雜品, 平均), and Index values. Includes sub-categories like 穀類, 肉類, 雜品, etc.

(14) 米國卸賣物價指數 (紐育D&B社每月初調)(單位弗)

Table with columns for Year (年月), Category (穀類, 肉類, 雜品, 平均), and Index values. Includes sub-categories like 穀類, 肉類, 雜品, etc.

(15) 英國金物價指數 (1931.9.18=100) (エゴノミスト調)

Table with columns for Year (年月), Category (磅物價, 非磅物價), and Index values. Includes sub-categories like 金, 銀, 銅, etc.

(16) 主要國物價比較

Table comparing price indices for Japan (日本), UK (英國), and US (米國) across various categories like 穀類, 肉類, 雜品, etc.

(17) 各國中央銀行割引歩合

Table showing discount rates (割引歩合) for various countries (日本, 英, 佛, 獨, 瑞, 日, 紐, 英, 佛, 獨, 瑞) and their respective banks.

(18) 英米市場金利

Table showing interest rates (金利) for London (倫敦) and New York (紐約) markets, including highest and lowest rates.

(24) 各國金産額調 (單位千弗)				(25) 各國金移動調 (單位千弗)			
年月	推定世界生産額			年 月	米 國		
	亞非利加	南 亞	其他		入 超	英 國	佛 國
1933. 7	41,297	19,228	2,010	7	83,879	89,056	50,808
8	41,476	19,235	2,071	8	80,388	25,628	53,694
9	41,964	18,664	2,033	9	56,738	48,260	43,043
10	43,147	18,822	2,012	10	32,351	63,918	26,233
11	42,074	18,613	2,063	11	1,064	79,138	52,675
12	42,041	18,168	2,088	12	9,128	79,426	45,911
1934. 1	41,623	18,896	2,104	1	2,767	62,146	7,217
1933. 1	39,870	19,587	1,696	1933. 1	128,465	43,260	37,399
1-12	495,159	227,673	23,595	33	173,736	674,405	224,092
累計	499,049	238,931	21,634	32	446,213	84,585	828,086
							27,282

(26) 主要國金塊相場				(27) 主要國銀塊相場 (月中平均)			
年月	日 本		英 國	米 國		佛 國	支 那
	政府買入 一瓦に付	東京小賣 一瓦に付		倫敦(市場) 一瓦に付	紐約(市場) 一瓦に付		
8. 5	2.37
6	2.37
7	2.37
8	2.37
9	2.37
10	2.37
11	2.44
12	2.65
1	2.65
2	2.65
3	2.65

(28) 紐育市場爲替相場 (月中平均)												
(單位) 平 價	ポンド		フラン		ライヒ		ルーベ		ペセタ		リラ	
	英吉利	佛蘭西	獨逸	印度	白耳義	西班牙	伊太利	加奈陀	和 蘭	瑞 典	香 港	日 本
1933. 9	466.4722	5.7724	35.4307	35.0051	20.6994	12.4087	7.8075	96.4734	59.8831	24.0532	33.1050	27.2539
10	446.8290	5.8167	35.4267	35.0366	20.7215	12.4343	7.8208	97.5858	59.9529	24.0690	33.2821	27.7670
11	514.9737	6.1216	38.2361	38.3408	22.3176	13.1129	8.4331	101.1829	64.5642	26.5491	36.6896	30.3618
12	511.5890	6.1216	37.3247	37.5872	21.7280	12.7918	8.2204	100.5515	62.8466	26.3911	37.1537	30.7418
1934. 1	504.9336	6.2110	37.5872	37.9739	22.0360	13.0042	8.3076	99.5246	63.6167	26.0418	37.6811	30.1136
2	503.2596	6.4648	38.8841	37.8567	22.8893	13.3001	8.5757	99.1675	66.0382	25.9554	38.0999	29.7536
1933. 2	342.2073	3.9228	23.8291	25.8336	13.9638	8.2446	5.1156	83.5084	40.2691	18.6270	22.0710	20.7945

(29) 倫敦市場爲替相場 (電信賣)												
平 價	4.8666弗		124.213法		20.429馬		
	對 米	對 英	對 法	對 馬	對 伯	對 林	對 英	對 米	對 日	對 日	對 日	對 日
8. 8	4.62	4.40	84.94	81.13	13.94	13.33	1/-3	29	27	103.7	103.7	103.7
9	4.81	4.52	82.38	78.88	13.48	12.92	1/-3	31	29	108.6	108.6	108.6
10	4.78	4.50	82.25	78.50	13.49	12.92	1/-3	30	28	107.4	107.4	107.4
11	5.48	4.79	84.44	79.25	13.83	13.01	1/-3	34	31	108.6	108.6	108.6
12	5.18	5.03	83.19	79.44	13.85	13.64	1/-3	34	32	108.5	108.5	108.5
1	5.16	4.94	83.44	79.44	13.72	13.14	1/-4	34	33	113.1	113.1	113.1
2	5.13	4.90	79.75	76.94	13.25	12.77	1/-4	35	32	115.3	115.3	115.3
3	5.12	5.06	78.06	77.00	12.94	12.77	1/-4	35	32	115.5	115.5	115.5
8. 3	3.468	3.41	88.63	86.31	14.95	14.31	1/-9	33	28	73.5	73.5	73.5

(31) 各國貿易月表 (國際聯盟調)

Table (31) showing trade statistics for various countries (Italy, Spain, France, etc.) from 1933 to 1934. Columns include country names and values in thousands of pounds.

(32) 英國貿易月表 (英國貿易月報) (單位千磅) × 印概數

Table (32) showing monthly trade statistics for the United Kingdom from 1933 to 1934. Columns include months, goods, and values in thousands of pounds.

(33) 米國貿易月表 (米國貿易月報) (單位千磅)

Table (33) showing monthly trade statistics for the United States from 1933 to 1934. Columns include months, goods, and values in thousands of pounds.

(36) 全國銀行預金貸出現在高 (大藏省調) (單位千圓)

年月末	預金				貸出				合計	ローン
	普通				銀行					
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金	證書貸付	手形貸付	當座貸越	割引手形		
8. 9	951,015	1,722,604	514,875	4,867,812	959,189	3,620,268	770,220	634,116	5,983,793	310,797
8. 10	1,022,145	1,738,161	520,523	4,899,328	957,070	3,639,032	775,405	674,710	6,046,217	394,421
8. 11	1,037,579	1,742,513	519,169	4,927,913	950,689	3,609,564	810,441	691,616	6,062,310	426,430
8. 12	1,128,202	1,773,056	548,963	4,965,120	930,630	3,618,232	768,060	715,154	5,932,076	311,994
9. 1	1,019,072	1,795,232	564,992	5,006,187	920,223	3,609,029	765,257	676,565	5,971,074	477,720
9. 2	1,036,506	1,824,352	565,201	5,035,472	911,536	3,589,001	767,087	651,036	5,918,660	533,633
9. 3	993,738	1,823,710	541,904	5,064,452	883,202	3,571,949	786,813	668,456	5,910,420	478,166
8. 3	941,606	1,666,088	473,566	4,689,553	965,175	3,663,745	786,301	614,478	6,029,699	300,013
7. 3	837,735	1,544,856	408,475	4,633,957	1,053,102	4,005,999	850,129	572,550	6,481,780	148,945

特別當座 通知預金 定期預金 合計 (其他共) 證書貸付 手形貸付 當座貸越 割引手形 合計

年月末	預金		貸出合計		普通及V据置貯金		定期積金		預金合計		貸出合計	
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金	ローン	普通及V据置貯金	定期積金	預金合計	ローン			
8. 9	135,382	150,876	50,016	580,329	385,582	1,409,580	3,789,724	65,046	1,141,247	658,954	1,808,207	349,840
8. 10	136,088	147,365	79,722	580,511	366,289	1,426,769	3,745,478	75,012	1,153,888	659,931	1,821,853	350,294
8. 11	145,979	147,978	50,524	580,163	566,550	1,648,290	3,656,731	73,394	1,159,389	653,925	1,821,407	350,323
8. 12	185,902	146,161	42,883	584,397	254,380	1,331,112	3,712,390	59,924	1,167,296	649,935	1,825,258	349,959
9. 1	164,108	150,915	36,922	580,864	339,462	1,384,653	3,614,372	56,907	1,185,156	647,729	1,848,292	340,138
9. 2	157,787	153,591	38,988	590,353	312,151	1,374,445	3,636,969	60,263	1,191,229	646,704	1,848,342	333,604
9. 3	162,262	149,450	41,671	594,225	397,353	1,473,104	3,626,715	74,853	1,186,658	642,312	1,849,224	334,719
8. 3	180,725	138,903	30,940	551,834	454,267	1,445,628	3,745,329	69,011	1,057,266	643,069	1,710,238	385,654
7. 3	121,865	122,452	17,693	500,018	446,044	1,336,035	4,059,814	57,888	911,146	668,876	1,602,791	446,951

(37) 全國銀行有價證券、預金及現金在 高 (大藏省調) (單位千圓)

年月末	特別		銀行		普通		銀行		現金		
	國債	地方債	社債株式	有價證券合計	國債	地方債	社債株式	有價證券合計			
8. 8	620,922	42,044	169,477	962,683	301,591	1,635,294	315,554	1,459,273	3,443,356	310,626	446,315
8. 9	646,536	42,154	166,620	968,312	297,148	1,659,793	311,289	1,448,564	3,453,279	320,128	393,308
8. 10	728,308	39,611	151,964	1,032,885	298,003	1,619,834	301,663	1,430,557	3,386,769	374,722	460,236
8. 11	993,130	37,461	146,266	1,289,960	305,038	1,576,127	295,311	1,430,320	3,337,777	321,357	469,183
8. 12	962,930	34,400	142,800	1,253,226	283,083	1,567,770	282,544	1,418,704	3,304,792	355,896	599,300
9. 1	893,515	34,199	138,320	1,178,588	288,912	1,693,558	272,959	1,418,971	3,421,230	365,644	435,763
9. 2	811,189	34,037	139,343	1,098,682	288,197	1,748,046	291,854	1,437,542	3,513,138	384,205	461,430
9. 3	873,954	33,074	135,592	1,160,005	295,903	1,876,951	315,176	1,482,944	3,710,904	355,152	396,859
8. 3	920,455	33,615	162,875	1,251,446	298,535	1,359,476	276,068	1,419,345	3,080,446	325,979	447,389
7. 3	448,508	35,513	173,233	709,518	316,645	1,158,421	284,679	1,395,799	2,863,577	197,245	413,007

(38) 東京及大阪市中金利表 (月中平均)(東洋經濟調)(錢)

年月末	貯蓄		銀行		東京		大阪		商業手形普通物	
	國債	地方債	社債株式	預金	東京	大阪	東京	大阪	東京	大阪
8. 8	826,996	76,845	410,367	199,022	0.68	0.67	0.98	0.93	1.30	1.45
8. 9	858,304	71,369	408,417	193,785	0.69	0.69	0.99	0.96	1.30	1.45
8. 10	881,336	67,446	402,919	143,660	0.70	0.70	1.00	0.99	1.30	1.45
8. 11	862,478	66,963	390,840	223,164	0.70	0.70	1.02	1.08	1.31	1.45
8. 12	862,142	62,552	395,220	217,507	0.71	0.69	1.05	1.05	1.34	1.45
9. 1	837,719	61,760	397,403	274,463	0.67	0.68	1.04	0.96	1.33	1.45
9. 2	829,726	60,763	392,252	297,360	0.69	0.70	1.03	0.96	1.33	1.45
9. 3	856,498	58,759	397,188	285,948	0.70	0.70	1.03	0.96	1.33	1.45
8. 3	741,776	61,621	410,749	178,988	0.83	0.80	1.08	0.96	1.43	1.45
7. 3	592,043	55,949	389,457	177,009	1.62	1.53	1.77	1.71	1.90	1.70

(39) 公社債發行並現在高 (日銀調) (單位千圓)

年月	國債 (內儲)		大藏省證券		米穀證券		地方債 (內儲)		銀行債 (內儲)		會社債 (內儲)	
	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在
8. 9	300,885	5,984,491	60,000	160,000	—	296,618	61,051	1,836,202	82,804	2,191,527	113,500	2,613,969
10	2,201	5,986,685	100,000	160,000	88,263	296,881	133,243	1,869,162	75,976	2,142,938	186,500	2,605,295
11	401,207	6,387,890	—	100,000	67,541	302,423	8,916	1,854,433	30,101	2,155,040	157,655	2,593,590
12	12,169	6,400,060	—	—	96,670	311,093	81,954	1,901,327	26,493	2,139,554	46,050	2,592,683
9. 1	—	6,400,059	—	—	119,181	342,274	17,813	1,874,024	30,509	2,140,697	32,477	2,589,877
2	—	6,400,059	—	—	129,202	401,476	171,411	1,911,028	59,121	2,130,677	185,815	2,593,663
8. 2	111	5,350,996	200,000	300,000	134,458	189,589	96,186	1,718,913	54,385	2,254,663	66,500	2,658,748
9	—	—	—	—	248,383	—	189,224	—	89,630	—	218,293	—
1-2 累計	200,545	—	315,000	—	140,226	—	108,164	—	73,834	—	81,959	—

(40) 外債邦債月末現在高 (日銀調) (單位百圓)

年月	國債		地方債		銀行債及會社債		公債		社債		株式		平均相場(圓)
	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	
8. 7	1,428	232	426	8. 9	4. 5	5. 1	4. 9	5. 2	5. 1	5. 7	5. 1	5. 0	8. 6
8. 8	1,421	229	414	10	4. 6	5. 1	4. 9	5. 2	5. 0	5. 6	5. 1	5. 0	8. 6
9. 9	1,421	229	413	11	4. 6	5. 1	4. 9	5. 2	5. 0	5. 6	5. 1	5. 0	8. 6
10	1,421	229	413	12	4. 6	5. 1	4. 9	5. 2	5. 0	5. 6	5. 1	5. 0	8. 6
11	1,421	229	413	9. 1	4. 5	5. 0	4. 9	5. 2	5. 0	5. 6	5. 1	5. 0	8. 6
12	1,421	229	403	2	4. 5	5. 0	4. 9	5. 2	5. 0	5. 6	5. 1	5. 0	8. 6
9. 1	1,419	229	403	3	4. 4	4. 9	4. 8	5. 2	5. 0	5. 5	5. 0	4. 9	8. 7
2	1,415	229	402	4	4. 4	4. 9	4. 8	5. 2	5. 0	5. 5	5. 0	4. 8	8. 7
8. 2	1,390	334	471	8. 4	4. 9	5. 4	4. 9	5. 8	5. 6	5. 5	5. 0	4. 8	8. 7

(41) 公社債及株式利廻 (勸銀調) (單位%)

(42) 銀行會社計書資本 (日銀調) (單位千圓)

種別	新設		及		增資		社		資本		總計	
	昭和8年12月	昭和9年1月	2月	3月	昭和8年3月	1-3月累計	昭和8年12月	昭和9年1月	2月	3月	昭和8年3月	1-3月累計
保險業	200	100	—	2,100	200	2,200	2,000	—	—	—	—	—
倉庫運輸業	950	500	2,250	—	361,500	2,750	362,500	—	—	—	—	—
鐵道運輸業	950	500	2,250	—	360,000	500	360,000	—	—	—	—	—
海運業	—	—	—	—	500	2,250	500	—	—	—	—	—
製造業	20,022	5,500	10,000	10,000	25,500	5,000	1,000	—	—	—	—	—
鑛業	—	—	—	—	5,000	5,000	2,000	—	—	—	—	—
電氣業	—	—	—	—	99,925	1,000	89,400	—	—	—	—	—
化學業	—	—	—	—	17,850	1,000	18,000	—	—	—	—	—
紡織業	—	—	—	—	4,000	6,000	700	—	—	—	—	—
紙業	—	—	—	—	200	200	200	—	—	—	—	—
其他業	20,100	2,800	9,100	12,925	13,800	24,825	28,980	—	—	—	—	—
水產業	43,872	67,500	25,075	72,525	393,780	165,100	485,970	2,000	—	—	—	—
農林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	48,872	71,300	34,175	105,525	1,000	1,000	1,000	—	—	—	—	—

(43) 公社債及株式拂込金額 (勸銀調) (單位千圓)

種別	昭和8年8月		9月		10月		11月		12月		昭和9年1月		2月		3月		昭和8年3月		昭和7年3月		1-3月累計	
	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在
國庫債	99,670	355,299	187,375	336,710	87,704	87,520	162,652	157,600	403,572	119,435	245,120	1,067,194	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	95,818	52,520	133,008	3,394	73,141	22,447	53,000	109,722	45,950	13,709	294,821	133,475	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
銀行債	107,425	78,668	69,672	22,776	60	28,502	186,510	14,100	32,600	1,844	95,602	100,223	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	124,429	113,680	185,370	158,043	55,790	32,000	853,490	39,742	54,305	15,416	572,000	136,430	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	35,247	30,815	62,027	37,779	54,279	17,152	29,196	39,742	22,792	15,416	86,089	51,954	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	462,588	630,982	637,452	578,702	270,974	187,621	431,357	674,654	559,219	150,403	1,293,632	1,489,276	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(44) 東京市場為替相場 (單位千圓)

Table with columns for exchange rates (本價, 對紐約, 對倫敦, 對巴黎), months (年月), and various market indicators.

(45) 帝國外國貿易月報 (單位千圓)

Table showing trade statistics for the Empire and Foreign Countries, categorized by region (內地及樺太, 朝鮮, 臺灣, 總計) and month (年月).

(46) 帝國金銀輸出入月報 (單位千圓)

Table detailing gold and silver import and export statistics for the Empire, including monthly and cumulative data.

(47) 本邦對支及對滿貿易月別總算表 (六港分) (單位千圓)

Table showing monthly trade summaries for the Empire against China and Manchuria, broken down by port (滿洲國, 關東洲, 中華民國, 合計).

(48) 本邦輸出入重要品別總算表 (單位千圓)

Large table listing major import and export commodities (e.g., 麵粉, 棉花, 鐵礦石) with monthly and cumulative data for 1938.

(51) 橫濱及神戸生絲集散 (單位俵)				(52) 米國生絲集散調 (單位俵)							
年月	月末在荷	入荷高	賣行高	內地行	年月	總額		日本			
						月初在荷	輸入高		消費高	月初在荷	輸入高
8. 8	25,600	64,235	56,051	2,203	8. 8	51,684	46,683	42,852	44,843	40,753	38,711
9. 9	26,829	51,601	47,599	2,681	9. 9	55,515	49,470	31,185	46,885	46,870	29,210
10. 10	29,054	53,282	48,118	3,031	10. 10	73,800	48,346	28,521	64,545	45,284	26,428
11. 11	30,866	54,138	49,666	2,660	11. 11	93,625	32,319	32,623	83,401	30,778	33,084
12. 12	34,793	46,400	34,473	8,001	12. 12	91,122	27,976	26,959	81,095	31,856	25,903
9. 1	43,727	53,675	43,012	1,728	9. 1	96,786	27,976	40,942	87,048	27,093	39,296
2. 2	35,931	34,287	39,979	2,103	2. 2	83,820	29,808	39,021	74,845	28,735	37,991
3. 3	33,484	40,024	39,360	3,161	3. 3	74,607	32,301	44,080	65,589	31,559	42,815
8. 3	20,103	37,551	38,451	1,961	8. 3	60,459	22,289	38,934	51,916	21,905	35,316
6月以 8年	499,336	499,336	448,288	30,895	6月以 8年	409,309	409,309	386,606	367,170	367,170	358,750
7年	460,332	460,332	519,320	36,113	7年	436,111	436,111	451,456	405,168	405,168	320,746

(53) 人造絹絲需給 (函)				(54) 綿絲需給表 (紡績聯合會調) (單位俵)							
年月	生產	輸入	輸出	年月	生產高	輸入高	輸出高	紡績會社		推定市場	
								內供	外需		阪神
8. 7	79,809	26	10,442	8. 8	253,007	2,381	3,856	75,038	2,625	1,399	177,855
8. 8	81,692	—	13,978	9. 9	260,687	9,135	3,551	75,203	2,957	2,480	189,578
9. 9	80,025	52	12,240	10. 10	266,498	8,110	2,800	76,195	2,690	1,404	191,450
10. 10	82,365	68	8,495	11. 11	280,800	8,573	3,525	80,083	3,249	1,462	205,297
11. 11	85,487	31	8,348	12. 12	280,781	7,498	3,928	79,735	6,018	2,688	200,844
12. 12	91,435	57	8,985	9. 1	270,728	2,547	3,423	76,611	8,041	2,351	191,242
9. 1	88,850	12	10,860	2. 2	273,769	2,411	4,668	78,785	9,650	1,940	191,342
2. 2	91,633	11	17,965	3. 3	266,686	2,625	4,100	...	12,369	1,133	...
8. 2	61,107	808	2,644	8. 2	248,736	3,711	3,935	73,323	10,055	3,696	177,797
9. 9	180,483	23	28,825	9. 9	544,497	4,958	8,091	155,396	382,584
1-2	122,328	2,599	4,765	1-2	495,284	7,788	7,188	144,371	357,692

(55) 綿布集散調 (紡績聯合會調)				(56) 綿織物集散調				
年月	生產高	輸出	高	年月	產	額	合計	輸出高
8. 9	137,809	46,328	91,274	8. 9	53,009	7,605	3,643	64,258
10. 10	137,744	41,360	89,889	10. 10	56,283	7,402	5,063	68,748
11. 11	143,377	34,741	86,397	11. 11	57,072	7,176	4,514	68,763
12. 12	144,480	38,353	98,217	12. 12	53,055	6,929	4,372	64,356
9. 1	138,791	48,502	68,372	9. 1	54,709	6,163	3,561	64,433
2. 2	143,505	65,806	92,413	2. 2	48,905	5,610	3,296	57,811
8. 2	137,031	47,579	74,661	8. 2	47,818	6,429	3,163	57,410
9. 9	282,296	114,308	160,785	9. 9	103,614	11,773	6,857	122,244
累計	268,983	93,000	151,964	累計	97,288	14,027	6,485	117,800

(57) 全米穀集散調 (農林省調) (單位石)									
年月	米穀輸入高	管移出高	合計	國內米	全國管米	臺灣米	外米	總計	政府所剩米
8. 7	71,467	519,030	687,737	1,278,235	638,408	2,542,351	417,580	221,021	954,847
8. 8	85,846	501,919	548,795	1,136,560	818,317	2,343,856	274,518	277,165	948,102
9. 9	75,466	375,620	443,071	894,157	1,056,253	2,252,778	163,248	251,608	843,582
10. 10	100,083	384,678	290,447	775,208	1,293,878	2,218,176	93,080	217,149	819,607
11. 11	124,999	812,530	382,788	1,320,317	1,367,327	2,149,690	162,010	144,297	831,129
12. 12	21,151	150	585,903	1,737,055	2,001,930	3,788,546	505,602	240,178	740,623
9. 1	5,299	596,551	223,429	825,279	2,839,724	5,969,171	497,283	228,560	572,075
8. 1	69,375	764,707	215,693	1,049,775	1,236,181	2,709,611	740,699	372,931	979,931
1-12	927,996	7,451,091	3,915,585	12,294,671	13,488,072	31,464,938	4,879,420	3,002,157	11,122,899
累計	1,018,761	7,099,216	3,837,467	13,955,444	13,852,337	37,170,989	6,942,107	7,759,896	7,782,739

(58) 各種商標品相場場													
年月	東京期米			深川正米			大阪棉花			米(雜育)			
	先	最高	最低	平均	最高	最低	先	最高	最低	清算	先	最高	最低
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7. 12	25.27	26.25	24.37	22.84	24.00	20.40	50.81	53.00	48.55	6.57	6.01	6.20	5.70
8. 10	23.86	24.36	23.41	20.75	21.10	20.50	54.29	56.00	53.30	10.43	9.27	9.90	8.95
8. 11	24.51	24.97	23.90	21.20	21.60	20.80	52.14	53.90	50.50	10.88	10.06	10.40	9.55
9. 12	23.67	24.19	23.10	22.01	22.50	21.60	51.62	52.60	50.70	10.79	10.43	10.35	10.00
9. 1	23.41	24.01	22.67	22.69	22.90	22.40	56.31	58.30	52.20	12.05	11.06	11.75	10.45
9. 2	24.20	24.68	23.89	23.04	23.10	22.90	62.24	65.00	58.50	13.03	12.09	12.65	11.75
8. 3	24.28	24.66	23.92	23.00	23.20	22.80	62.33	63.15	61.00	12.75	12.21	12.50	12.00
8. 3	23.87	24.60	23.34	21.30	22.00	20.90	50.88	52.30	46.80	7.40	6.58	6.85	6.10
7. 3	25.33	25.84	24.66	22.39	22.50	22.20	37.35	40.30	31.00	7.77	6.90	7.20	6.20

(58) 各種商標品相場場 (續)

(58) 各種商標品相場場 (續)													
年月	大阪三品綿絲			橫濱生絲			白十四中D格			雜育生絲			
	先	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	現物	先	最高	最低
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7. 12	194.01	203.00	185.50	944.0	990.0	865.0	922	970	860	1.62	1.42	1.47	1.32
8. 10	203.24	209.00	199.50	707.0	779.0	656.0	714	795	645	1.85	1.57	1.68	1.42
8. 11	202.69	212.80	191.20	590.0	649.0	520.0	585	640	520	1.67	1.42	1.54	1.33
9. 12	189.95	194.90	184.10	574.0	611.0	538.0	559	590	540	1.50	1.37	1.41	1.33
9. 1	194.49	200.40	182.10	590.0	647.0	544.0	582	645	545	1.50	1.40	1.44	1.33
9. 2	203.37	212.50	196.90	648.0	674.0	599.0	642	675	590	1.55	1.47	1.55	1.44
8. 3	198.44	201.90	195.10	575.0	606.0	539.0	573	605	540	1.47	1.40	1.45	1.35
8. 3	178.49	188.00	168.10	660.0	700.0	624.0	655	690	630	1.32	1.15	1.20	1.10
7. 3	151.24	161.50	139.00	653.0	698.0	616.0	619	653	580	1.80	1.55	1.64	1.42

(58) 各種商標品相場場 (續)													
年月	大阪先砂糖			東京砂糖(Y.P)			神戶先粕			大連豆粕			
	先	最高	最低	最高	最低	平均	先	最高	最低	最高	先	最高	最低
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7. 12	13.13	13.40	12.85	23.10	22.60	—	—	—	—	1.810	1.650	1.470	2.32
8. 10	12.20	12.58	11.90	19.70	18.90	3.100	—	—	—	1.285	1.120	1.120	3.32
8. 11	11.18	11.40	10.88	19.35	18.80	—	—	—	—	1.275	1.180	1.180	3.32
9. 12	11.10	11.22	11.05	19.25	18.80	—	—	—	—	1.195	1.140	1.140	3.32
9. 1	11.00	11.21	10.80	19.50	18.90	3.070	—	—	—	1.125	1.030	1.030	3.32
9. 2	11.54	12.07	10.85	19.95	19.35	3.240	—	—	—	1.160	1.090	1.090	3.32
8. 3	11.51	11.85	10.80	19.90	19.00	3.150	—	—	—	1.110	1.030	1.030	3.32
7. 3	12.25	13.03	11.33	21.35	20.70	—	—	—	—	1.605	1.470	1.470	3.32
7. 3	9.17	9.32	9.07	17.80	17.65	3.150	—	—	—	1.770	1.625	1.625	3.32

(58) 各種商標品相場場 (續)

(58) 各種商標品相場場 (續)															
年月	人造絹絲			羊毛相場(70s)			シカゴ小麦			東京製粉			紐育電銅		
	最高	最低	最高	最高	最低	最高	先	最高	最低	先	最高	最低	先	最高	最低
	円	円	円	片	片	片	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7. 12	230	175	—	21	21	30	0.50	0.43	—	3.84	3.48	—	5	5	—
8. 10	138	126	—	32	32	40	0.60	0.54	—	3.45	3.32	—	9	9	—
8. 11	134	107	—	33	32	40	0.92	0.83	—	3.54	3.46	—	8	8	—
9. 12	112	90	—	33	33	40	0.86	0.79	—	3.46	3.30	—	8	8	—
9. 1	100	87	—	40	40	—	0.92	0.83	—	3.31	3.06	—	8	8	—
9. 2	97	90	—	40	38	45	0.92	0.85	—	3.34	3.22	—	8	8	—
8. 3	113	113	—	39	38	46	0.89	0.86	—	3.28	3.16	—	8	8	—
8. 3	105	78	—	19	18	28	0.55	0.48	—	3.28	2.88	—	5	5	—
7. 3	89	82	—	24	23	35	0.65	0.56	—	3.14	2.80	—	5	5	—

(59) 全生計費指數 (朝日新聞調) 大正3年7月=100										(60) 東京小賣物價指數 (日本銀行調) (大正3年7月=100)									
年月	類別指數					總指數	年月 (15日調)	食料品	燃料 燈火	服用 服用品	其他	總平均							
	飲食費	住居費	光熱費	被服費	文化費								食料品	燃料 燈火	服用 服用品	其他			
8. 8	140	236	168	140	179	167	160	180	104	143	144								
9. 9	140	236	171	142	179	168	161	180	108	146	147								
10. 10	142	235	175	144	179	169	162	184	110	146	148								
11. 11	144	235	181	144	179	170	165	186	109	147	149								
12. 12	142	234	184	143	179	168	164	188	107	147	149								
9. 1	141	234	183	144	179	168	162	186	106	146	148								
2. 2	143	234	182	143	179	170	164	184	108	146	148								
3. 3	144	234	182	147	179	171	166	184	109	146	149								
8. 3	142	237	168	136	181	168	159	177	102	145	144								

年月	(61) 勞働人員及賃銀統計 (日銀調) (昭和1年=100)										
	勞働人員					賃銀統計					
	總計 實數	男 實數	女 實數	總計 指數	男 指數	女 指數	總計 實數	男 實數	女 實數	總計 指數	
8. 4	878,298	391,863	486,435	77.3	85.5	139.2	69.9	80.2	88.5	213.9	70.2
5. 5	879,812	395,894	482,918	81.5	85.2	138.7	69.6	79.7	88.1	212.0	69.4
6. 6	880,489	398,086	482,403	81.6	85.1	138.6	69.5	79.7	88.4	212.7	70.6
7. 7	889,812	402,053	487,759	82.0	85.0	138.5	69.5	79.7	87.4	209.4	69.6
8. 8	893,338	405,851	487,487	82.3	84.9	138.1	69.4	79.5	87.0	206.8	67.1
9. 9	904,023	413,829	490,194	83.5	84.7	137.8	69.3	79.4	88.6	210.6	67.8
10. 10	911,797	418,741	493,056	84.3	84.5	137.5	69.2	79.3	89.2	211.9	67.9
11. 11	922,331	425,986	496,345	85.2	84.0	136.7	68.9	78.9	89.5	213.3	68.5
12. 12	908,847	431,217	477,630	85.8	83.9	136.6	68.8	78.8	91.6	219.6	68.5
9. 1	919,551	434,515	485,036	86.2	84.1	78.9	87.8	..	67.0
8. 1	808,571	377,301	431,270	77.4	86.5	141.9	71.3	81.4	89.5	215.7	73.2

年月	(62) 職工の作業時間、休憩時間及作業日數 (内閣統計局調)										
	總數乃至平均					紡織業					
	工場 作業時間	工場 作業時間	工場 作業日數	工場 作業時間	工場 作業日數	工場 作業時間	工場 作業時間	工場 作業日數	工場 作業時間	工場 作業日數	
6年中平均	732	10.01	26.9	197	10.16	0.52	27.3	67	9.44	0.49	26.9
7. 7	732	10.04	27.2	199	10.21	0.52	27.1	67	9.46	0.50	27.3
8. 8	953	10.08	27.1	269	10.25	0.53	26.9	75	9.56	0.50	26.8
7. 7	961	10.10	26.9	273	10.27	0.54	26.1	76	9.55	0.50	27.1
8. 8	964	10.13	27.3	274	10.29	0.55	27.4	77	9.52	0.51	27.2
9. 9	958	10.11	27.9	274	10.29	0.56	27.3	76	9.53	0.51	27.4
10. 10	960	10.12	27.2	273	10.29	0.54	27.3	76	9.56	0.51	27.2
7. 7	737	10.01	26.9	197	10.18	0.52	27.2	67	9.43	0.49	27.0
6. 6	705	9.58	26.8	194	10.20	0.53	27.3	64	9.43	0.48	26.5

年月	(63) 職工一日平均賃銀諸手當賃與 (内閣統計局調)									
	總平均	窯業	金屬工業	機械器具製造業	化學工業	紡織工業	紙工業	木竹草蓆製造加工業	飲食料品製造業	瓦斯氣業
7. 7	202.8	186.3	312.5	309.9	201.8	83.3	194.4	153.3	175.7	236.5
8. 8	186.8	174.8	296.9	270.3	182.3	78.5	171.2	140.9	137.6	244.1
9. 9	187.9	178.6	296.1	269.8	184.4	80.2	178.5	144.2	154.4	239.6
10. 10	183.7	174.0	295.7	266.8	178.1	77.3	178.1	140.6	155.3	248.6
11. 11	182.5	175.1	291.6	262.0	172.6	77.8	181.7	140.5	153.8	246.9
12. 12	184.5	175.1	295.0	261.9	178.5	78.4	186.3	145.6	155.2	247.3
1. 1	186.5	174.9	297.9	266.7	178.1	77.9	186.4	146.7	157.8	244.1
2. 2	190.5	174.4	290.4	287.0	191.6	81.9	188.3	145.2	164.9	228.3
3. 3	108.2	191.6	274.0	258.9	190.1	89.9	182.7	141.2	161.7	238.6

年月	(64) 職業紹介成績 (中央職業紹介事務局調)									
	公營及營利職業紹介所計					職業紹介所計				
求人數	求職者數	就職者數	求職者數	就職者數	求職者數	求職者數	就職者數	求職者數	就職者數	就職者數
8. 8	237,827	258,305	87,261	237,827	258,305	87,261	237,827	258,305	87,261	237,827
9. 9	280,888	285,209	96,117	280,888	285,209	96,117	280,888	285,209	96,117	280,888
10. 10	365,573	279,583	95,896	365,573	279,583	95,896	365,573	279,583	95,896	365,573
11. 11	345,994	277,714	105,845	345,994	277,714	105,845	345,994	277,714	105,845	345,994
12. 12	338,705	244,614	90,737	338,705	244,614	90,737	338,705	244,614	90,737	338,705
1. 1	190,614	219,874	107,174	190,614	219,874	107,174	190,614	219,874	107,174	190,614
2. 2	2,897,036	3,444,914	1,171,864	2,897,036	3,444,914	1,171,864	2,897,036	3,444,914	1,171,864	2,897,036
3. 3	2,233,942	3,446,106	1,076,526	2,233,942	3,446,106	1,076,526	2,233,942	3,446,106	1,076,526	2,233,942

(65) 工場職工異動調 (常時職工五十人以上を使用する工場に付社会局の調査せるもの)

年月	解雇			雇入			月末現在				
	工場数	男	女	工場数	男	女	工場数	男	女		
7.12	3,177	13,275	100,006	2,469	13,452	19,411	32,863	5,130	403,369	597,327	1,000,696
8.5	2,920	8,703	27,080	2,638	12,999	24,672	37,671	5,071	437,262	697,476	1,134,738
6	2,935	9,573	24,133	2,772	12,148	30,805	42,948	5,210	441,600	704,434	1,146,034
7	2,926	8,663	29,276	3,043	14,834	41,684	56,518	5,340	448,289	717,106	1,165,395
8	3,154	8,505	23,519	2,989	13,243	25,172	38,415	5,438	454,032	720,446	1,174,478
9	3,357	10,486	29,153	3,180	13,693	31,466	45,159	5,412	458,086	723,722	1,181,808
10	3,382	9,841	24,048	3,094	16,924	29,431	46,355	5,447	465,946	729,183	1,195,129
7.10	2,898	7,669	21,303	2,706	10,782	22,771	33,553	5,239	396,816	674,556	1,071,372
6.10	3,181	8,730	24,816	2,429	6,103	18,278	24,381	5,484	396,720	704,010	1,100,730

(66) 鑛山労働者異動調

年月	解雇			雇入			月末現在				
	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
7.12	5,805	7,649	170,518	7.8	5,982	2,852	65,880	10,472	19,176	8,919	113,281
8.5	9,600	11,616	180,447	7.8	4,910	2,586	16,120	4,821	2,157	5,189	35,783
6	9,868	10,687	181,771	6	6,895	2,437	13,437	4,663	1,793	4,481	33,706
7	9,529	11,914	184,345	7	6,871	2,253	10,928	4,382	2,434	11,071	37,939
8	10,489	13,987	187,601	8	6,207	2,400	12,152	4,335	2,052	4,878	32,024
9	11,927	15,569	191,519	9	8,521	3,688	14,134	5,379	2,425	5,492	39,639
10	11,102	15,097	195,596	10	7,878	3,202	11,120	4,799	1,801	5,089	38,889
7.10	6,855	6,790	167,941	7.10	6,204	2,349	10,304	3,921	1,773	4,421	28,972
6.10	7,485	6,715	183,731	6.10	6,220	2,087	13,040	4,656	2,747	4,796	33,546

(67) 解雇職工歸趨調 (社会局調)

(68) 労働争議統計 (内務省社会局調)

年月	参加員(人)	争議総件数(単位件)	業態別争議件数(単位件)					業態別争議件数(単位件)	要求事項別争議件数(単位件)				
			機械工業	化学工業	染織工業	食糧工業	雑工業						
8.12	5,090	130	17	14	17	7	15	3	701	2,676	1,883	404	2,290
9.1	5,712	135	21	13	23	4	22	6	2,080	6,158	2,992	1,804	4,811
2	5,914	133	17	17	23	8	16	5	1,283	5,959	3,377	762	4,203
8.12	7,443	169	22	21	19	7	20	7	1,941	7,489	3,932	211	4,148
1-12	102,663	1,638	218	248	219	55	207	45	9,016	30,611	16,201	5,036	21,973
累計	98,850	1,926	259	256	319	52	266	55	8,729	33,002	19,127	4,085	23,403

年月	参加員(人)	争議総件数(単位件)	業態別争議件数(単位件)					業態別争議件数(単位件)	要求事項別争議件数(単位件)				
			電気業	運輸業	土木建築業	通信業及其他	賃金増額						
8.12	2	16	13	26	31	4	9	3	201	66	10	7	4
9.1	2	17	10	—	38	7	10	3	356	149	14	26	6
2	1	13	11	2	36	6	12	2	239	86	86	3	19
8.12	2	21	16	34	68	7	6	3	271	169	5	12	4
1-12	15	184	171	5	507	92	92	23	2,607	823	49	88	39
累計	9	236	137	4	354	257	81	17	1,998	821	74	43	40

年月	参加員(人)	争議総件数(単位件)	業態別争議件数(単位件)					業態別争議件数(単位件)	要求事項別争議件数(単位件)				
			瓦工	新築	建築	賃金減額	賃金更動						
8.12	2	16	13	26	31	4	9	3	201	66	10	7	4
9.1	2	17	10	—	38	7	10	3	356	149	14	26	6
2	1	13	11	2	36	6	12	2	239	86	86	3	19
8.12	2	21	16	34	68	7	6	3	271	169	5	12	4
1-12	15	184	171	5	507	92	92	23	2,607	823	49	88	39
累計	9	236	137	4	354	257	81	17	1,998	821	74	43	40

年月	参加員(人)	争議総件数(単位件)	業態別争議件数(単位件)					業態別争議件数(単位件)	要求事項別争議件数(単位件)				
			土木建築業	賃金増額	賃金減額	賃金更動	労働時間短縮						
8.12	2	16	13	26	31	4	9	3	201	66	10	7	4
9.1	2	17	10	—	38	7	10	3	356	149	14	26	6
2	1	13	11	2	36	6	12	2	239	86	86	3	19
8.12	2	21	16	34	68	7	6	3	271	169	5	12	4
1-12	15	184	171	5	507	92	92	23	2,607	823	49	88	39
累計	9	236	137	4	354	257	81	17	1,998	821	74	43	40

年月	参加員(人)	争議総件数(単位件)	業態別争議件数(単位件)					業態別争議件数(単位件)	要求事項別争議件数(単位件)				
			賃金増額	賃金減額	賃金更動	労働時間短縮	その他						
8.12	2	16	13	26	31	4	9	3	201	66	10	7	4
9.1	2	17	10	—	38	7	10	3	356	149	14	26	6
2	1	13	11	2	36	6	12	2	239	86	86	3	19
8.12	2	21	16	34	68	7	6	3	271	169	5	12	4
1-12	15	184	171	5	507	92	92	23	2,607	823	49	88	39
累計	9	236	137	4	354	257	81	17	1,998	821	74	43	40

年月	参加員(人)	争議総件数(単位件)	業態別争議件数(単位件)					業態別争議件数(単位件)	要求事項別争議件数(単位件)				
			賃金増額	賃金減額	賃金更動	労働時間短縮	その他						
8.12	2	16	13	26	31	4	9	3	201	66	10	7	4
9.1	2	17	10	—	38	7	10	3	356	149	14	26	6
2	1	13	11	2	36	6	12	2	239	86	86	3	19
8.12	2	21	16	34	68	7	6	3	271	169	5	12	4
1-12	15	184	171	5	507	92	92	23	2,607	823	49	88	39
累計	9	236	137	4	354	257	81	17	1,998	821	74	43	40

(69) 小作争議統計 (内務省社会局調)

年月	土地主(単位人)	小作人(単位人)	關係地・小作人(単位町)					田	畑	計	其他
			土地主	小作人	小作料一時減額	小作料一時除額	小作料永続減額				
8.12	701	2,676	1,883	404	2,290	1,883	404	2,290	701	2,676	
9.1	2,080	6,158	2,992	1,804	4,811	2,080	6,158	4,811	2,080	6,158	
2	1,283	5,959	3,377	762	4,203	1,283	5,959	4,203	1,283	5,959	
8.12	1,941	7,489	3,932	211	4,148	1,941	7,489	4,148	1,941	7,489	
1-12	9,016	30,611	16,201	5,036	21,973	9,016	30,611	21,973	9,016	30,611	
累計	8,729	33,002	19,127	4,085	23,403	8,729	33,002	23,403	8,729	33,002	

年月	土地主(単位人)	小作人(単位人)	關係地・小作人(単位町)					田	畑	計	其他
			土地主	小作人	小作料一時減額	小作料一時除額	小作料永続減額				
8.12	201	66	10	7	4	201	66	4	201	66	
9.1	356	149	14	26	6	356	149	6	356	149	
2	239	86	86	3	19	239	86	3	239	86	
8.12	271	169	5	12	4	271	169	4	271	169	
1-12	2,607	823	49	88	39	2,607	823	40	2,607	823	
累計	1,998	821	74	43	40	1,998	821	40	1,998	821	

年月	参加員(人)	争議総件数(単位件)	業態別争議件数(単位件)					業態別争議件数(単位件)	要求事項別争議件数(単位件)				
			賃金増額	賃金減額	賃金更動	労働時間短縮	その他						
8.12	2	16	13	26	31	4	9	3	201	66	10	7	4
9.1	2	17	10	—	38	7	10	3	356	149	14	26	6
2	1	13	11	2	36	6	12	2	239	86	86	3	19
8.12	2	21	16	34	68	7	6	3	271	169	5	12	4
1-12	15	184	171	5	507	92	92	23	2,607	823	49	88	39
累計	9	236	137	4	354	257	81	17	1,998	821	74	43	40

(70) 本邦失業状況推定概要

(内務省社会局)

年月	給料生活者			勞働者			其他			計		
	調査人口 千人	失業者 千人	失業率 %	調査人口 千人	失業者 千人	失業率 %	調査人口 千人	失業者 千人	失業率 %	調査人口 千人	失業者 千人	失業率 %
8. 1	1,693	81	4.76	1,788	188	10.52	3,765	175	4.66	7,245	444	6.13
2	1,694	79	4.65	1,782	185	10.38	3,761	175	4.65	7,237	439	6.06
3	1,695	77	4.29	1,780	181	10.17	3,787	166	4.40	7,262	424	5.84
4	1,699	72	4.24	1,780	183	10.29	3,786	159	4.20	7,265	414	5.70
5	1,699	70	4.10	1,773	201	11.36	3,796	158	4.17	7,269	429	5.91
6	1,699	70	4.13	1,774	200	11.25	3,811	159	4.17	7,283	429	5.89
7	1,702	70	4.11	1,778	198	11.12	3,818	150	3.94	7,297	418	5.81
8	1,705	70	4.09	1,779	196	11.02	3,836	148	3.86	7,321	414	5.65
9	1,710	69	4.01	1,779	191	10.74	3,853	140	3.65	7,342	400	5.45
10	1,713	69	4.04	1,786	189	10.56	3,874	134	3.47	7,373	392	5.36
11	1,718	69	4.04	1,789	184	10.30	3,881	130	3.34	7,398	384	5.19
12	1,721	69	4.01	1,790	183	10.24	3,899	127	3.25	7,410	379	5.11

(71) 各 國 失業 概 要

(國際聯盟調)

年 月	獨逸		英 國		佛 蘭 西		伊 太 利		埃 大 利		波 蘭		白 耳 蔞	
	勞働組合加入者 千人	失業率 %	全體失業 千人	失業率 %	全體失業 千人	失業率 %	全體失業 千人	失業率 %	全體失業 千人	失業率 %	全體失業 千人	失業率 %	全體失業 千人	失業率 %
1933. 6	4,857	2.029	15.8	469	3.7	289	884	39	381	225	10.6	146	14.4	
7	4,464	2,001	15.5	507	4.0	270	824	229	375	215	10.1	142	13.7	
8	4,124	1,970	15.3	488	3.8	266	889	260	366	206	9.7	135	13.5	
9	3,849	1,977	15.3	398	3.1	252	907	..	355	202	9.5	138	13.8	
10	3,745	1,973	15.3	361	2.8	261	963	..	358	215	10.1	147	14.5	
11	3,715	1,965	15.3	344	2.6	287	1,066	..	383	265	12.5	157	15.8	
12	4,059	1,949	15.1	313	2.5	345	1,132	..	422	343	16.1	
1934. 1	3,773	2,046	15.9	361	2.8	367	1,158	..	440	400	18.8	
1933. 1	46.2	23.7	6,014	533	4.2	253	1,225	33	478	267	12.5	207	22.1	

昭和九年第一四半期日誌

(自一月一日至三月卅一日)

一 月

- ◇ 一日(月)シムラ會商印度側上半期綿布輸出量二億碼に改正要求。
- ◇ 米藏相にモーゲンソー氏就任。
- ◇ 佛政府、對英米輸入割當を削減。
- ◇ 二日(火)浦鹽のソ國國立銀行は我漁業代表に本年度の漁區料換算は一留七十五錢と通告。
- ◇ 米、獨の債務利拂減額に抗議。
- ◇ 三日(水)米の第七十二議會第二會期開催。
- ◇ サイモン、ムソリニ聯盟、軍縮の打開を議す。
- ◇ 四日(木)農林省、生絲出荷制限に伴ふ善後處置として齒價暴落の場合の對策内定。
- ◇ 佛の金逃避熄み、金準備、七ヶ月振りで増加に轉ず。

昭和九年第一四半期日誌

- ◇ 五日(金)曲折實に三ヶ月餘を経て日印會商本會議にて協商成立。
- ◇ 中華中央軍、福建軍總攻撃開始。
- ◇ 佛內閣、ペイオンヌ市の不正市債發行問題で危機に立つ。
- ◇ 六日(土)對印關係雜貨業者は協定反對を決議す。
- ◇ 紡績聯合協議會は印棉不買撤回を正式に決定。
- ◇ スチーガル米下院に十億弗銀買上案を提案。
- ◇ 七日(日)明八日より實施の對印輸出綿布の統制法公布さる。
- ◇ 官民協議會は對印輸出綿布の割當方法を協議す。
- ◇ デリー會商議事要領發表さる。
- ◇ 滿洲國三月一日より實行せらるべき重要國策大綱決定。
- ◇ 八日(月)米穀法に依る米賣渡申込激增三百萬石に迫る。酒田米穀

事務所滿倉、賣渡申込を受付けず。

- ◇ 米の共和黨全國委員會、政府の財政策に最初の反對を表明。
- ◇ 佛蘇通商協定巴里で調印。
- ◇ 九日(火)對印雜貨關稅引下を當局に阪神當業者陳情。
- ◇ 農林省は中央蠶絲會申請の生絲出荷制限認可。
- ◇ 大藏省は朝鮮に第二第三所得稅賦課案を議會提出と決定。
- ◇ 米の聯邦官吏一割五分減俸繼續に決定。
- ◇ 米大統領、復興金融會社の存續並に擴充法案を議會に提出。
- ◇ 十日(水)對印綿布統制の輸出商側の原案成る。
- ◇ 紡績聯合會委員會では廿二日より印棉積取開始を決議す。
- ◇ 製鐵合同の各社資産評價は評價審査委員會特別委員會にて決定
- ◇ 英米、佛米間に輸入割當の新協定成立。

- ◇米大統領、農業債務元金廿億弗の政府保證を議會に要請。
- ◇蘭印、贅澤品二割其他の關稅引上げを實施。
- ◇十一日(木)未曾有の米穀洪水で統制法非難高まる。
- ◇米上院債務不拂國に對する不融資法案可決。
- ◇十二日(金)農村負擔調査會第一回會合行はる。
- ◇撫順炭本年送炭高は昨年同様三百十七萬六千噸と決定。
- ◇全國産業團體聯合會は官營團體保險に反對聲明す。
- ◇佛シヨータン内閣、下院で信任。
- ◇米のチエース・ナシヨナル銀行蘇聯邦に一億弗貸付を傳へらる。
- ◇英政府三四一三六年償還期限の藏券の償還を發表。
- ◇十三日(土)全國養蠶業組合聯合會は生絲出荷制限を認容。
- ◇産業組合中央金庫は米穀證券擔保貸出利率引下げと決定。

- ◇福建政府遂に壊滅。
- ◇米大統領、上下兩院の銀行委員會を招集、新通貨政策を協議。
- ◇復興金融會社、廿五萬弗短期公債發行權を獲得。
- ◇十四日(日)農業倉庫法改正案議會提出決定。
- ◇復興金融會社債五億弗を發行十五日(月)産金保有法原案成る。
- ◇駐日露大使は廣田外相との會見にて北鐵讓渡價格決定に紙幣圓を用ゐる事を容認。
- ◇人絹輸出業者は日英會商に参加と決定。
- ◇第七十七回定期聯盟理事會開催
- ◇米大統領、平價改訂教書を發表。
- ◇米の新通貨政策立法案發表さる
- ◇玖瑪マルチン大統領、軍部のクイデータで辭職。
- ◇十六日(火)外電は米國の平價切下げを報じ市場動搖す。
- ◇獨聯盟のザール問題討議に不参加を通告。

- ◇十七日(水)第三次鮮米買入發表(玄米五十萬石)
- ◇高橋藏相は我國の平價切下に就て所信を語る。
- ◇電力需給統制の發送電豫定計畫遞信省原案成る。
- ◇精算米相場三期共二十三圓臺に復活。
- ◇米の非法法金收納期は當分延期
- ◇米政府産金買上値卅四弗四五仙に當分据置と發表。
- ◇米の新通貨法案議會に提出さる
- ◇玖新大統領メンデイエタ氏就任
- ◇十八日(木)朝鮮の小作令要綱發表さる。
- ◇國際労働會議に臨む我方針決定
- ◇米賣渡申込五百萬石を突破。
- ◇伊下院、職業別代表法案を可決。
- ◇米復興金融會社の金買上總額一億三千萬弗と發表。
- ◇米の新通貨法案、下院委員會を経て本會議に上程。
- ◇二十日(土)滿洲國政府帝制實施を

- ◇對印綿布輸出統制要綱は官民懇談會にて決定。
- ◇聯盟理事會、ザール委員會任命。
- ◇米新通貨法案下院を通過、上院に廻附さる。
- ◇廿二日(月)荒木陸相辭表提出。
- ◇發送電豫定計畫の遞信省案を電氣委員會可決。
- ◇和府府、人絹織物及人絹交織物に對する輸入制限割當を實施。
- ◇廿三日(火)林銑十郎大將陸相に就任。
- ◇貴衆兩院議會再開△齋藤、高橋廣田三相施政演説をなす。
- ◇巴里で政界腐敗を憤り暴動起る
- ◇米新通貨法案、上院委員會で修正の上、上院本會議に上程さる
- ◇米の百億弗の公債計畫中の藏券五億弗と短期藏券五億弗發行。
- ◇米、英、佛、伊、智の各國、玖瑪新政府を承認。
- ◇廿四日(水)國用生絲業者は生産制

- ◇限なき出荷制限に反對す。
- ◇第十九回米穀證券(八千八百萬圓)は日銀引受借替と決定。
- ◇製鐵合同各社評價決定。
- ◇貴族院：加藤政之助氏増税に就て質問。
- ◇衆議員：町田忠治、大口喜六氏財政問題に就て質問△安藤正純氏軍民離間問題に論及して秘密會開かる。
- ◇米海軍豫算案、下院を通過。
- ◇墺政府、獨政府に墺國內のナチス支援に就き正式抗議を提出。
- ◇廿五日(木)米穀賣渡申込六百萬石突破。
- ◇衆議院：八角三郎氏原口初太郎氏の國防問題、小川郷太郎氏の財政問題に關する質問あり。△中野正剛氏の施政一般に對する質問行はる。△陸海兩相は軍人の政治關與の限界を宣明す。
- ◇廿二日開始の中華四中全會終了
- ◇廿六日(金)衆議院：豫算總會で内

- ◇田信也氏國防問題の質問をなす
- △午後の本會議にて高田耕平氏農村問題につき質問。
- ◇モスコイで第十七回共產黨大會開催。
- ◇米上院に、ホイラー案其地の銀政策の提案續出。
- ◇獨・波十年間不侵略條約成立。
- ◇廿七日(土)對印輸出綿織物統制協議會創立。
- ◇農村負債整理資金割當額決定。
- ◇道府縣農會長會議は反産運動反對を決議す。
- ◇貴族院：坂本男燃料問題質問。
- ◇衆議院：豫算總會にて内田信也氏國防問題に關し、砂田重政氏農村問題に關し質問す。
- ◇米新通貨法案、上院を通過。
- ◇疑獄事件でシヨータン内閣は總辭職。
- ◇中華南京政府、英米に通商條約の改訂を提議。
- ◇廿九日(月)治安維持法改正法律案

成る。

- ◇對印綿布輸出割當の紡聯案決定
- ◇師範教育制度改革要綱成る。
- ◇衆議院：川崎克氏は増税の時季を、加藤久米四郎氏は満鐵監督權に就て質問す。
- ◇米新通貨法案、議會兩院を通過。
- ◇米陸海軍の空軍大擴張案議會に提出さる。
- ◇英政府、軍縮覺書を、日、米、佛、獨、伊、白、波蘭の七ヶ國に提出。
- ◇英政府、下院で、磅價は當分切下げずと聲明。
- ◇和政府、上院で、金本位維持聲明。
- ◇三十日(火)農林省買上米増加の爲海外輸出を計畫。
- ◇鮮米買上量四十九萬九千七百四十九石と決定。
- ◇中央蠶絲會の國用製絲業者への輸出許可量三割は國用製絲側の反對で再審議と決定。
- ◇貴族院：本會議にて上山滿之進

二月

- 氏製鐵合同問題で商相追求。
- 衆議院：豫算總會で廣田外相は日本品壓迫に報復手段の用意ありと聲明す。
- ◇米大統領、新通貨法案に署名し準銀保有金收用令を發布す。
- ◇佛ガラディエ新内閣成立。
- ◇中華新疆和蘭地方の獨立傳はる
- ◇一日(水)貴族院：外相は吉澤氏の質問に答へ南洋委任統治地は我領土と聲明。
- 衆議院：豫算總會にて青木精一氏蠶絲業對策及び北洋漁業問題に就て農相を追求。
- ◇米大統領、平價の四〇%九四切下令を公布即日實施。(舊平價品位千分の九百の金二五・八グレインより一五グレイン二十一分の五に切下)同時に總額二十億弗の爲替安定資金を設定。
- ◇米大藏省金買上値段一オンス三十五弗に引上ぐ。
- ◇伊太利政府軍縮覺書發表。

- 一日(木)紡績聯合會日英會商に強硬態度で臨めと滯英代表に打電
- ◇貴族院：水野氏國防問題質問。
- 衆議院：八田氏軍紀問題質問。
- ◇米藏相金買上値を卅五弗と發表
- ◇紐育準銀二分から一分半に利下
- ◇倫敦金相場空前の新高値示現、二志五片高の六磅一五志。倫敦より紐育へ金現送盛んに始まる
- 二日(金)朝鮮紬貯藏資金二千七百萬圓融通と決定。
- ◇印度中央立法議會は雜貨關稅引上を可決。
- ◇貴族院：關氏憲法擁護、フアツショ排撃。
- 衆議院：高橋藏相は武田氏の質問に對し、圓切下は各國金本位が再建した後と答ふ。
- ◇倫敦金塊更に新高値、四志高の六磅一九志六片。

三日(土)米賣渡申込七百萬石を突破す。

- ◇米國の平價切下げで對米爲替二十八弗臺に下落す。
- ◇衆議院：治安維持法改正案提出
- ◇中華國民政府、爲替管理斷行を傳へらる。
- ◇米政府金保有高、平價改訂の結果未曾有の巨額七十億餘弗に激增。國庫現計の赤字消滅して黒字に變る。
- ◇倫敦金塊反落したが、米への金現送依然續く。
- ◇五日(月)製絲共同施設獎勵規則改正、即日實施。
- ◇農相外地米管理案を拓相に提示
- ◇貴族院：關直彦氏、教育界不祥事件にて文相に質問。
- 衆議院：鷲野米太郎氏尊氏論にて商相追求。
- ◇英外相、議會で、英蘇不侵略條約は不必要と聲明。
- ◇印度議會に綿業保護を主とした

新關稅引上法案提出さる。

- ◇佛銀、金本位維持を聲明。
- ◇六日(火)農林省九米穀年度持越米推定を千八百七十五萬石と發表
- ◇貴族院：大河内言論壓迫を難ぶ
- 衆議院：製鐵所特別會計廢止案
- 鐵道敷設法中改正法律案、農業倉庫法中改正法律案提出さる。
- ◇巴里の大暴動依然續き、遂に軍隊出動。マ首相、共和制擁護宣言を發す。下院は内閣を信任。
- ◇佛首相、金本位維持を聲明。
- ◇米フォード自動車會社、生産部門の賃銀を一割方引上ぐ。
- ◇七日(水)衆議院：五大都市に特別市制實施法律案、其他上提。
- ◇佛ガラディエ内閣、巴里大暴動に鑑み總辭職。元大統領ゾーメルグ氏組閣を委囑さる。
- ◇八日(木)中島商相辭表提出。
- ◇日印綿業會商十四日開催と決定
- ◇原蠶種管理法案衆議院に提出。
- ◇巴里大暴動漸く鎮靜。

- ◇佛銀、二分半より三分に利上げ
- ◇佛の金流出高、過去一週間に二億法に及ぶ。
- ◇九日(金)商相に松本博士任命さる
- ◇貴族院：藏相第三分科會にて小川氏の質問に對し惡性インフレ及投機は徹底的に防ぐ旨聲明。
- ◇佛蘭西ゾーメルグ新内閣成立。
- ◇米上院も海軍豫算案を可決。
- ◇佛蘭西金兌換に制限令公布
- ◇佛蘭西金兌換に制限令公布
- ◇十日(土)外地米對策要項蠶絲並に土木事業對策五相會議で決定。
- ◇衆議院議員選舉法中改正法律案の樞密院第一回審査委員會開催
- ◇中國政府人絹國營計畫江蘇省崑山に工場建設着手。
- ◇ソ聯リトヴィノフ氏共產黨中央委員會委員に任命さる。
- ◇十二日(月)農林省蠶絲局輸出生絲販賣統制原案成る。
- ◇衆議院：豫算總會にて首相農村問題に對する具體策を聲明△國民同盟は内閣不信任案提出。

- ◇巴里に、フアシズム政治反對示威の爲、廿四時間總罷業行はる。
- ◇維納に總罷業勃發、戒嚴令布告。
- 十三日(火)蠶絲局の生絲輸出統制案に當業者の反對の意強し。
- ◇衆議院：二十一億一千二百萬圓の豫算通過。
- ◇英、對佛關稅引上、佛、對英通商條約破棄。
- 十四日(水)日英通商協議會第一回正式會議開會さる。
- ◇米賣渡申込八百萬石を突破す。
- ◇樞府選舉改正案中比例代表制案撤回を政府に促す。
- ◇商工省の石油事業統制要綱成る
- ◇貴族院：大河内氏財政問題に就て質問△拓相大藏氏の質問に對し滿洲付屬地不返還を言明。
- ◇紐育銀塊、倫敦相場場の急騰、一九三〇年來以の高値四五仙八分の一を示現。
- ◇維納の暴動擴大激化す。動員令下り二個軍團出動す。

- ◇埃政府、勞働組合否認を布告。
- 十五日(木)石油事業法案に對し當業者賛意を表す。
- ◇印度雜貨關稅案正式に成立す。
- 衆議院：岡本一己氏は樺工對現文相鳩山氏間の醜行を曝露す。
- △岡本氏言及事件の調査委員會設置の件可決さる。
- ◇佛の社會不安で佛銀の金引出額過去一週間に約廿億法に達す。
- ◇佛議會で各政黨一致してゾーメルグ新内閣を信任。
- 十六日(金)紡績次期四―六月操短率據置と決定。
- ◇選舉法改正案中比例代表制削除を閣議で決定。
- ◇關西製絲クラブは輸出生絲販賣統制に反對を表明。
- ◇貴族院：阪谷男の質問に對し、拓相は米穀統制に對しては外地も一視同仁の取扱をなす旨答ふ
- △金岡氏赤字公債を難じたるに對し、藏相は今日赤字公債以外

- に如何なる手段ありや、と逆襲す。
- ◇英蘇通商條約の調印行はる。
- ◇伯林で對獨短期債權協定成立。
- ◇埃内亂ドルフス政府の下に鎮靜
- 十七日(土)東株銘柄増加の爲三月一日より四部制實施と決定。
- ◇商工省、輸出組合法改正案決定
- ◇貴族院：次田氏製鐵問題質問。
- ◇チエツコ六分ノ一平價切下實施
- ◇米政府、商品取引取締法案を議會に提出。
- ◇英佛伊三國はオーストリア獨立及び保全の必要につき共同宣言をなすことに意見一致。
- 十九日(月)我當業者露領漁區入札に從來の換算率で望むに決定。
- ◇日銀は産金保有法案中兌換券條例との矛盾補正を要望す。
- ◇貴族院：商相次田氏に對し日鐵は現狀では減資無用と答ふ。
- ◇米の金流出高、過去一週間に約四千四百萬弗に達す。

- ◇和銀の金流出高、過去一週間に約二千萬フロリンに達す。
- ◇印新關稅法案、上院をも通過。
- 二十日(火)輸出水産物取締法案成る。
- ◇滿洲國政府は教令第七號にて石油事業統制の爲滿洲石油株式會社設立を發表。
- ◇浦鹽漁撈廳長官我が露領漁區入札に對し無効を宣す。
- 貴族院：渡邊子、軍民離間の軍部聲明は遺憾と警告す。
- ◇衆議院：清瀨一郎氏政民兩黨の政府不信任案上提阻止を難ぶ。
- 廿一日(水)日英綿業民間第二次會商開催我代表審議範圍を英本國及直轄植民地に限定を主張。
- ◇原蠶種管理案の内容農林省發表
- ◇對印輸出綿布の品種別數量決定
- ◇中華共產軍、九江附近を襲撃。
- ◇埃の戒嚴令撤廢さる。
- ◇中國海關三月一日以降滿洲國品を外國品として取扱ふ旨發表。

- 廿二日(木)衆議院：廣田外相露領漁區入札及北鐵問題の經過報告
- ◇獨國銀總裁、マルク切下に反對。
- ◇佛の金準備過去一週間に約四億五千萬法を減少。
- 廿三日(金)産金保有法案成り、法制局に回付さる。
- ◇商相の反對で團體保險國營案議會に不提出と決定。
- ◇廣田外相對米方針宣明。
- ◇中華新疆獨立政府崩壞す。
- ◇英の勞働者、失業救濟法に反對し、各地より倫敦に向つて飢餓行進を開始。
- 廿四日(土)銀塊相場場四十九圓三十三錢の新高値示現。
- ◇片貿易調整の南亞羊毛買付細目第三次官民協議會で最終的決定
- ◇外地米需給調節の農林拓務兩案成る。
- ◇滿洲國は拘禁中の北鐵從業員六名を釋放。
- ◇農林追加豫算案閣議で決定。

- ◇伊外務次官維納でドルフス埃首相と會談。埃匈伊三國間の經濟的軍事的協定の交渉と傳へらる
- ◇獨政府、滿洲國承認を否定す。
- 廿五日(日)駐日ソ大使廣田外相を訪問北鐵讓渡交渉に就き提議。
- 廿六日(月)米大統領通信事業國家統制を議會に勸告。
- ◇印の舊綿業保護法實施一ヶ月延長案、議會を通過。
- 廿七日(火)第十二回米穀證券七千萬圓借替らる。
- ◇貴族院：大藏男滿洲の經濟産業を拓相が主管せよと政府に要求
- ◇佛の豫算案、上院を修正附で通過、下院に廻付さる。
- ◇伊政府、金本位維持を聲明。
- 廿八日(水)在ウラヂヲ極東漁業廳は本日追加漁區入札を三月五日に延期と發表。
- ◇第三次日英民間綿業會商開催。
- ◇佛政府、陸海空軍大擴張案を近く議會に上程の旨發表。

三月

- ◇一日(木)外地米統制問題に關する拓務農林兩省の對立に三土鐵相中裁に入る。
- ◇東京株式取引所長期取引の四部制實施。
- ◇滿洲國に帝制實施さる。
- ◇實物市場の出來高十萬七千六百株といふ空前の記録を示す。
- ◇レルー西内閣總辭職。
- ◇二日(金)朝鮮總督府鮮米生産費を石二十圓九十八錢と發表。
- ◇衆議院：赤字公債委員會開かる。
- ◇米大統領、關稅獨裁權要請の敎書を議會に送る。之に基き新關稅法案下院に提出せらる。
- ◇三日(土) 鳩山文相辭任し齋藤首相が兼任文相となる。
- ◇外地米統制問題の堀切官長の仲裁案拓務農林兩當局に手交さる。
- ◇米の聯邦準備法修正法成立。

- ◇佛、伊との海軍休日協定期満期を機とし、國防充實計畫に着手。
- ◇西班牙レルー新内閣成立。
- ◇五日(月) 廣田外相、ユレニエフ蘇大使と會見し、北鐵東京會商再開に關する意見を交換。
- ◇露領漁區再入札に、邦人側不参加、競賣施行官は入札關係者少數の故で競賣延期を宣す。
- ◇衆議院：原蠶種管理法特別委員會、希望付にて原案を可決。
- ◇六日(火) 農林省、内地米生産費を發表。石當二二圓一七錢。
- ◇拓務省、外地米生産費を發表。朝鮮(石當二〇圓九八錢、反當三三圓二七錢)、臺灣(石當一七圓二六錢、反當三一圓九七錢)。
- ◇衆議院：農業倉庫法改正案及び原蠶種管理法を可決。
- ◇米五億弗大海軍建造案、修正の上、上院を通過、下院に廻付さる。
- ◇七日(水) 倫敦日英通商協議第四次

- 會商は市場範圍問題に付き日本側讓歩せず、英國側回答を延期(コムミユニケ發表)
- ◇八日(木) 日英綿業第五次會商、三月十四日再開に決定。
- ◇農林省、内地米反當生産費(五五圓六〇錢)、及び昭和八年過剩繭持越高(八百十萬貫)を發表。
- ◇衆議院：國民同盟、内閣不信任案を上程し、採決に敗る。
- ◇中華國民政府、內蒙古獨立政權を事實上承認す。
- ◇九日(金) 外米問題關係六相會議妥協案に基き申合せを爲す。
- ◇貴族院：豫算總會希望決議付で豫算案を可決。
- ◇伊政府、生絲及び綿絲の國家統制に着手。
- ◇十日(土) 武藤山治氏逝去。
- ◇米司法長官、財界巨頭の脱稅問題檢舉に着手。脱稅總額は約八億弗と稱せらる。
- ◇十二日(月) 全國米穀取引所組合聯

- 合會、米穀統制法實施以來の損失補償を政府に要望、決議す。
- ◇蘭領印度綿サロン輸入制限に關する第三回官民懇談會開催。
- ◇獨に對する警戒の爲め、伊、チエツコ、ユーゴの三國から、十萬の軍隊を境國境に集中。
- ◇十四日(水) 日英民間綿業會商、市場の範圍問題に關し意見一致せず。第六次會商を以つて決裂。
- ◇貴族院：九年度總豫算案可決。
- ◇十五日(木) 帝國議會、政府提出の外地米統制案に修正を要望。
- ◇衆議院：廣田外相、日英會商決裂後の我外務當局の見解を言明。
- ◇紐育銀塊相場急落。
- ◇米の自動車業争議漸次擴大。
- ◇米の鐵道業、本年中賃銀一割引下を行はざるに決定。
- ◇十六日(金) 紡績聯合會、日英政府會商に反對せずと決定。
- ◇衆議院：農林當局、明年三月末迄の外地米買上豫定額(七百萬

- 石)を發表。△農拓兩當局、八年度内地米及び鮮米生産費算出基準を發表。
- ◇伊境の政治經濟三國協定成立
- ◇獨の關稅一割引上に對し、佛は報復の爲め玩具其他五十七種の商品に對し關稅を平均十割引上
- ◇十七日(土) 日蘇漁區問題は蘇聯側讓歩換算率三十二錢五厘を認め四十二漁區提供と決定。
- ◇第十八回國際勞動會議代表發表
- ◇農林省、三月一日の内地米穀現任在高(五千四百六萬石餘)を發表
- ◇衆議院：大藏當局、赤字公債委員會にて、九年度金買上豫想高(八千餘貫)を發表。
- ◇米の自動車工業、製鐵業、鐵道波止場入足大罷業の氣運昂まる
- ◇十九日(月) 貴族院追加豫算案可決
- 衆議院特別會計追加豫算案上程
- ◇バンクヘッド棉花統制案、比島獨立案及びダイス銀法案、米下院を通過。

- ◇二十日(火) 衆議院：通商擁護法案、石油業法案、輸出生絲法案、議院法改正案可決。
- ◇米大統領全米の罷業調停に乘出
- ◇廿一日(水) 中華九江方面の共產軍長沙にせまる。
- ◇中華全國航業會議、內河航行權の回收を議決。
- ◇廿二日(木) 商工當局、豐橋(九年三月廿六日期限満了)岡崎(三月廿一日同)兩米穀取引所に對し更に十年間營業繼續免許。
- ◇商工當局と關係者、京濱綿布輸出組合聯合會設立の定款案決定
- ◇米自動車工業従業員、大統領の要請に基き、争議開始を四十八時間延期。
- ◇廿三日(金) 火保協會廿一、廿二日の函館市火災に對し、保險金支拂開始期は四月十日と決定。
- ◇衆議院：函館市罹災者免租法案可決さる。
- ◇米大藏長官、戰債不拂報復の意

味で、紐育銀行團の對佛短期債
應募を押し。

◇米のGM及びクライスラーの二
自動車會社、労働時間を廿六時
間貸銀据置を實施。

◇廿四日(土)貴族院：通商擁護法案
日銀金買入法案可決さる。

◇米鐵従業員組合、大統領の爭議
中止要請を拒否。

◇米の比島獨立法成立。

◇獨政府、羊毛、棉花等の輸入統
制官を任命し、當分其等の輸入
並に値上を禁止。

◇廿五日(日)印度議會特別委員會
莫大小關稅引上案を可決。

◇治維法改正に關する兩院協議會
纏らず、改正案は審議未了。

◇貴族院：米穀關係三法案、選舉
法改正案可決さる。

◇米の大自動車爭議解決。

◇廿六日(月)農林省鮮米第四次買上
(五十萬石)を發表。

◇第六十五議會閉院式舉行。

◇獨逸政府、爲替管理及び輸入商
品につき更に新たなる制限を加
ふる事に決定。

◇汪兆銘、宋子文以下の南京經濟
委員會、日本と提携せずば支那
財界の更生難しと結論す。

◇廿七日(火)佛政府は彪大な赤字克
服の爲め近く官吏八萬人大整理
をなすことに決定。

◇廿八日(水)羊毛工業會理事會、毛
絲紡績専門の會社は四月十日以
降一ヶ月に四日半休業と決定。

◇蘭印向サロン類輸出統制機關の
日本絲染サロン輸出同盟會創立

◇横神生絲輸出業組合、農相宛生
絲検査法に關し陳情書を提出。

◇ブラジルに於て、日本移民排斥
の危險濃厚となる。

◇米國の各鋼鐵會社、労働爭議波
及を恐れて賃銀一割増加發表。

◇廿九日(木)四分利國庫債券(は號)
一億六千萬圓を發行。

◇米穀證券二億五千八百萬圓の借

換發行決定。

◇印度、絹絲及び絹織物關稅引上
◇米國、一千萬俵の生産割當を基
礎とするバンクヘッド米綿統制
案上下院通過。

◇三十日(金)紛糾の産糖協定解決。

◇大藏省、八年度決算見込を發表

◇商工省、臨時産業合理局顧問會
議にて麥酒、洋紙價格の抑制方
針大綱を決定。

◇米下院關稅獨裁法案を可決。

◇英下院で日本帽子の進出問題化
◇廿一日(土)東電、社員四百三十八
名の解雇を發表。

◇日蘭會商政府代表決定。

◇獨逸は對米債務五千弗の利子相
當額百二十五萬弗支拂を申出で
是に對し米國務長官ハル氏は減
免は不可能だが、各國貨幣での
支拂は受諾する旨通吾す。

◇アラビア最大のネジツト王國と
英保護下のエーメン國との間に
戰爭勃發す。

産米月別販賣高	70
最低公定價格による農家手取金と庭	
先相場との比較	72
農家の米穀賣却の狀況	72
各農産品の販賣される割合	76
農家の諸負擔	77
明治四十四年農家負債調	78
帝農調査農家負債	79
昭和四年度農家負債推定額	80
農山漁家負債見込額	80
農家負債の利率別見込割額	81
農家收入中租稅公課の割合	90
農家一戸當租稅負擔額	91
田畑所有者に營業者の負擔比較	92
對所得額公租公課負擔割合	93
公租公課負擔の業別比較	93
繭相場年別表	96
收繭量及價額	97
累年蠶價額及生産費	98
前途不安な生糸及繭	99
農家經營費中現金現物別	105
米繭麥金錢收入	107
貿易品及國內品物價指數	108
米生産費と庭先相場	109
農家一戸當現金收入	110
農家各年收支差引不足戸數	110
八年度農家收入(砂田氏調査)	111
小作爭議數	112
小作爭議の範圍	112
小作爭議原因別及要求別	113
物價、株價、爲替相場	

東京卸賣物價指數	170
日・米・英弗物價指數比較	171
本邦對外爲替相場	172
米國事情	
對ソ貿易趨勢	40
物價、爲替相場及び株式相場表	
	134,167
準備銀行買入手形政府公債手持高表	
	135
紐育市場金利表	136
聯邦準備銀行綜合勘定表	137
通貨流通高	138
農村物價及購買力指數	139
金買上價格、爲價指數、米英爲替相	
場	151,153
事業活動指數	181
廿四及廿五年度豫算	184
廿四年度緊急費の分類	186
貿 易	
滿洲重要輸入商品表	22
ソ聯邦對米貿易趨勢	40
帝國對外貿易價額	176
帝國貿易數量指數	176
労働者階級	
労働人員指數	262
定額賃銀指數	264
實收賃銀指數	265
労働階級總收入指數	267
全國生計費指數	268
正味就業時間の推移	269

米 穀	60-73
—統制法	60,66
—問題諸見解	64
米 國	29-41,119-168
—極東政策の変更	29
—對露政策の三段階	32
—露國承認の意義	37
—經濟復興運動に於ける通貨政策の役割	119
—通貨政策の本質	121
—通貨政策の特質	125
—通貨政策の發展様相と其效果	128
—大統領の通貨獨裁權	131
—投機的物價騰貴の顯現	133
—具體的インフレーション政策の實施	134
—投機的物價騰貴の昂進	134
—N・R・Aの實施とインフレーション見越の挫折	139
—金買上政策	141
—の目的	142
—の理論的根據	143
—の實施狀況	145
—の現實的効果	148
—金相場引上の爲替相場に對する影響	152
—平價切下への前進	155
—弗價改訂教書の發表	155
—弗價改訂法の成立	156
—弗價改訂の實施	158
—の意味	160
—インフレーション政策としての弗價改訂	161
—1934年型金地金本位制度の創設	162,180
—弗價改訂の目的	164
—の現實的効果	166
—通貨政策の歸趨とインフレーションの前途	168

—の景氣	181
—財政インフレの規模と産業刺戟力	184

[ホ]

北滿鐵道	3
ポーランド	63,43,44
補整ドル理論	144
貿易	17,175,227
—滿洲の—	17
—通商危機克服の諸モメント	232
—八年度の新傾向	236
—貿易統制工作進行と目標	242
紡績業	254

[マ]

滿洲國	16,28
—に於ける農業恐慌	16
—經濟の構造	18
—への商品輸出の見透し	21
—の工業化	23
—の關稅問題	24
滿鐵改組問題	13,305-316
—滿鐵社債賣行不振	14
—改組案は必至の運命	305
—軍部案と其の指導精神	307
—社員會の聲明	311
—資本家のボイコット	311
—軍部案を恐るゝ理由	314
—軍部案の行方	314

[ミ]

民間軍需品工場監督規則	259
-------------	-----

[メ]

メキシコ	37
------	----

[モ]

モロトフ	2
------	---

[ユ]	
輸出生絲出荷制限	100-104
—實施要綱	100
—違反行爲續出	101
—撤廢論	102
[ヨ]	
羊毛工業	252,254,257
[ラ]	
ラトヴィキア	36,43
ランシマン	231
ランカシア	231
[リ]	
リトアニア	36,43

重要統計表索引

金融及資本	
—八年末日銀紙幣發行高	196
—日銀供給通貨、民間貸付及公債	196
—八年日銀公債引受及賣却高	198
—普通銀行預金貸出地方別	200-201
—會社債拂込金調	206
—八年各月發表新會社債表	207
—銀行會社計畫資本	208,251
財政	
—九年度歳出入預算	213
—九年度歳出豫算省別表	214
—海軍省の兵備改善に關する經費	217
—九年度普通歳入預算	222

利潤増加の傾向	245
[レ]	
零細農制	
[ロ]	
労働者階級の狀態	261
労働時間	268
労働者保護に對する脱法行爲類出	273
—ローズベルト	39, 117, 118, 120, 121
—	122, 123, 124, 125, 141
—	143, 146, 154, 155, 156
—	158, 163, 164, 165, 179
—	180, 183, 184,
[ワ]	
ワグナー失業救濟法	186

九年度公債發行額	224
生産活動	
—本邦事業活動指數	173
—動力指數	174
—電力消費高指數	175
—五大都市倉庫貨物出入高個數	177
—鐵道貨物發送廻數表	178
—百六社最近三期業績表	246
—八年度下期收益比較表	248
農村事情	
—臺鮮米の收穫量と移出高	61
—米穀需給表	62
—米穀市場相場と公定相場の開き	76

五相會議	112
小作爭議	112
公債	197-199
—民間買入續増	197
—九年度發行額	199
國際貸借の總決算	240
鑛業	253
[サ]	
蠶業恐慌	96,256
—對策	58
財政對策	224
雜貨輸出増加	238
産業	244-260
紡績業、人絹業、羊毛工業、製糖業、製粉業、麥酒業、製菓業、製紙業、肥料業、化學工業、洋灰業、鐵鋼業、機械工作業、造船業鑛業、炭礦業、石油業、電氣業、瓦斯業、海運業、電鐵業、	245-250
左翼陣營	282
[シ]	
事業活動	173,244-260
資本市場	205,250
計畫資本—銀行業、信託業、貸金其他金融業、倉庫業、保險業、運輸業(鐵道及軌道、海運業、其他)鑛業、電氣業、製造工業(瓦斯業、紡績業、製織業、化學工業、染色整理業、製紙業、機械及器具業、造船及船渠業、窯業、金屬工業、釀造業、食料品工業、製紙業、製材業、雜工業)水産業、農林業、商業、雜業	250-253
人絹業	255
重工業	257
就業人員	261
[ス]	

スターリン	2
スチムソン	29,30
瑞 典	37
スペイン	42
[セ]	
世界經濟	179-194
纖維工業	235
—新分野開拓	257
石油業	260
生計費	267
政治及び社會狀勢	277-290
全 協	283
[ソ]	
ソ 聯	41-45
—西部國境の整備	41
ソ波不侵略條約	44
佛ソ不侵略條約	44
石油ダンピング問題	46
倉庫貨物	177
租 稅	177
[タ]	
大 豆	17
炭 礦 業	259
[チ]	
デヨーヂ・フレデリック・ワレン	143
貸 銀	264
定 額—	264
實 收—	265
中 國	291-304
人民臨時代表大會決議	299
—地方軍閥の割據	302
—共產軍の脅威	304
[ツ]	
通 貨	175,195

米國—政策	117
—年末需要高	195
ヅ—メルグ	191
通信事業特別會計設置	223
[テ]	
鐵 鋼 業	257
[ト]	
トルコ	36,42
獨 逸	37,42
泥棒遠征	115
動 力	174
銅 鑛 業	259
[ナ]	
内政會議	55
[ニ]	
日滿經濟プロツク	20
日滿關稅同盟	25
日滿特惠關稅制度	26
日滿互惠關稅制度	26
ニユー・デイール	119
日銀の資金放出	196
日印會商の經濟的失敗	229
日英會商	230
日蘭會商	231
日本製鐵株式會社成立	259
[ヌ]	
ヌラ(N・R・A)	139-140,183
[ノ]	
ノルウェー	37
農業恐慌	94-116
農 村	
—不安の濃化	49
—負擔輕減問題	56-59,93-94

—負債整理問題	56-59
—金融問題	56-59
農村負債	73
小農制下の—	73
農村の商品經濟化と—	75
—の加速度的増加	77
—整理の意味と實績	82
過重負擔	87
公租、公課の偏農狀態	91
農産物販賣統制問題	56-59
農民精神の作興	56-59
農家の收支狀態	150
[ハ]	
半封建的土地所有關係	51
反動的小康時代	277
[ヒ]	
非常時	9,51,54,277-290
肥料統制問題	56,58
ヒットラー	193,194
[フ]	
フアツシヨ	6,280
—的氣運の衰退	6
フィンランド	36
—陣營沈滞の理由	280
物 價	169-172
紙幣—と弗—	169
佛 蘭 西	37,42,190
—舉國內閣の成立	190
福建革命	291
—革命前史	291
—人民政府の樹立と倒壞	292
—政府倒壞の理由	295
—革命の本質	296
[ヘ]	
ベルシア	36

日本經濟年報索引

=第十五輯=

(昭和八年第四四半期)

[ア]		對支—	4
アフガニスタン	63,43	對米—	4
アンゴラ	42	焦土—	8
アデン	43	家長的家族制度	53
		爲替	
		對米—	172
		化學工業	252
[イ]			
伊太利	37,42		
インフレーション	119,134,139,160, 168,184-188	[キ]	
印度雜貨關稅引上	228-230	ギリシヤ	37
		金買上	141-155
		金融市場	195
		府縣別に見た—	199
		起債市場	205
		—低利借替の進行	205
		—新設計畫資本	207
		銀行大會演說	208
		行政費削減	218
		既成政黨の蘇生	288
[ウ]			
ウルグワイ	43	[ク]	
		軍部勢力	11
		九年度豫算案	211
		—歳出に示された特異性	213
		軍事費膨脹の要因	215
		軍需工業時代	249
[エ]			
エストニア	36,43	[ケ]	
英國	37,188	景氣一般	169
エリオ	34		
		[コ]	
		皇道主義	11
[オ]			
伊太利	37,188,193		
オープン・マーケット・バイイング・オペレーション	134		
オープン・マーケット・オペレーション	198		
歐洲大陸の政治的危機	188,192		
[カ]			
外交	1-48		
對ソ—	2,31		
對滿—	4		

發行所

報年濟經本日
(輯六十第)

印刷者
編輯者兼

東京市日本橋區本石町三丁目二ノ一
神原周平

東京市日本橋區本石町三丁目二ノ一

東洋經濟新報社

電話日本橋一八八七番、二七八五番

昭和九年五月十六日發行

定價壹圓

社會式株刷印清日 所刷印


！ 容 内 此 の 輯 刊 既

日本經濟年報

◇ 每四半期發行・各輯四六版三五〇頁内外◇

定 價 一 圓 (送料八錢)

<p>第九輯 (二 第 年 七)</p> <p>第一部 ソヴェート聯邦の經濟的發展と日ソの對立</p> <p>第二部 我國官公營事業の解剖</p> <p>第三部 政治不安と日本農業恐慌</p> <p>第四部 日本經濟各部門の分析</p>	<p>第十輯 (三 第 年 七)</p> <p>第一部 支那分割の運動とアジア問題の新たな段階</p> <p>第二部 インフレーションの發展と其の歸結</p> <p>第三部 各經濟部門の分析と見透</p>	<p>第十輯 (四 第 年 七)</p> <p>第一部 世界政治の動向と國際聯盟</p> <p>第二部 軍事費の膨脹と日本財政の危機</p> <p>第三部 各經濟部門の分析と見透</p>
<p>第二十輯 (一 第 年 八)</p> <p>第一部 世界經濟危機下の米國金融恐慌</p> <p>第二部 國際軍備縮少と列國軍備の動向</p> <p>第三部 各經濟部門の分析と見透</p>	<p>第三十輯 (二 第 年 八)</p> <p>第一部 世界經濟會議の意義と其經過</p> <p>第二部 通商危機の本質と日本貿易の動向</p> <p>第三部 各經濟部門の分析と見透</p>	<p>第四十輯 (三 第 年 八)</p> <p>第一部 世界的プロツク運動と日滿統制經濟の將來</p> <p>第二部 轉換後の我國産業の現状と其前途</p> <p>第三部 各經濟部門の分析と見透</p>
<p>第五十輯 (四 第 年 八)</p> <p>第一部 焦土外交より脱したる國際日本</p> <p>第二部 農業恐慌の現段階と其對策の歸趨</p> <p>第三部 米國新通貨政策の目標と其展開</p> <p>第四部 各經濟部門の分析と見透</p>		



日本經濟年報第十五輯正誤表

頁	行	誤	正
序一	左一	主張	主流
二	左三	陸相ウオシロフ	軍事人民委員長ウオロシロフ
四	右一	批難	非難
八	右二	再燃	再燃
一〇	左三	フアツシヨ團體	フアツシヨ團體
一二	左三	直接にか	直接にか間接にか
一三	右六	變化が行つた。	變化が行はれた。
一五	右三	五一・五事件	五・一五事件
一六	右三	フアツシヨ	フアツシヨ
一九	左三	枯息	姑息
二〇	右一	さらだに	さらでだに
二一	左四	航究	航空
二一	左四	治安維持	治安維持
四一	左二	露國對外交	露國對外關係
四四	左二	問題	問題
四五	右二	東歐	西歐
四七	左五	あらうが。	あらうか。
六三	右六	輸入制限問題	移入制限問題
六四	右三	勸智	勸智
六五	左七	行にく	移入管理案
六八	右一	嫁ぎ	稼ぎ
七五	左六	遂行	遂行
八〇	左二	をを以て	をを以て
八二	右六	後藤農相	後藤農相
八三	右四	押して知る	推して知る
八四	左四	要重性	重要性
八五	左五	事例ば	事例は

一錢五厘
切手貼用

郵便がき

東京市

日本橋區本石町三丁目二ノ一

東洋經濟新報社

日本經濟年報編輯係

行

八七	右三	齋藏首相	二一二	右二	遞所省	遞信省
九五	右四	トロツキ氏	二二一	右四	扱ひ上げる	扱ひ上げる
九六	左三	繭商景氣	二二三	右三	双壁	双壁
九八	右三	に料し	二二四	右五	赤字公債	赤字公債
一〇四	左六	收入	二二八	右七	を於ける	に於ける
一一三	右三	小作故關係	二三一	右一	クオーター・システム	クオーター・システム
一一七	左四	蔑視去る	二三四	左八	恢復	恢復
一二一	右二	大統領發布	二三七	右七	四憶	四憶
一二二	右六	弗價改訂	二七六	右一	福利施設	福利施設
一六九	左四	基本實な	二七九	左一	直探	直接
一七四	右三	欲に	二八〇	左三	生活にも窺し	生活にも窺し
一八九	右四	致つて	二八九	左一	對度	態度
一九〇	左一	スタヴイスキー	三〇二	左二	畫す	劃す
一九九	右四	二債三千一百万圓	三〇八	左八	となれる	とされる
二〇四	右七	此に	三一四	右三	關軍軍は	關東軍
二〇九	右八	吸集	三一六	左四	必がしも	必ずしも

(16) 日本經濟年報讀者カード

御住所	
芳名	
職業	俸給者(官公吏、銀行、會社、教員)、 學生(學校名)商業、労働者、農業 以上の中一を残し 他を消して下さい
貴下研究の題目	
第十六輯に對 する批判	
第十七輯に 對する希望	

上記の各欄に御記入御投函下さるやう御願ひ致します。このカードにより時々本社の新刊を御報道申し上げたいと存じます。